

東海第二発電所

設計及び工事計画変更認可申請書

補足説明資料

令和5年8月

日本原子力発電株式会社

補足説明資料名称

工認添付書類	補足説明資料
—	補足-1 設計及び工事計画変更認可申請における適用条文等の整理について
—	補足-2 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理について
—	補足-3 工事の方法に関する補足説明資料
—	補足-4 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更
—	補足-5 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更
—	補足-6 チャンネル着脱機の材料の記載適正化
—	補足-7 申請書に併せて適正化する添付書類

初版：2023年 8月31日

本資料のうち、 は商業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

補足－1 【設計及び工事計画変更認可申請における
適用条文等の整理について】

設計及び工事計画変更認可申請における適用条文等の整理について

1. 概要

今回、東海第二発電所の非常用無停電電源装置、緊急用無停電電源装置（以下「非常用／緊急用無停電電源装置」という。）及び緊急用 125V 系蓄電池等について、以下のとおり変更するため、設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

- (1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の設置場所の変更
- (2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更
- (3) チャンネル着脱機の内容の記載適正化

本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該手続きを行うに当たり、申請対象が適用を受ける「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）の条文を整理するとともに、適合性の確認が必要となる条文を明確にする。

2. 技術基準規則の適用条文の整理結果

本設計及び工事の計画の申請対象である非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池等の技術基準規則の適用条文は、以下に示すとおり。

- (1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の適用条文・・・下表及び補足-4 並びに添付書類
- (2) 火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の適用条文・・・下表及び補足-5 並びに添付書類
- (3) チャンネル着脱機の適用条文・・・下表及び補足-6

また、別紙に「非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池」及び「火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管」に係る本設計及び工事の計画の申請に伴う技術基準規則に対する適合条文の整理の詳細を示す。

なお、「チャンネル着脱機」については、今回の申請において、設備の改造を伴わない記載の適正化が目的のため、省略している。

【申請対象】

- (1) その他発電用原子炉の附属施設（非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池）
 - 1 非常用電源設備
 - 3 その他の電源装置
 - 3.1 その他の電源装置
 - (1) 無停電電源装置
 - ・常設
 - a. 非常用無停電電源装置
 - b. 緊急用無停電電源装置

- (2) 電力貯蔵装置
 - ・常設
 - c. 緊急用 125V 系蓄電池

 - (2) その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管）
 - 4 火災防護設備
 - 2 消火設備
 - 2.1 消火系
 - (2) 容器
 - ・常設
 - d. ハロンボンベ
 - (5) 主配管
 - ・常設
-
- (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（チャンネル着脱機）
 - 1 燃料取扱設備
 - (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器
 - d. チャンネル着脱機

【凡例】

- ：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
- △：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文，又は工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文
- ×：適用を受けない条文

(1) その他発電用原子炉の附属施設（非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池）

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第 4 条 設計基準対象施設の地盤	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても設計基準対象施設の地盤に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性を確認する必要がある条文（以下「適合性確認対象条文」という。）となるが、今回の設置場所の変更が原子炉建屋の地震応答解析へ影響を与えないことが確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事の計画（以下「既工事計画」という。）で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1）</p>
第 5 条 地震による損傷の防止	○	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても地震による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、非常用無停電電源装置の改造において、必要な耐震性は確保されていることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 2）</p>
第 6 条 津波による損傷の防止	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても津波による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。適合性確認対象条文となるが、入力津波に変更はなく、津波による損傷の防止が図られた原子炉建屋内での改造であり、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 3）</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 7 条 外部からの衝撃による損傷の防止	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、適合性確認対象条文となるが、外部からの衝撃による損傷防止が図られた原子炉建屋内での改造であり、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画において確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 4）</p>
第 8 条 立入りの防止	×	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、立入りの防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。</p>
第 9 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。</p>
第 10 条 急傾斜地の崩壊の防止	×	<p>東海第二発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、適用を受けない。</p>
第 11 条 火災による損傷の防止	○	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても火災による損傷の防止に関する設計への影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、非常用無停電電源装置の改造において、設置場所の変更により火災区画が変更となるが、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の設定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計、火災の影響軽減対策に係る設計、その他の内部火災に係る防護の設計を変更するものではないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 5）</p>

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、非常用無停電電源装置の改造において、設置場所の変更により溢水防護区画が変更となるが、従来の配置と同様に「溢水防護上配慮が必要な高さ」を満足する高さに設置することから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料6）</p>
第13条 安全避難通路等	△	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても安全避難通路等に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、適合性確認対象条文となるが、建屋内の安全避難通路等に関する設計に変更がなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料7）</p>
第14条 安全設備	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても安全設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、内での変更であり、多重性及び独立性を有する設計並びに環境条件における設計に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料8）</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第15条 設計基準対象施設の機能	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても設計基準対象施設の機能に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、適合性確認対象条文となるが、他発電所との共用又は相互接続及び保守点検に係る設計に変更がなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料9）</p>
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても全交流動力電源喪失対策設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、適合性確認対象条文となるが、容量及び電力の供給先に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料10）</p>
第17条 材料及び構造	×	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、材料及び構造の適用対象である、容器、管、ポンプ、弁及びこれらの支持構造物に該当しないため、適用を受けない。</p>
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	<p>維持基準であることから、適用を受けない。</p>
第19条 流体振動等による損傷の防止	×	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、流体振動等による損傷の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。</p>
第20条 安全弁等	×	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、安全弁等に該当しないため、適用を受けない。</p>
第21条 耐圧試験等	×	<p>施設時基準又は維持基準であることから、適用を受けない。</p>

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第22条 監視試験片	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、対象設備は本条文の適用を受ける設備ではないため、適用を受けない。
第23条 炉心等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、炉心等に該当しないため、適用を受けない。
第24条 熱遮蔽材	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、熱遮蔽材に該当しないため、適用を受けない。
第25条 一次冷却材	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、一次冷却材に該当しないため、適用を受けない。
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、適用を受けない。
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、適用を受けない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、適用を受けない。
第29条 一次冷却材処理装置	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、一次冷却材処理装置に該当しないため、適用を受けない。
第30条 逆止め弁	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、逆止め弁に該当しないため、適用を受けない。
第31条 蒸気タービン	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、蒸気タービンに該当しないため、適用を受けない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、非常用炉心冷却設備に該当しないため、適用を受けない。
第33条 循環設備等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、循環設備等に該当しないため、適用を受けない。
第34条 計測装置	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、計測装置に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 3 5 条 安全保護装置	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、安全保護装置に該当しないため、適用を受けない。
第 3 6 条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、適用を受けない。
第 3 7 条 制御材駆動装置	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、制御材駆動装置に該当しないため、適用を受けない。
第 3 8 条 原子炉制御室等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、原子炉制御室等に該当しないため、適用を受けない。
第 3 9 条 廃棄物処理設備等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、廃棄物処理設備等に該当しないため、適用を受けない。
第 4 0 条 廃棄物貯蔵設備等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、適用を受けない。
第 4 1 条 放射性物質による汚染の防止	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第 4 2 条 生体遮蔽等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、生体遮蔽等に該当しないため、適用を受けない。
第 4 3 条 換気設備	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、換気設備に該当しないため、適用を受けない。
第 4 4 条 原子炉格納施設	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、原子炉格納施設に該当しないため、適用を受けない。
第 4 5 条 保安電源設備	△	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても保安電源設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、適合性確認対象条文となるが、容量及び電力の供給先並びに電気系統の信頼性を確保する設計に変更がなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。 (添付資料 1 2)

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第46条 緊急時対策所	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、緊急時対策所に該当しないため、適用を受けない。
第47条 警報装置等	×	今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更するが、警報装置等に該当しないため、適用を受けない。
第48条 準用	△	<p>今回の非常用無停電電源装置の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」(以下「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準」という。)の準用に関する設計に影響がないこと(適合していること)を確認する必要があり、適合性確認対象条文となるが、「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準」の条文要求に対する適合性に変更がなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料13)</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第49条 重大事故等対処施設の地盤	△	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても重大事故等対処施設の地盤に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、今回の設置場所の変更が原子炉建屋の地震応答解析へ影響を与えないことが確認できることから、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1 4）</p>
第50条 地震による損傷の防止	○	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても地震による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>○ 確認の結果、非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造において、必要な耐震性は確保されていることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1 5）</p>
第51条 津波による損傷の防止	△	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても津波による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある、適合性確認対象条文となるが、入力津波に変更はなく、津波による損傷防止が図られた原子炉建屋内での改造であり、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1 6）</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第52条 火災による損傷の防止	○	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても火災による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造において、設置場所の変更により火災区画が変更となるが、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の選定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計を変更するものではないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 17）</p>
第53条 特定重大事故等対処施設	×	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、特定重大事故等対処施設に該当しないため、適用を受けない。</p>
第54条 重大事故等対処設備	○	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても重大事故等対処設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、今回の設置場所の変更において、環境条件及び荷重条件、操作性、試験及び検査、切替えの容易性、悪影響防止、容量、現場の作業環境及び設計基準事故対処設備との共通要因故障に係る設計に変更がないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 18）</p>
第55条 材料及び構造	×	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、材料及び構造の適用対象である、容器、管、ポンプ、弁及びこれらの支持構造物に該当しないため、適用を受けない。</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	維持基準であることから、適用を受けない。
第57条 安全弁等	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、安全弁等に該当しないため、適用を受けない。
第58条 耐圧試験等	×	施設基準又は維持基準であることから、適用を受けない。
第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、適用を受けない。
第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため，適用を受けない。
第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に該当しないため，適用を受けない。
第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため，適用を受けない。
第68条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため，適用を受けない。
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため，適用を受けない。
第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため，適用を受けない。
第71条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更するが，重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に該当しないため，適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第72条 電源設備	○	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更することから、変更後においても電源設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、非常用／緊急用無停電電源装置は、容量及び電力の供給先に変更はなく、無停電で計装設備へ電力を供給できる設計を変更するものではない。緊急用 125V 系蓄電池は、負荷の切り離しを行わずに 24 時間にわたり必要な設備に電力を供給し、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系・B 系及び HPCS 系と独立性を有し、位置的分散を図る設計を変更するものではないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1 9)</p>
第73条 計装設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、計装設備に該当しないため、適用を受けない。
第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、適用を受けない。
第75条 監視測定設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、監視測定設備に該当しないため、適用を受けない。
第76条 緊急時対策所	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、緊急時対策所に該当しないため、適用を受けない。
第77条 通信連絡を行うために必要な設備	×	今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では、設置場所を変更するが、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第78条 準用	△	<p>今回の非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用 125V 系蓄電池の改造では，設置場所を変更することから，変更後においても「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準」の準用に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり，適合性確認対象条文となるが，「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準」の条文要求に対する適合性に変更がなく，工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから，技術基準の適合性に影響はない。また，既工事計画で確認された設計を変更するものではなく，基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料20)</p>

(2) その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管）

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 4 条 設計基準対象施設の地盤	△	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では，設置場所及び仕様を変更することから，変更後においても設計基準対象施設の地盤に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり，変更の工事の内容（本申請内容）に対し，適合性を確認する必要がある条文（以下「適合性確認対象条文」という。）となるが，今回の設置場所等の変更が原子炉建屋の地震応答解析へ影響を与えないことが確認できることから，技術基準の適合性に影響はない。また，既工事計画で確認された設計を変更するものではなく，基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1）</p>
第 5 条 地震による損傷の防止	○	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では，設置場所及び仕様を変更することから，変更後においても地震による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため，適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果，火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造において，必要な耐震性は確保されていることから，技術基準の適合性に影響はない。また，既工事計画で確認された設計を変更するものではなく，基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 2）</p>
第 6 条 津波による損傷の防止	×	<p>今回の消火設備の改造では，火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の仕様を変更するが，津波防護対象設備に該当しないため，適用を受けない。</p>
第 7 条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では，設置場所及び仕様を変更するが，外部からの衝撃により防護すべき施設に該当しないため，適用を受けない。</p>
第 8 条 立入りの防止	×	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では，設置場所及び仕様を変更するが，立入りの防止に係る設備に該当しないため，適用を受けない。</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 9 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第 10 条 急傾斜地の崩壊の防止	×	東海第二発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、適用を受けない。
第 11 条 火災による損傷の防止	△	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造は、重大事故等対処施設の条文適用を受ける設備の設置場所及び仕様を変更するものである。変更後においても設計基準対象施設における火災による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、適合性確認対象条文となるが、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の設定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計、火災の影響軽減対策に係る設計、その他の内部火災に係る防護の設計に影響を与えないことが確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。 (添付資料 5)
第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に変更がないため、適用を受けない。
第 13 条 安全避難通路等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、安全避難通路等に変更がないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第14条 安全設備	△	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更することから、変更後においても安全設備に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、適合性確認対象条文となるが、 内での変更であり、環境条件における設計に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料8）</p>
第15条 設計基準対象施設の機能	○	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更することから、変更後においても設計基準対象施設の機能に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>○ 確認の結果、当該ボンベ配置場所の変更による保守点検に係る設計に変更はなく、他発電所との共用又は相互に接続する配管はないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料9）</p>
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないため、適用を受けない。</p>
第17条 材料及び構造	○	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更することから、変更後においても材料及び構造に係る設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>○ 確認の結果、火災防護設備用ハロンボンベの主配管に必要な強度は確保されていることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料11）</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	維持基準であることから、適用を受けない。
第19条 流体振動等による損傷防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、流体振動等による損傷の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第20条 安全弁等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、安全弁等に該当しないため、適用を受けない。
第21条 耐圧試験等	×	施設基準又は維持基準であることから、適用を受けない。
第22条 監視試験片	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、対象設備は本条文の適用を受ける設備ではないため、適用を受けない。
第23条 炉心等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、炉心等に該当しないため、適用を受けない。
第24条 熱遮蔽材	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、熱遮蔽材に該当しないため、適用を受けない。
第25条 一次冷却材	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、一次冷却材に該当しないため、適用を受けない。
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、適用を受けない。
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、適用を受けない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第29条 一次冷却材処理装置	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、一次冷却材処理装置に該当しないため、適用を受けない。
第30条 逆止め弁	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、逆止め弁に該当しないため、適用を受けない。
第31条 蒸気タービン	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、蒸気タービンに該当しないため、適用を受けない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、非常用炉心冷却設備に該当しないため、適用を受けない。
第33条 循環設備等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、循環設備等に該当しないため、適用を受けない。
第34条 計測装置	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、計測装置に該当しないため、適用を受けない。
第35条 安全保護装置	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、安全保護装置に該当しないため、適用を受けない。
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、適用を受けない。
第37条 制御材駆動装置	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、制御材駆動装置に該当しないため、適用を受けない。
第38条 原子炉制御室等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉制御室等に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第39条 廃棄物処理設備等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、廃棄物処理設備等に該当しないため、適用を受けない。
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、適用を受けない。
第41条 放射性物質による汚染の 防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第42条 生体遮蔽等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、生体遮蔽等に該当しないため、適用を受けない。
第43条 換気設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、換気設備に該当しないため、適用を受けない。
第44条 原子炉格納施設	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉格納施設に該当しないため、適用を受けない。
第45条 保安電源設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、保安電源設備に該当しないため、適用を受けない。
第46条 緊急時対策所	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、緊急時対策所に該当しないため、適用を受けない。
第47条 警報装置等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、警報装置等に該当しないため、適用を受けない。
第48条 準用	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、準用に係る設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第49条 重大事故等対処施設の地盤	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、重大事故等対処施設の地盤に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第50条 地震による損傷の防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、地震による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第51条 津波による損傷の防止	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、津波による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第52条 火災による損傷の防止	○	<p>今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更することから、変更後においても火災による損傷の防止に関する設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要がある。このため、適合性確認対象条文とする。</p> <p>確認の結果、当該ボンベ配置場所及び仕様の変更はあるが、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の設定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計を変更するものではないことから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料17）</p>
第53条 特定重大事故等対処施設	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、特定重大事故等対処施設に該当しないため、適用を受けない。
第54条 重大事故等対処設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、重大事故等対処施設に該当しないため、適用を受けない。
第55条 材料及び構造	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、重大事故等対処施設の材料及び構造に係る設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	維持基準であることから、適用を受けない。
第57条 安全弁等	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、安全弁等に該当しないため、適用を受けない。
第58条 耐圧試験等	×	施設基準又は維持基準であることから、適用を受けない。
第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、適用を受けない。
第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否判断	理由
重大事故等対処施設		
第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第68条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、適用を受けない。
第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、適用を受けない。
第71条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に該当しないため、適用を受けない。
第72条 電源設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、電源設備に該当しないため、適用を受けない。
第73条 計装設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、計装設備に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
重大事故等対処施設		
第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、適用を受けない。
第75条 監視測定設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、監視測定設備に該当しないため、適用を受けない。
第76条 緊急時対策所	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、緊急時対策所に該当しないため、適用を受けない。
第77条 通信連絡を行うために必要な設備	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、適用を受けない。
第78条 準用	×	今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造では、設置場所及び仕様を変更するが、準用に係る設備に該当しないため、適用を受けない。

(3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（チャンネル着脱機）

今回の申請対象は重大事故等対処施設（以下「SA」という。）ではないため、SAへの基準適合を要求する条文である第49条～第78条には該当しない。

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第4条 設計基準対象施設の地盤	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、設計基準対象施設の地盤に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第5条 地震による損傷の防止	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても地震による損傷の防止に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、重量及び構造強度に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。
第6条 津波による損傷の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、津波による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第8条 立入りの防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、立入りの防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第10条 急傾斜地の崩壊の防止	×	東海第二発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、適用を受けない。
第11条 火災による損傷の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、火災による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第13条 安全避難通路等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、安全避難通路等に変更がないため、適用を受けない。
第14条 安全設備	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても安全設備に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、想定される環境条件における設計に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。
第15条 設計基準対象施設の機能	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても設計基準対象施設の機能に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、保守点検が可能な構造に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないため、適用を受けない。
第17条 材料及び構造	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても材料及び構造に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があり、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、チャンネル着脱機の構造強度等に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	維持基準であることから、適用を受けない。
第19条 流体振動等による損傷の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、流体振動等による損傷の防止に係る設備に該当しないため、適用を受けない。
第20条 安全弁等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、安全弁等に該当しないため、適用を受けない。
第21条 耐圧試験等	×	施設時基準又は維持基準であることから、適用を受けない。
第22条 監視試験片	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、対象設備は本条文の適用を受ける設備ではないため、適用を受けない。
第23条 炉心等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、炉心等に該当しないため、適用を受けない。
第24条 熱遮蔽材	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、熱遮蔽材に該当しないため、適用を受けない。
第25条 一次冷却材	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、一次冷却材に該当しないため、適用を受けない。
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、チャンネル着脱機の構造強度等に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、適用を受けない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、適用を受けない。
第29条 一次冷却材処理装置	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、一次冷却材処理装置に該当しないため、適用を受けない。
第30条 逆止め弁	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、逆止め弁に該当しないため、適用を受けない。
第31条 蒸気タービン	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、蒸気タービンに該当しないため、適用を受けない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、非常用炉心冷却設備に該当しないため、適用を受けない。
第33条 循環設備等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、循環設備等に該当しないため、適用を受けない。
第34条 計測装置	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、計測装置に該当しないため、適用を受けない。
第35条 安全保護装置	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、安全保護装置に該当しないため、適用を受けない。
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、適用を受けない。
第37条 制御材駆動装置	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、制御材駆動装置に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否判断	理由
設計基準対象施設		
第38条 原子炉制御室等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、原子炉制御室等に該当しないため、適用を受けない。
第39条 廃棄物処理設備等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、廃棄物処理設備等に該当しないため、適用を受けない。
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、適用を受けない。
第41条 放射性物質による汚染の防止	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、放射性物質による汚染の防止に係る設計を変更するものではないため、適用を受けない。
第42条 生体遮蔽等	△	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、変更後においても生体遮蔽等に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるが、変更の工事の内容（本申請内容）に対し、適合性確認対象条文となるが、チャンネル着脱機の構造強度等に変更はなく、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できることから、技術基準の適合性に影響はない。また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はない。
第43条 換気設備	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、換気設備に該当しないため、適用を受けない。
第44条 原子炉格納施設	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、原子炉格納施設に該当しないため、適用を受けない。
第45条 保安電源設備	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、保安電源設備に該当しないため、適用を受けない。
第46条 緊急時対策所	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、緊急時対策所に該当しないため、適用を受けない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第47条 警報装置等	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、警報装置等に該当しないため、適用を受けない。
第48条 準用	×	今回のチャンネル着脱機の要目表の記載適正化では、補助ボイラ、ガスタービン、内燃機関、電気設備の準用に係る設備に該当しないため、適用を受けない。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文整理の詳細

- 各添付書類において、設計及び工事計画変更認可申請における技術基準規則に対する適合条文の整理の詳細を示す。
- 各添付書類の資料構成は、今回の改造による既認可工事計画^{※1}で確認された適合性への影響等の整理のため、以下に示す構成としている。

★補足－1 の設計及び工事計画変更認可申請における適用条文等の整理表（以下「整理表」という。）の「要否判断」が「○」「△」の場合

- ・「1. 基準適合性の確認範囲」において、今回の改造にあたって確認する必要がある既認可工事計画^{※1}の確認範囲を整理し、当該範囲の既認可工事計画^{※1}で示されている適合性を確認するために必要な評価方法等を纏めた。
- ・「2. 確認結果」では、「1. 基準適合性の確認範囲」で纏めた評価方法等に基づき、今回の改造による影響を確認した結果を示す。
今回の改造による影響を確認するために必要な内容は、各添付書類に示す既認可工事計画^{※1}（抜粋）、補足－4「非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V蓄電池の設置場所の変更」及び補足－5「火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更」に示す。
- ・「3. まとめ」では、「2. 確認結果」を踏まえて、既認可工事計画^{※1}で確認された適合性への影響の有無及び理由を纏め、纏めた内容を補足－1の整理表で総括する。

★補足－1の整理表の「要否判断」が「×」の場合

- ・補足－1の整理表にて今回の改造による影響を確認した結果を示す。

※1：令和5年7月21日付け原規規発第2307211号までに認可された設計及び工事の計画。ただし、特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更認可は除く。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第4条 設計基準対象施設の地盤】

1. 基準適合性の確認範囲

(1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

①地盤の健全性評価及び評価方法について

a. 既工事計画においては、耐震設計の基本方針として設計基準対象施設における建物における耐震重要度分類の各クラスに応じて算出する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置することを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(1, 2頁参照)

b. 既工事計画においては、地盤の健全性は最大接地圧と許容支持力度を基に評価することを記載している。

「V-1-8-3 原子炉格納施設の基礎に関する説明書」(2, 3, 11頁参照)

「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」(7, 10, 37頁参照)

c. 既工事計画においては、評価フローにおいて接地圧は地震応答解析を基に評価することを記載している。

「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」(8頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の地盤の健全性に係る基本方針及び評価方法に変更がないことを確認する。

②接地圧の算出について

既工事計画においては、接地圧を算出するための地震応答解析は、質点系モデルに基づき評価することを記載している。

「補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】参照」

「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」(1, 11, 12, 38～41, 70, 71頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、接地圧の解析モデルに変更がないことを確認する。

③地盤の支持力の算出について

既工事計画においては、地盤の支持性能の許容限界である極限支持力は、建築基礎構造設計指針（日本建築学会，2001）の支持力算定式に基づき対象施設の岩盤の室内試験結果等より設定することを記載している。

「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」(1, 17, 18頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、地盤の支持力に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第4条 設計基準対象施設の地盤】

(2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更

①地盤の健全性評価及び評価方法について

a. 既工事計画においては、耐震設計の基本方針として設計基準対象施設における建物における耐震重要度分類の各クラスに応じて算出する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置することを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(1, 2頁参照)

b. 既工事計画においては、地盤の健全性は最大接地圧と許容支持力度を基に評価することを記載している。

「V-1-8-3 原子炉格納施設の基礎に関する説明書」(2, 3, 11頁参照)

「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」(7, 10, 37頁参照)

c. 既工事計画においては、評価フローにおいて接地圧は地震応答解析を基に評価することを記載している。

「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」(8頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の地盤の健全性に係る基本方針及び評価方法に変更がないことを確認する。

②接地圧の算出について

既工事計画においては、接地圧を算出するための地震応答解析は、質点系モデルに基づき評価することを記載している。

「補足-5 【火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更】参照」

「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」(1, 11, 12, 38～41, 70, 71頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、接地圧の解析モデルに変更がないことを確認する。

③地盤の支持力の算出について

既工事計画においては、地盤の支持性能の許容限界である極限支持力は、建築基礎構造設計指針(日本建築学会, 2001)の支持力算定式に基づき対象施設の岩盤の室内試験結果等より設定することを記載している。

「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」(1, 17, 18頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、地盤の支持力に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について
【第4条 設計基準対象施設の地盤】

2. 確認結果
 (1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

確認図書名	確認結果
V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 地盤の健全性に係る基本方針であり，非常用無停電電源装置の改造により，基本方針に変更がないことを確認した。【(1)①a】
V-1-8-3 原子炉格納施設の基礎に関する説明書 V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書	<ul style="list-style-type: none"> • 地盤の健全性は最大接地圧と許容支持力度を基に評価しており，接地圧は地震応答解析に基づく動的解析の結果から算出しているため，非常用無停電電源装置の改造により，評価方法に変更がないことを確認した。【(1)①b, c】
補足-4【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の非常用無停電電源装置の改造により，設置場所の変更はあるものの，重量に変更がないことを確認した。【(1)②】
V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の非常用無停電電源装置の改造により，非常用無停電電源装置の重量の増減はないことから，原子炉建屋基礎盤の接地圧の評価に影響がないことを確認した。【(1)②】
V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> • 地盤の支持性能の許容限界である極限支持力度は，地盤物性等により算出されるため，非常用無停電電源装置の改造により，地盤の支持性能に変更がないことを確認した。【(1)③】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンポンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について
【第4条 設計基準対象施設の地盤】

(2) 火災防護設備用ハロンポンベの設置場所、個数、名称等の変更

確認図書名	確認結果
V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の健全性に係る基本方針であり、火災防護設備用ハロンポンベ及び主配管の改造により、基本方針に変更がないことを確認した。【(2) ① a】
V-1-8-3 原子炉格納施設の基礎に関する説明書 V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の健全性は最大接地圧と許容支持力を基に評価しており、接地圧は地震応答解析に基づく動的解析の結果から算出しているため、火災防護設備用ハロンポンベの改造により、評価方法に変更がないことを確認した。【(2) ① b, c】
補足-5 【火災防護設備用ハロンポンベの設置場所、個数、名称等の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンポンベの改造により、設置場所の変更はあるものの、大幅な重量増加となる仕様変更でないことを確認した。【(2) ②】
V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書	<ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析モデルにおける各標高の質点重量のうち、当該火災防護設備用ハロンポンベ及び主配管が設置される標高14.00mから標高22.00mの各質点重量はそれぞれ16万kN～23万kN規模(質量換算：約1万6千ton～2万3千ton規模)であり、当該火災防護設備用ハロンポンベ及び主配管の改造による重量の増減に比べて、各標高の質点重量は非常に大きいことから、今回の火災防護設備用ハロンポンベの改造により地震応答解析の変更はないため、原子炉建屋基礎盤の接地圧の評価に影響がないことを確認した。【(2) ②】
V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の支持性能の許容限界である極限支持力度は、地盤物性等により算出されるため、火災防護設備用ハロンポンベの改造により、地盤の支持性能に変更がないことを確認した。【(2) ③】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第4条 設計基準対象施設の地盤】

3. まとめ

(1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

- ・ 今回の非常用無停電電源装置の改造において、地盤の健全性に係る基本方針及び評価方法に変更がないことを確認した。
- ・ 設置場所の変更はあるものの、重量の増減はないことから、原子炉建屋基礎盤の接地圧の評価に変更はない。また、地盤の支持力は地盤物性等により算出されるため、今回の改造による変更はないことから、技術基準の適合性に影響を与えない。
- ・ 設計基準対象施設の地盤に係る設計に変更はないことから、既工事計画から設計内容に変更がない。また、設計基準対象施設の地盤に関する基本設計方針についても変更はない。

(2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更

- ・ 今回の火災防護設備用ハロンボンベの改造において、地盤の健全性に係る基本方針及び評価方法に変更がないことを確認した。
- ・ 機器・配管系の重量が増加するものの、原子炉建屋の各標高の質点重量は20万kN規模（質量換算：約2万ton規模）であり、今回の改造による機器・配管系の重量増は小さいことから原子炉建屋の地震応答解析への影響はないため、原子炉建屋基礎盤の接地圧の評価に変更はない。また、地盤の支持力は地盤物性等により算出されるため、今回の改造による変更はないことから、技術基準の適合性に影響はない。
- ・ 設計基準対象施設の地盤に係る設計に変更はないことから、既工事計画から設計内容に変更がない。また、設計基準対象施設の地盤に関する基本設計方針についても変更はない。

V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動 S_s に対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については添付書類「V-2-別添1」に、第12条に係る溢水防護に係る設備の耐震性については添付書類「V-2-別添2」に、第54条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については添付書類「V-2-別添3」にて説明する。

(1) ① a
(2) ① a

2. 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。施設の設計に当たり考慮する、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の概要を添付書類「V-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要」に示す。

- (1) 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

- (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。

重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設に

については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。

(1) ①a
(2) ①a

- (3) 設計基準対象施設における建物・構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。

これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。

- (4) Sクラスの施設（(6)に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。

- (5) Sクラスの施設（(6)に記載のものを除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。動的機器等については、基準地震動 S_s による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

また、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施

V-1-8-3 原子炉格納施設の基礎に関する説明書

NT2 補① V-1-8-3 R0

(1) ①b
(2) ①b

2. 基本方針

今回、基準地震動の策定及び原子炉格納容器が重大事故等対処施設として申請範囲となったことに伴い、原子炉格納施設の基礎が、基準地震動による地震力に対して、また、重大事故等時の状態において、十分な強度を有すること（以下「基礎の健全性評価」という。）及びそれを支持する地盤が十分な支持力を有すること（以下「地盤の健全性評価」という。）ができる設計とする。ここで、原子炉格納施設の基礎は、原子炉格納施設である原子炉格納容器及び原子炉建屋原子炉棟（以下「原子炉棟」という。）並びに原子炉建屋付属棟（以下「付属棟」という。）で共有されていることから、以降、原子炉格納施設の基礎となる原子炉建屋基礎盤として検討を行う。

なお、基準地震動の策定及び原子炉格納容器が重大事故等対処施設として申請範囲となったことに伴い必要となる基礎の健全性評価及び地盤の健全性評価は、表 2-1 に示すとおりであり、その詳細は、同表に示すとおり、添付書類「V-2-9-2-2 原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震性についての計算書」、添付書類「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」及び添付書類「V-3-9-1-1-7 原子炉格納容器底部コンクリートマットの強度計算書」において説明する。また、それ以外の評価は、既工事計画認可申請書 第 1 回申請 添付書類「Ⅲ-3-3-14 原子炉格納容器底部コンクリートマット強度計算書」及び添付書類「Ⅲ-4 原子炉格納施設の基礎に関する説明書」（47 公第 12076 号 昭和 48 年 4 月 9 日認可）にて評価を実施している。

表 2-1 原子炉建屋基礎盤の評価についての整理

項目	部位	荷重状態* ¹	荷重時	記載資料* ²
基礎の健全性評価	原子炉格納容器 底部	荷重状態Ⅰ	通常運転時	①
		荷重状態Ⅱ	逃がし安全弁作動時	①
			試験時	①
		荷重状態Ⅲ	地震時	③
			異常時	①
			(異常+地震)時	③
		荷重状態Ⅳ	地震時	③
			異常時	①
			ジェット力作用時	①
			(異常+地震)時	③
	荷重状態Ⅴ	異常時	②	
(異常+地震)時		③		
	原子炉棟及び付属棟 基礎スラブ	S _s 地震時, S _d 地震時		④
地盤の健全性	地盤	荷重状態Ⅲ	地震時	③及び④
			(異常+地震)時	③
		荷重状態Ⅳ	地震時* ³	③及び④
			(異常+地震)時	③
		荷重状態Ⅴ	(異常+地震)時	③

注記 *1: 荷重状態Ⅲ: 「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格(社)日本機械学会, 2003」(以下「CCV規格」という。)に基づく荷重状態で, 荷重状態Ⅰ(通常運転時の状態), 荷重状態Ⅱ(逃し安全弁作動時, 試験時または積雪時の状態)及び荷重状態Ⅳ以外の状態

荷重状態Ⅳ: 「CCV規格」に基づく荷重状態で, 格納容器の安全設計上想定される異常な事態が生じている状態

荷重状態Ⅴ: 発電用原子炉施設が重大事故に至るおそれがある事故, 又は重大事故の状態に重大事故等対処施設の機能が必要とされる状態

*2: ① 既工事計画認可申請書 第1回申請 添付書類「Ⅲ-3-3-14 原子炉格納容器底部コンクリートマット強度計算書」及び添付書類「Ⅲ-4 原子炉格納施設の基礎に関する説明書」(47公第12076号 昭和48年4月9日認可)

② 添付書類「V-3-9-1-1-7 原子炉格納容器底部コンクリートマットの強度計算書」

③ 添付書類「V-2-9-2-2 原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震性についての計算書」

(1) ①b
(2) ①b

④ 添付書類「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」

*3: 原子炉棟及び付属棟基礎スラブの評価におけるS_s地震時の評価に相当する。

NT2 補① V-1-8-3 R0

NT2 補① V-1-8-3 R0

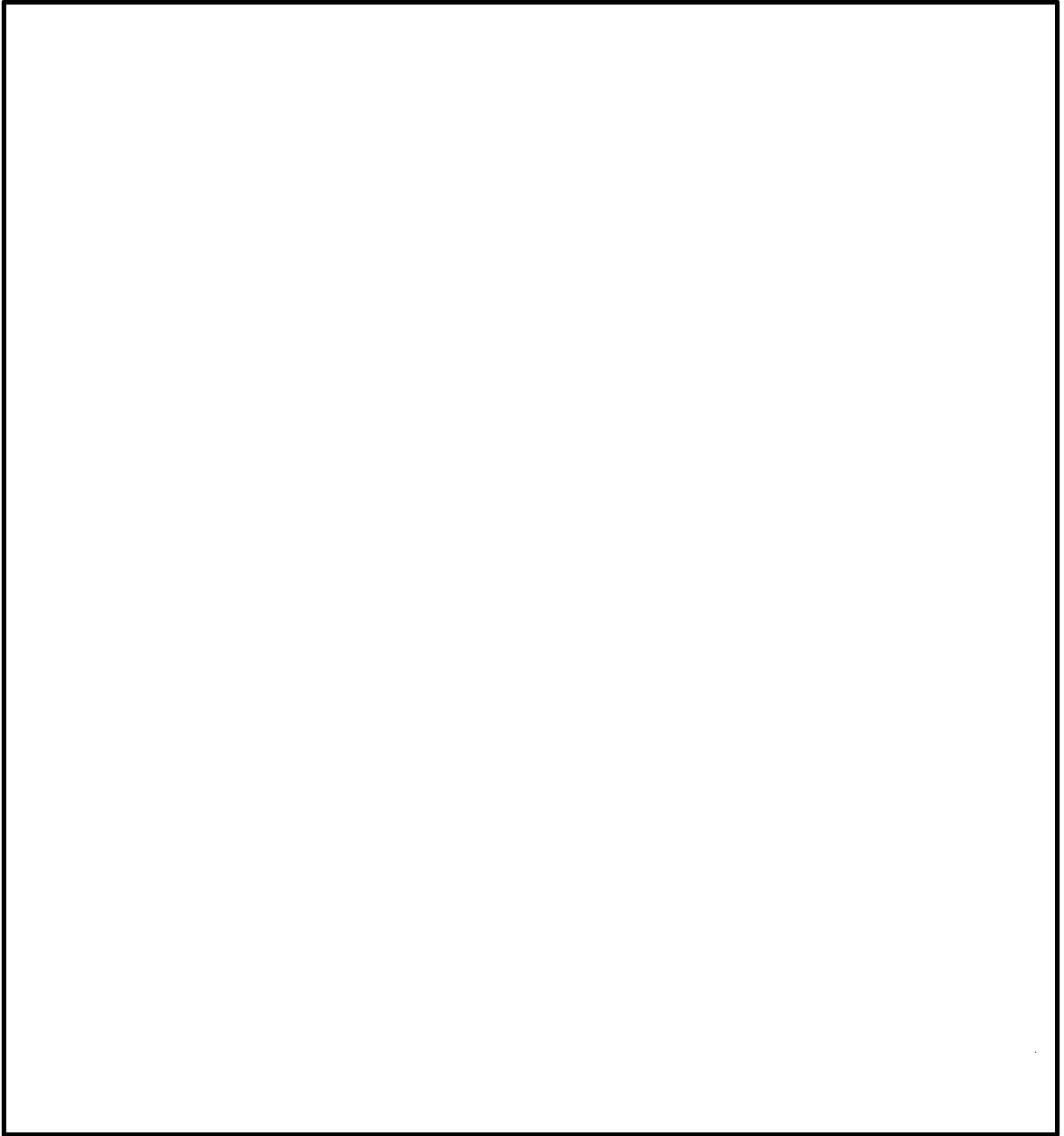


図 2-2 (1/2) 原子炉建屋基礎盤の概略断面図 (A-A 断面 EW 方向)

NT2 補① V-1-8-3 R0

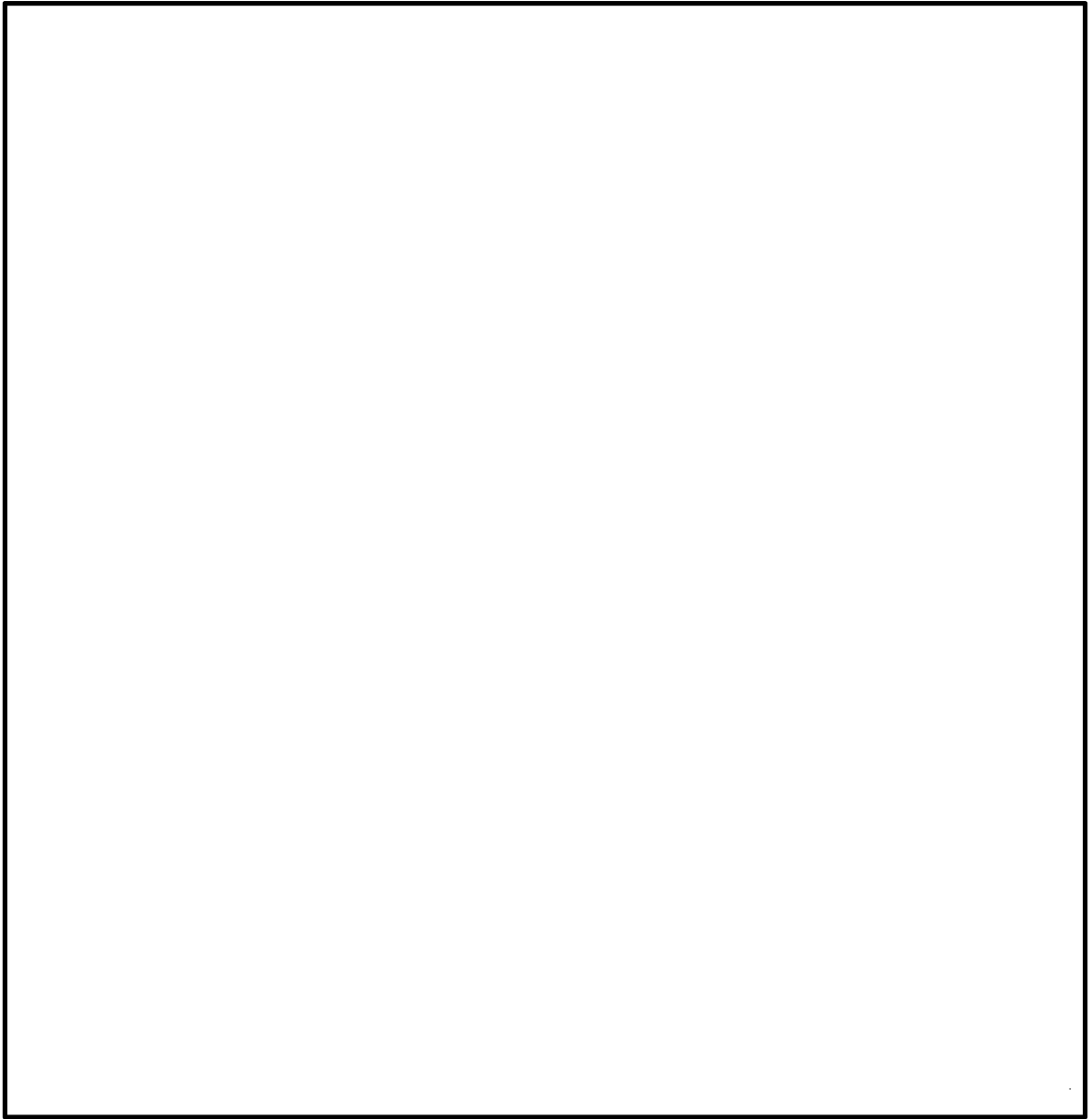


図 2-2 (2/2) 原子炉建屋基礎盤の概略断面図 (B-B 断面 NS 方向)

(1) ①b
(2) ①b

R0
V-1-8-3
補①
NT2

3.2 地盤の健全性評価

地盤の健全性において、地震応答解析は、質点系モデルによることとし、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき評価を行う。耐震設計の詳細は、添付書類「V-2-9-2-2 原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震性についての計算書」及び添付書類「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」に示す通りであり、地盤は十分な支持力を有する。以下に概要を示す。

(1) 荷重

荷重状態Ⅲ（地震時）の地盤の接地圧は、基礎及びその上部構造物の自重並びに弾性設計用地震動 S_d に対する地震応答解析より算出される地盤の接地圧とし、地盤物性のばらつきを考慮する。

荷重状態Ⅳ（地震時）の地盤の接地圧は、基礎及びその上構造物の自重並びに基準地震動 S_s に対する地震応答解析より算定される地盤の接地圧とし、地盤物性のばらつきを考慮する。

(2) 許容支持力度

原子炉建屋基礎盤は、砂質泥岩上に人工岩盤を介して設置されており、その許容支持力度は、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき設定する。本検討で用いる地盤の許容支持力度は、保守性を考慮して荷重状態Ⅲ（地震時）の地盤の接地圧に対しては、1650 kN/m²（短期許容支持力度）を、荷重状態Ⅳ（地震時）の地盤の接地圧に対しては2480 kN/m²（極限支持力度）を用いる。

(3) 健全性評価

地盤物性のばらつきを考慮した荷重状態Ⅲ（地震時）の地盤の最大接地圧並びに地盤物性のばらつきを考慮した荷重状態Ⅳ（地震時）の地盤の最大接地圧は、表 3-1 の通りであり、いずれもそれぞれに対応する許容支持力度を超えないため、地盤は十分な支持力を有する。

表 3-1 最大接地圧と許容支持力度の比較

	最大接地圧 (kN/m ²)	許容支持力度 (kN/m ²)
荷重状態Ⅲ（地震時）	764	1650
荷重状態Ⅳ（地震時）	1087	2480

注：荷重状態Ⅴは、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」より、SA(L)時については S_d 地震荷重との組合せであるため荷重状態Ⅲに対する評価と同一であり、SA(LL)時については S_s 地震荷重との組合せであるため荷重状態Ⅳに対する評価と同一となる。

V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書

NT2 補② V-2-9-3-4 R2

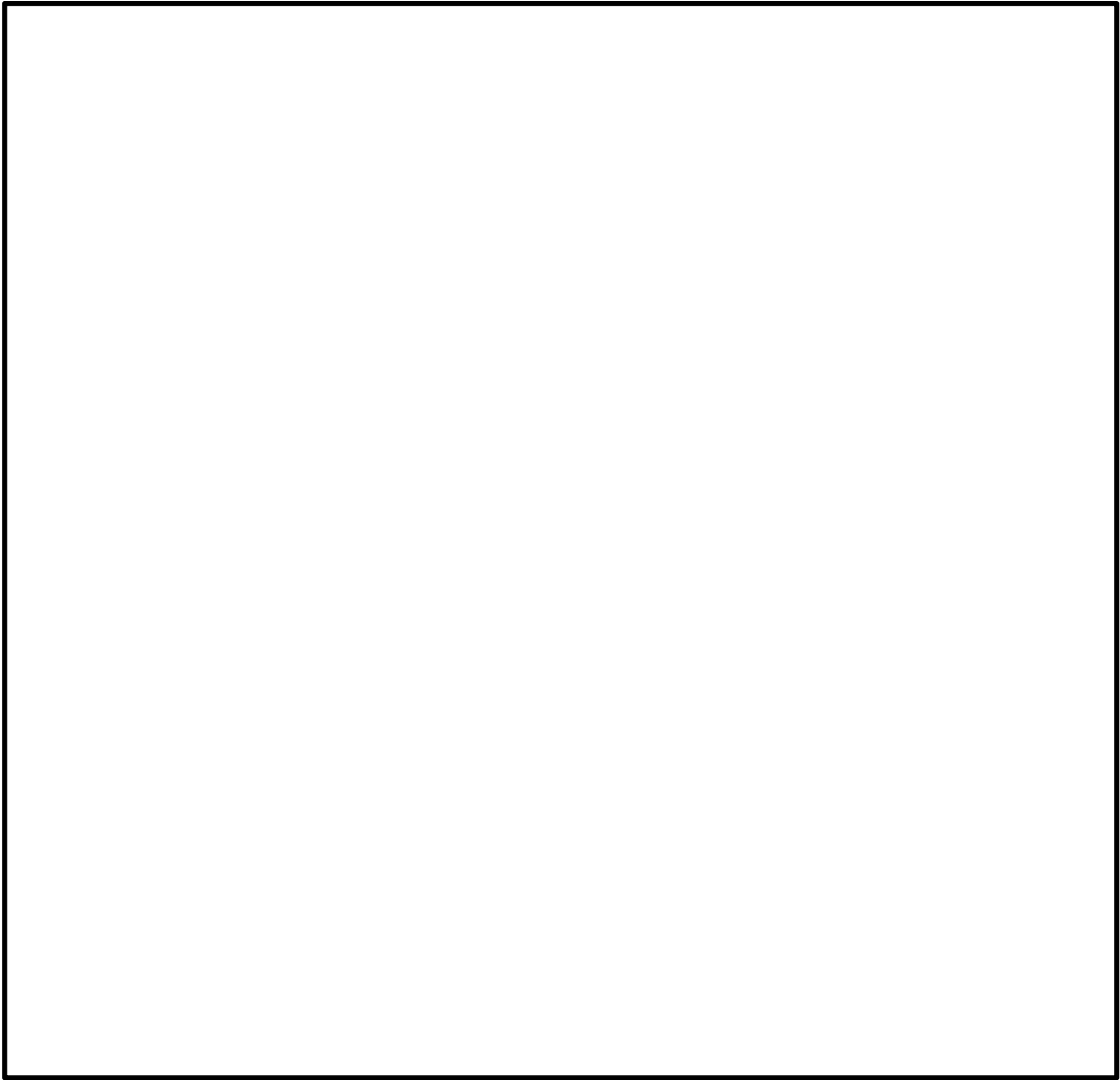


図 2-3 (1/2) 原子炉棟基礎及び附属棟基礎を含む原子炉建屋基礎盤概略断面図 (A-A 断面 EW 方向)

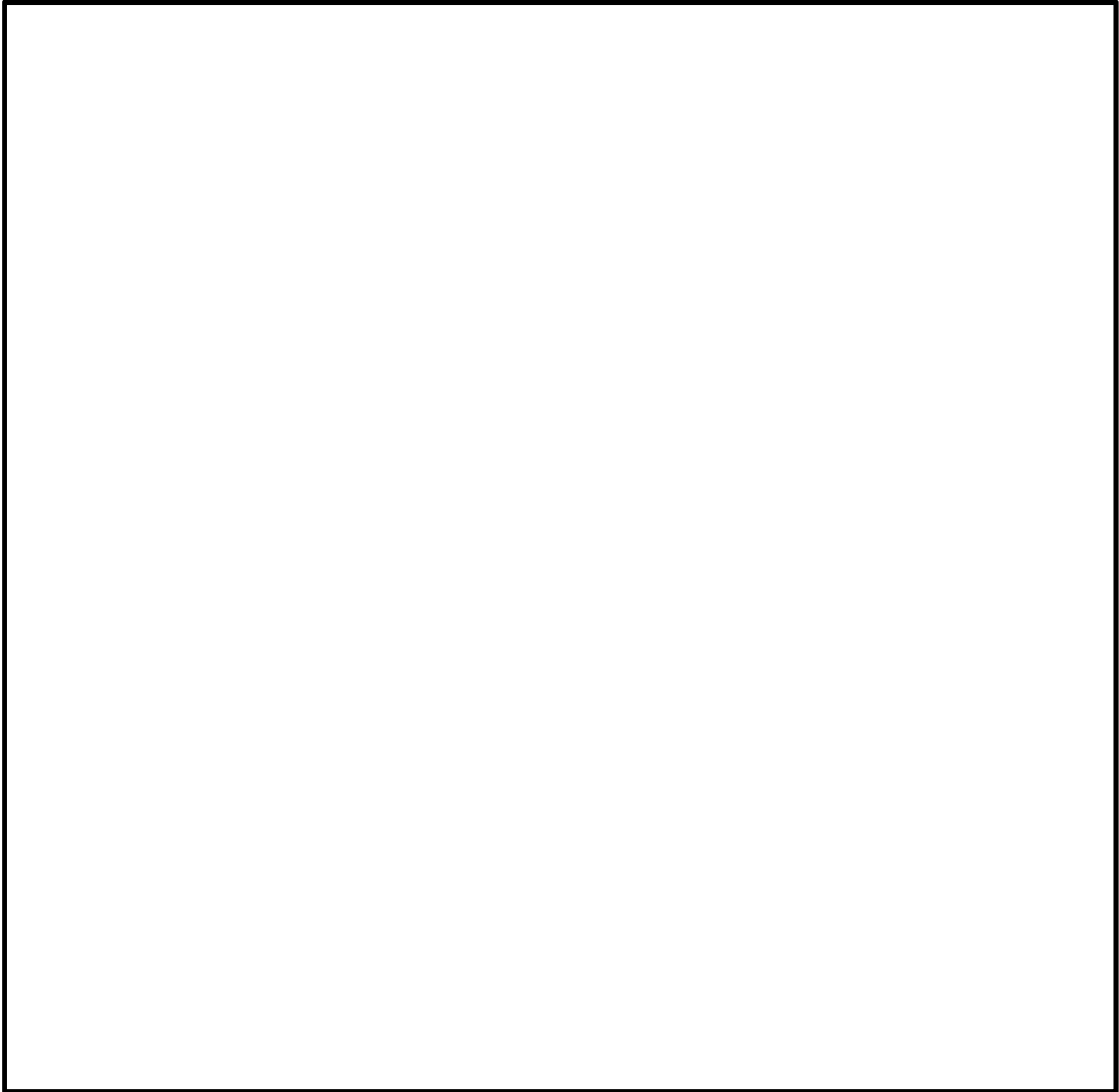


図 2-3 (2/2) 原子炉棟基礎及び附属棟基礎を含む原子炉建屋基礎盤概略断面図 (B-B 断面 NS 方向)

2.3 評価方針

原子炉棟基礎及び付属棟基礎は、設計基準対象施設においては「Sクラスの施設の間接支持構造物」に、重大事故等対処施設においては「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」に分類される。

原子炉棟基礎及び付属棟基礎の設計基準対象施設としての評価においては、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対する評価（以下「 S_d 地震時に対する評価」という。）及び基準地震動 S_s による地震力に対する評価（以下「 S_s 地震時に対する評価」という。）を行うこととし、それぞれの評価は、添付書類「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」の結果を踏まえたものとする。

また、原子炉建屋の設備の補強や追加等の改造工事に伴う重量増加を考慮した応答増幅の影響について、「別紙 原子炉建屋における改造工事に伴う重量増加を反映した検討（原子炉建屋基礎盤）」に示す。

(1) ①b
(2) ①b

原子炉棟基礎及び付属棟基礎の評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に基づき、地震応答解析による評価においては接地圧の評価を、応力解析による評価においては断面の評価を行うことで、原子炉棟基礎及び付属棟基礎の地震時の構造強度及び支持機能の確認を行う。評価にあたっては、添付書類「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」による地盤物性のばらつきを考慮する。なお、接地圧の評価においては、原子炉格納容器底部コンクリートマットを含めた原子炉建屋基礎盤に対する評価を実施する。

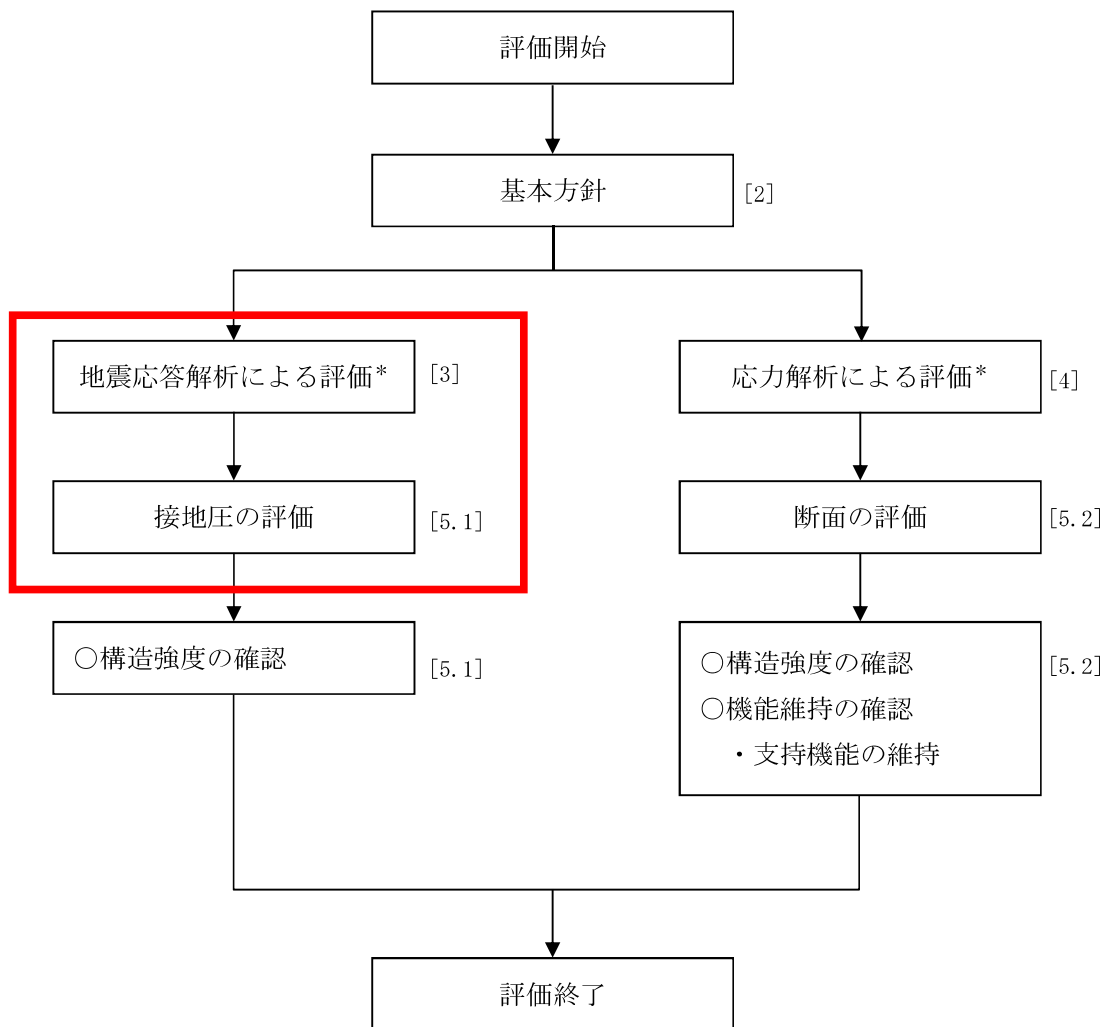
また、重大事故等対処施設としての評価においては、 S_d 地震時及び S_s 地震時に対する評価を行うこととする。ここで、原子炉棟基礎及び付属棟基礎では、運転時、設計基準事故時及び重大事故等時の状態において、圧力、温度等の条件について有意な差異がないことから、重大事故等対処施設としての評価は、設計基準対象施設と同一となる。

更に、原子炉格納容器底部コンクリートマットは設計基準対象施設においては「Sクラス施設」に、重大事故等対処施設においては「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備」に分類され、それぞれの分類に応じた耐震評価を実施している。原子炉棟基礎及び付属棟基礎について、原子炉棟基礎が原子炉格納容器底部コンクリートマットに接続し、付属棟基礎が原子炉棟基礎に接続し、基礎全体として一体となっていることから、原子炉格納容器底部コンクリートマットのそれぞれの分類に応じた耐震評価における荷重の組合せに対しても間接支持構造物としての機能を有していることを確認する。なお、原子炉格納容器底部コンクリートマットは、添付書類「V-2-9-2-2 原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震計についての計算書」に示すとおり、荷重状態Ⅲ～Ⅴに対する評価を実施しているが、原子炉棟基礎及び付属棟基礎に求められる機能が支持機能であり、許容限界が終局耐力であることを踏まえ、原子炉棟基礎及び付属棟基礎の機能維持に対して支配的となる S_s 地震時に対する評価を行うことから、本評価は、設計基準対象施設としての評価と同一となる。

原子炉棟基礎及び付属棟基礎の評価フローを図 2-4 に示す。

NT2 補② V2-9-3-4 R1

(1) ①c
(2) ①c



注：[]内は、本資料における章番号を示す。

注記 *：添付書類「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」の結果を踏まえた評価を行う。

図 2-4 原子炉棟基礎及び付属棟基礎の評価フロー

(1) ①b
(2) ①b

3. 地震応答解析による評価方法

地震応答解析による評価において、原子炉棟基礎及び付属棟基礎の構造強度については、添付書類「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」に基づき、最大接地圧が許容限界を超えないことを確認する。

地震応答解析による評価における原子炉棟基礎及び付属棟基礎の許容限界は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に基づき、表 3-1 及び表 3-2 とおり設定する。

表 3-1 地震応答解析による評価における許容限界
(設計基準対象施設としての評価)

要求機能	機能設計上の性能目標	地震力	部位	機能維持のための考え方	許容限界
—	構造強度を有すること	基準地震動 S_s	基礎地盤	最大接地圧が構造強度を確保するための許容限界を十分下回ることを確認	極限支持力度*1 2480 kN/m ²
		弾性設計用地震動 S_d 及び静的地震力	基礎地盤	最大接地圧が構造強度を確保するための許容限界を超えないことを確認	短期許容支持力度*2 1650 kN/m ²

注記 *1 : 極限支持力度は、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、「基礎指針」より設定する。

*2 : 短期許容支持力度は、「基礎指針」及び原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1987 ((社) 日本電気協会) より、表 3-1 に示す極限支持力度の 2/3 以下として設定する。

表 3-2 地震応答解析による評価における許容限界
(重大事故等対処施設としての評価)

要求機能	機能設計上の性能目標	地震力	部位	機能維持のための考え方	許容限界
—	構造強度を有すること	基準地震動 S_s	基礎地盤	最大接地圧が構造強度を確保するための許容限界を十分下回ることを確認	極限支持力度* 2480 kN/m ²

注 : 極限支持力度は、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、「基礎指針」より設定する。

NT2 補② V2-9-3-4 R1

(1) ①b
(2) ①b

5. 評価結果

5.1 地震応答解析による評価結果

地震時の最大接地圧が、地盤の許容限界を超えないことを確認する。

(1) S_s 地震時の確認結果

地盤物性のばらつきを考慮した地震時の最大接地圧が 1087 kN/m^2 ($S_s - 31$, EW 方向) 以下であることから、地盤の極限支持力度 (2480 kN/m^2) を超えないことを確認した。

S_s 地震時の最大接地圧を表 5-1～表 5-3 に示す。

(2) S_d 地震時の確認結果

地盤物性のばらつきを考慮した地震時の最大接地圧が 764 kN/m^2 ($S_d - 31$, EW 方向) 以下であることから、地盤の短期許容支持力度 (1650 kN/m^2) を超えないことを確認した。

S_d 地震時の最大接地圧を表 5-4～表 5-6 に示す。

V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書

NT2 補① V-2-2-1 R1

1. 概要

(1) ②
(2) ②

本資料は、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に基づく原子炉建屋の地震応答解析について説明するものである。

地震応答解析により算出した各種応答値及び静的地震力は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示す建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力として用いる。また、必要保有水平耐力については建物・構築物の構造強度の確認に用いる。

また、原子炉建屋の設備の補強や追加等の改造工事に伴う重量増加を考慮した地震応答解析について示す。

NT2 補① V-2-2-1 R1

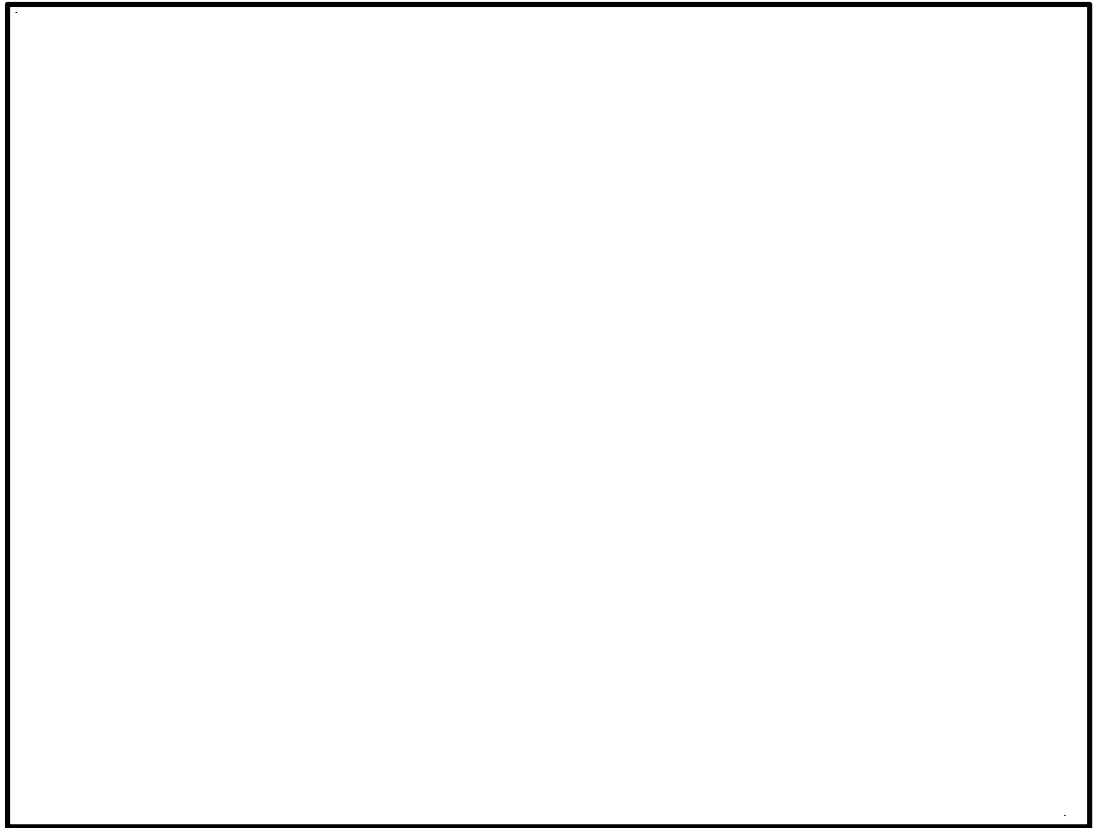


図 2-3 (1/2) 原子炉建屋の概略断面図 (A-A 断面 EW 方向)

NT2 補① V-2-2-1 R1

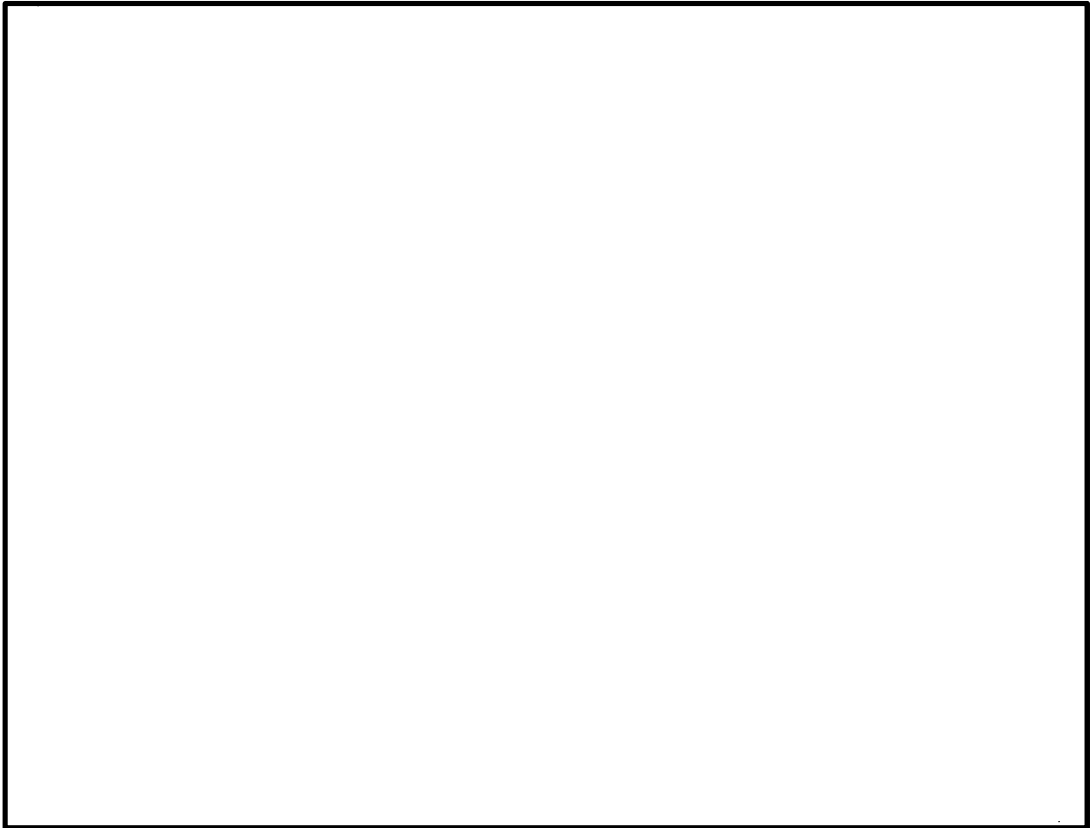


図 2-3 (2/2) 原子炉建屋の概略断面図 (B-B 断面 NS 方向)

2.3 解析方針

原子炉建屋の地震応答解析は、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に基づいて行う。

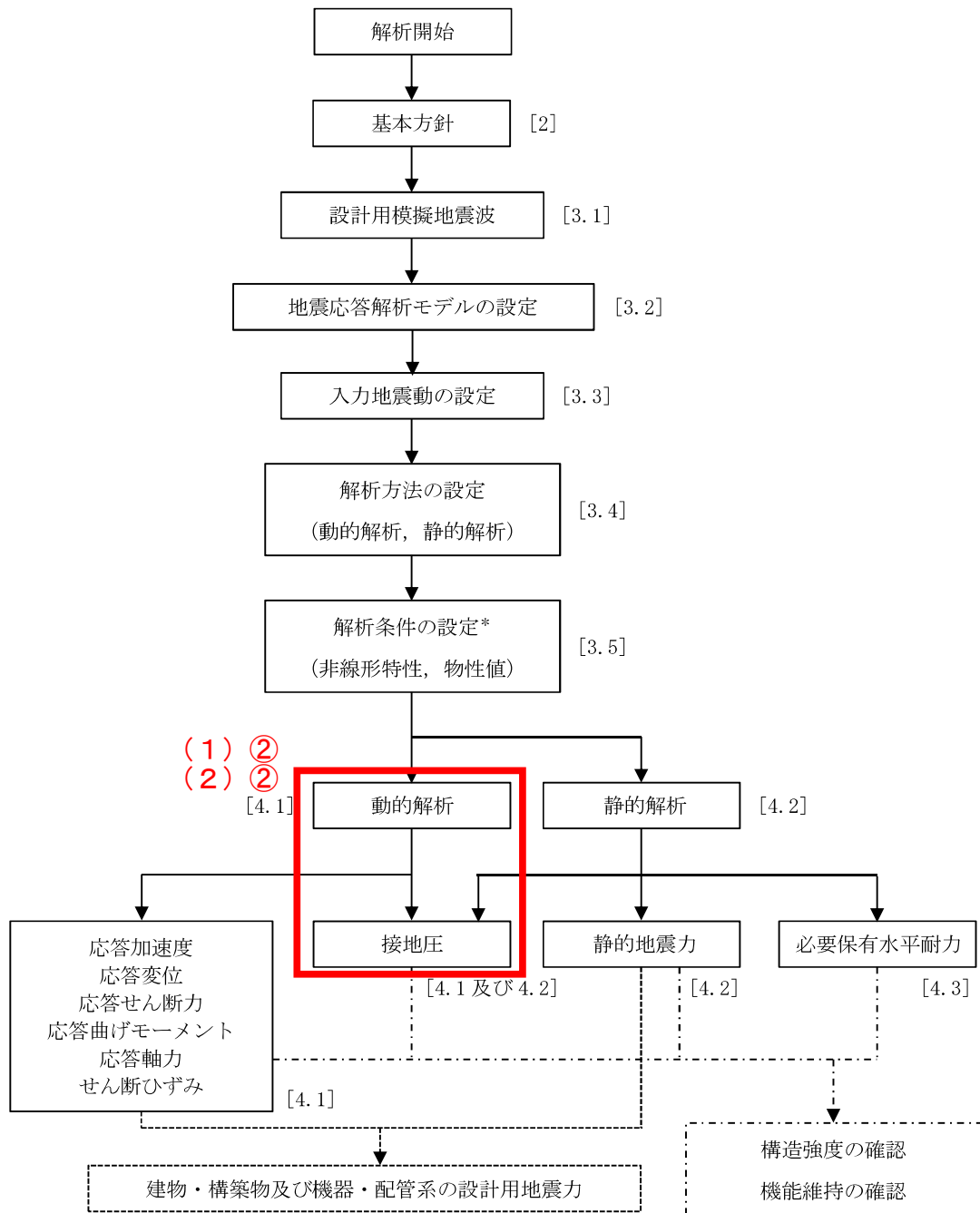
(1) ②
(2) ②

図 2-4 に原子炉建屋の地震応答解析フローを示す。

地震応答解析は、「3.2 地震応答解析モデル」において設定した地震応答解析モデル及び「3.1 設計用模擬地震波」に基づき「3.3 入力地震動」において設定した入力地震動を用いて実施することとし、「3.4 解析方法」及び「3.5 解析条件」に基づき、「4.1 動的解析」においては、材料物性のばらつきを考慮し、せん断ひずみ及び接地圧を含む各種応答値を「4.2 静的解析」においては静的地震力及び接地圧を「4.3 必要保有水平耐力」においては必要保有水平耐力を算出する。

また、原子炉建屋の地下水位については、原子炉建屋地下排水設備により、原子炉建屋基礎盤底面レベル以深に維持しているが、地下水位の設定の差異の影響が小さいことを確認していることから、既工事計画認可申請書 第3回申請 添付書類「Ⅲ-3-1 申請設備にかかわる耐震設計の基本方針」（48 公第 8316 号 昭和 48 年 10 月 22 日認可）を踏まえ、EL. 2.0m とする。

原子炉建屋の設備の補強や追加等の改造工事に伴う重量増加を考慮した地震応答解析については、「別紙 原子炉建屋における改造工事に伴う重量増加を反映した地震応答解析」に示す。



- 添付書類「V-2-2-2 原子炉建屋の耐震性についての計算書」
- 添付書類「V-2-4-2-1 使用済燃料プールの耐震性についての計算書」
- 添付書類「V-2-8-4-2 中央制御室遮蔽の耐震性についての計算書」
- 添付書類「V-2-9-2-2 原子炉格納容器底部コンクリートマットの耐震性についての計算書」
- 添付書類「V-2-9-3-1 原子炉建屋原子炉棟の耐震性についての計算書」
- 添付書類「V-2-9-3-4 原子炉建屋基礎盤の耐震性についての計算書」にて評価

注：[]内は、本資料における章番号を示す。

注記 *：材料物性のばらつきを考慮する。

図 2-4 原子炉建屋の地震応答解析フロー

(1) ②
(2) ②

3.2.1 水平方向

(1) 解析モデル

水平方向の地震応答解析モデルは、地盤との相互作用を考慮し、曲げ及びせん断剛性を考慮した質点系モデルとして、NS 方向及び EW 方向についてそれぞれ設定する。水平方向の地震応答解析モデルを図 3-9 に、解析モデルの諸元を表 3-2 に示す。

(2) 地盤ばね

基礎底面の地盤ばね（水平ばね及び回転ばね）は、「J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版」により、成層補正を行ったのち、振動アドミッタンス理論に基づいて、スウェイ及びロッキングばね定数を近似法により評価する。基礎底面ばねの評価には解析コード「G R I M P 2 ver. 2.5」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、添付書類「V-5-15 計算機プログラム（解析コード）の概要・G R I M P 2」に示す。

また、建屋埋込み部分の側面地盤ばねのばね定数については、「J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版」に基づいて N o v a k の方法により設定する。建屋側面ばねの評価には解析コード「N V K 4 6 3 ver. 1.0」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、添付書類「V-5-16 計算機プログラム（解析コード）の概要・N V K 4 6 3」に示す。

地盤ばねの算定に用いる地盤定数は初期地盤の物性値とひずみ依存特性から一次元波動論より求めた等価物性値とする。初期地盤の物性値を表 3-3 に、ひずみ依存特性を図 3-10～図 3-13 に、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する地盤定数を表 3-4～表 3-19 に示す。また、地盤ばねの定数化の概要を図 3-14 に、地盤ばね定数及び減衰係数を表 3-20～表 3-35 に示す。

(1) ②
(2) ②

3.2.2 鉛直方向

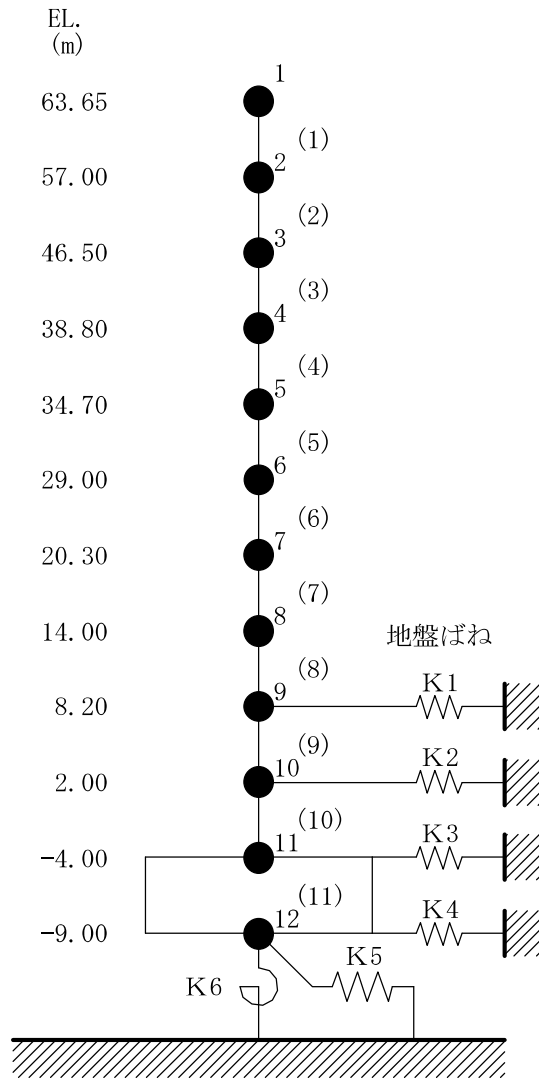
(1) 解析モデル

鉛直方向（UD 方向）の地震応答解析モデルは、耐震壁の軸剛性及び屋根トラスの曲げせん断剛性を評価した質点系モデルとする。鉛直方向の地震応答解析モデルを図 3-15 に、解析モデルの諸元を表 3-36 に示す。

(2) 地盤ばね

基礎底面の地盤ばね（鉛直ばね）は、振動アドミッタンス理論により得られる動的地盤ばねを、水平方向と同様に近似する。基礎底面ばねの評価には解析コード「GRIMP 2 ver. 2.5」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、添付書類「V-5-15 計算機プログラム（解析コード）の概要・GRIMP 2」に示す。

地盤ばねの算定に用いる地盤定数は初期地盤の物性値とひずみ依存特性から一次元波動論より求めた等価物性値とする。初期地盤の物性値を表 3-3 に、ひずみ依存特性を図 3-10～図 3-13 に、地盤定数を表 3-4～表 3-19 に示す。また、鉛直地盤ばねの定数化の概要を図 3-16 に、地盤ばね定数及び減衰係数を表 3-37～表 3-52 に示す。



注1 : 数字は質点番号を示す。
 注2 : () 内は要素番号を示す。

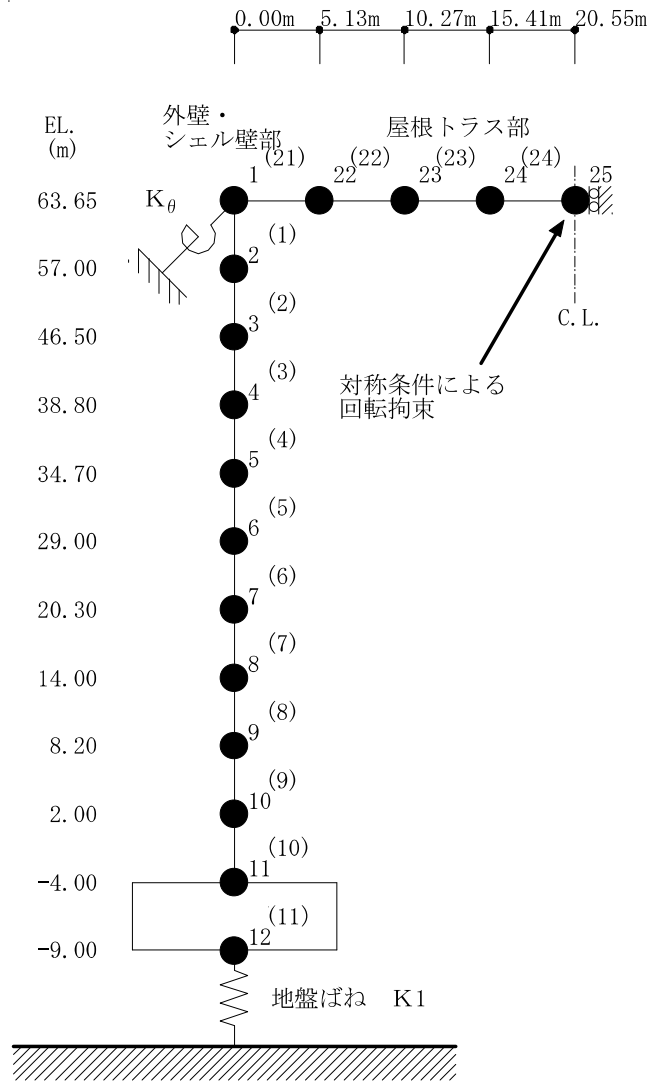
(1) ②
 (2) ②

図 3-9 地震応答解析モデル (水平方向)

表 3-2 地震応答解析モデル諸元 (水平方向)

標高 EL. (m)	質点 番号	質点重量 (kN)	回転慣性重量 ($\times 10^5 \text{kN}\cdot\text{m}^2$)		要素 番号	せん断面積 (m^2)		断面2次モーメント ($\times 10^3 \text{m}^4$)	
			NS方向	EW方向		NS方向	EW方向	NS方向	EW方向
63.65	1	15870	35.7	31.5					
					(1)	27.3	25.5	20.4	18.4
57.00	2	16160	51.2	44.7	(2)	27.3	25.5	20.4	18.4
46.50	3	67320	120.3	104.7	(3)	212	154	64.4	34.7
38.80	4	97130	161.6	99.8	(4)	133	141	45.0	37.3
34.70	5	83270	113.0	68.7	(5)	143	156	45.4	38.7
29.00	6	122370	348.8	250.5	(6)	218	237	77.6	72.9
(2) ② 20.30	7	161820	488.7	543.9	(7)	242	224	86.3	77.6
14.00	8	234650	720.8	779.6	(8)	394	345	178.5	147.4
(1) ② 8.20	9	199260	893.0	886.8	(9)	464	454	218.4	208.5
2.00	10	220710	832.4	830.7	(10)	464	454	218.8	208.9
-4.00	11	439290	1724.6	1712.1	(11)	4675	4675	1828.1	1814.8
-9.00	12	275090	1081.4	1073.5					
総重量		1932940							

NT2 補① V-2-2-1-R0



注1 : 数字は質点番号を示す。

注2 : () 内は要素番号を示す。

(1) ②
(2) ②

図 3-15 地震応答解析モデル (UD 方向)

表 3-36 地震応答解析モデル諸元 (UD 方向)

外壁・シェル壁部				
標高 EL. (m)	質点 番号	質点重量 (kN)	要素 番号	軸断面積 (m ²)
63.65	1	8030		
			(1)	52.4
57.00	2	16160		
			(2)	58.8
46.50	3	67320		
			(3)	331
38.80	4	97130		
			(4)	243
34.70	5	83270		
			(5)	297
29.00	6	122370		
			(6)	451
(2) ② 20.30	7	161820		
			(7)	461
14.00	8	234650		
			(8)	727
(1) ② 8.20	9	199260		
			(9)	900
2.00	10	220710		
			(10)	900
-4.00	11	439290		
			(11)	4675
-9.00	12	275090		
総重量		1932940		

屋根トラス部						
標高 EL. (m)	スパン方向 (m)	質点 番号	質点重量 (kN)	要素 番号	せん断断面積 ($\times 10^{-2} \text{m}^2$)	断面2次モーメント (m ⁴)
63.65	20.55	25	1120			
				(24)	5.68	1.76
	15.41	24	2240			
				(23)	5.68	1.76
	10.27	23	2240			
				(22)	8.50	1.76
	5.13	22	2240			
				(21)	11.49	1.76
	0.00	1	—			

トラス端部回転拘束ばね
 $K_{\theta} = 5.62 \times 10^6 \text{ kN}\cdot\text{m}/\text{rad}$

NT2 補① V-2-2-1 R0

V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」に基づき、設計基準対象施設並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）（以下「常設重大事故等対処施設」という。）の耐震安全性評価を実施するに当たり、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性、変形特性等の地盤物性値の設定及び支持性能評価で用いる地盤諸元の基本的な考え方を示したものである。

2. 基本方針

設計基準対象施設及び常設重大事故等対処施設において、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性、変形特性等の解析用物性値については、各種試験に基づき設定する。また、全応力解析及び有効応力解析等に用いる解析用物性値をそれぞれ設定する。全応力解析に用いる解析用物性値は、設置変更許可申請書（添付書類六）に記載した値を用いることを基本とする。有効応力解析に用いる解析用物性値は、工事計画認可申請において新たに設定する。

(1) ③
(2) ③

対象設備を設置する地盤の地震時における支持性能評価については、設計基準対象施設及び常設重大事故等対処施設の耐震重要度分類又は施設区分に応じた地震力により地盤に作用する接地圧が地盤の極限支持力に基づく許容限界*以下であることを確認する。

極限支持力は、道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説（日本道路協会、平成 14 年 3 月）（以下「道路橋示方書」という。）及び建築基礎構造設計指針（日本建築学会、2001）（以下「基礎指針」という。）の支持力算定式に基づき、対象施設の支持岩盤の室内試験結果（せん断強度）等より設定する。また、杭の支持力試験を実施している場合は、極限支持力を支持力試験から設定する。

杭基礎の押込み力に対する支持力評価において、原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、杭先端の支持岩盤への接地圧に対する支持力評価を行うことを基本とする。ただし、杭を根入れした岩盤及び岩着している地盤改良体とその上方の非液状化層が連続している場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。

杭基礎の引抜き力に対する支持力評価において、原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、新第三系（久米層）の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮することを基本とする。ただし、杭周面地盤に地盤改良体がある場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。

注記 *：妥当な安全余裕を持たせる。

(1) ③
(2) ③

4. 極限支持力

極限支持力は、道路橋示方書及び基礎指針の支持力算定式に基づき、対象施設の岩盤の室内試験結果（せん断強度）等より設定する。

4.1 直接基礎及びケーソン基礎の支持力算定式

道路橋示方書及び基礎指針による直接基礎の支持力算定式を以下に示す。

- ・道路橋示方書による極限支持力算定式（直接基礎）

$$Q_u = A_e \left\{ \alpha \kappa c N_c S_c + \kappa q N_q S_q + \frac{1}{2} \gamma_1 \beta B_e N_\gamma S_\gamma \right\}$$

Q_u : 荷重の偏心傾斜，支持力係数の寸法効果を考慮した地盤の極限支持力 (kN)

c : 地盤の粘着力 (kN/m^2) *

q : 上載荷重 (kN/m^2) で， $q = \gamma_2 D_f$

A_e : 有効載荷面積 (m^2)

γ_1, γ_2 : 支持地盤及び根入れ地盤の単位体積重量 (kN/m^3)
ただし，地下水位以下では水中単位体積重量とする。

B_e : 荷重の偏心を考慮した基礎の有効載荷幅 (m)

$$B_e = B - 2 e_B$$

B : 基礎幅 (m)

e_B : 荷重の偏心量 (m)

D_f : 基礎の有効根入れ深さ (m)

α, β : 基礎の形状係数

κ : 根入れ効果に対する割増し係数

N_c, N_q, N_γ : 荷重の傾斜を考慮した支持力係数

S_c, S_q, S_γ : 支持力係数の寸法効果に関する補正係数

注記 * : c は表 3-1 における Km 層の非排水せん断強度

- ・道路橋示方書による極限支持力算定式（ケーソン基礎）

$$q_d = \alpha c N_c + \frac{1}{2} \beta \gamma_1 B N_\gamma + \gamma_2 D_f N_q$$

q_d : 基礎底面地盤の極限支持力度 (kN/m²)

c : 基礎底面より下にある地盤の粘着力 (kN/m²) *

γ_1 : 基礎底面より下にある地盤の単位体積重量 (kN/m³)
ただし、地下水位以下では水中単位体積重量とする。

γ_2 : 基礎底面より上にある周辺地盤の単位体積重量 (kN/m³)
ただし、地下水位以下では水中単位体積重量とする。

α, β : 基礎底面の形状係数

B : 基礎幅 (m)

D_f : 基礎の有効根入れ深さ (m)

N_c, N_q, N_γ : 支持力係数

注記 * : c は表 3-1 における Km 層の非排水せん断強度

(1) ③
(2) ③

- ・基礎指針による極限支持力算定式

$$q_u = i_c \cdot \alpha \cdot c \cdot N_c + i_\gamma \cdot \beta \cdot \gamma_1 \cdot B \cdot \eta \cdot N_\gamma + i_q \cdot \gamma_2 \cdot D_f \cdot N_q$$

q_u : 直接基礎の単位面積あたりの極限鉛直支持力度 (kN/m²)

N_c, N_γ, N_q : 支持力係数

c : 支持地盤の粘着力 (kN/m²) *

γ_1 : 支持地盤の水中単位体積重量 (kN/m³)

γ_2 : 根入れ部分の土の水中単位体積重量 (kN/m³)

α, β : 基礎の形状係数

η : 基礎の寸法効果による補正係数

i_c, i_γ, i_q : 荷重の傾斜に対する補正係数

B : 基礎幅 (m)

D_f : 根入れ深さ (m)

注記 * : c は表 3-1 における Km 層の非排水せん断強度

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

(1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

①耐震設計の基本事項について

- a. 既工事計画においては、設計基準対象施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のある J E A G 4 6 0 1 等の規格及び基準等に基づき手法を適用し、施設の耐震設計上の重要度に応じて S クラス、B クラス、C クラスに分類した上で、それぞれの施設の耐震重要度に応じた地震力に対し構造強度を確保する設計とされている。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (1, 4, 5頁参照)
 - 「V-2-10-1-6-1 非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書」 (1, 10頁参照)
- b. 既工事計画においては、耐震重要施設 (S クラスの施設) については、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれずにおそれがない施設とするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のある J E A G 4 6 0 1 等の規格及び基準等に基づき手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計としてい

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (1, 4, 5頁参照)

「V-2-10-1-6-1 非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書」 (1, 10頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、耐震設計の基本事項に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

②耐震重要度分類について

既工事計画においては、設計基準対象施設の耐震重要度分類は、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類していること、施設に要求される安全機能の役割に応じて、施設を構成する設備（主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（5頁参照）

「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」（1, 2, 7, 23頁参照）

「補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】参照」

今回の変更認可申請に伴い、耐震重要度分類に変更がないことを確認する。

③地震力の算定方法について

a. 既工事計画においては、静的地震力は、設置変更許可申請書の設計基準対象施設の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、施設の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれに対して適切に算定していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7, 8頁参照）

b. 既工事計画においては、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用し、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_d 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用することを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（8頁参照）

「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」（3, 9, 10頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、地震力の算定方法に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

④荷重の組合せについて

既工事計画においては、建物・構築物、機器・配管系、津波防護施設等は、耐震重要度分類に応じて、それぞれの施設に作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組合せていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(13, 15頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、荷重の組合せに変更がないことを確認する。

⑤許容限界について

a. 既工事計画においては、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれの強度評価における許容限界における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保できる設計としていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(15, 16頁参照)

b. 既工事計画においては、地震時又は地震後に電氣的機能が要求される機器等の機能維持評価における許容限界については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を設定していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(2, 18頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、許容限界に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑥波及的影響について

- a. 既工事計画においては，波及的影響については，波及的影響については，考慮すべき事象の選定，考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，耐震重要施設（Sクラスの施設）の安全機能を損なわない設計としていることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（6頁参照）
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（1頁参照）
- b. 既工事計画においては，考慮すべき事象については，原子力発電所の地震被害を調査し，その結果を考慮した上で，設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下，下位クラスの施設との接続部における相互影響，下位クラスの施設の損傷，転倒，落下等を選定していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（6,7頁参照）
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（1頁参照）
- c. 既工事計画においては，考慮すべき施設については，敷地全体を俯瞰した調査・検討に基づき，選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設又は波及的影響を受ける可能性のある上位クラスの施設を抽出していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7頁参照）
 - 「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」（7,23頁参照）
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（3頁参照）
- d. 補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】参照
既工事計画においては，耐震計算については，抽出した下位クラスの施設が，上位クラスの施設の使用に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を有していること，又は抽出した上位クラスの施設が，下位クラスの施設の波及的影響の発生によって作用する荷重に対して機能に影響を受けない状態に留まることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7頁参照）
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（10頁参照）

今回の変更認可申請に伴い，波及的影響を考慮した設計に変更がなく，上記方針を踏まえて設計していることを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑦水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価について

既工事計画においては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、耐震重要施設及びその間接支持構造物並びに波及的影響を考慮すべき施設を対象に、当該組合せの適用によって水平1方向及び鉛直方向の地震力を組合せた耐震計算への影響の可能性がある施設又は設備を抽出し、三次元応答性状を考慮した上で基準地震動を適用して当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していることを記載している。

「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」（1頁参照）

「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」（42, 47, 48, 51頁参照）

「補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について」（79, 86, 88, 89, 93, 別紙4-35, 別紙4-63頁参照）

「補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について」（81, 154頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に変更がないことを確認する。また、耐震性評価に及ぼす影響の評価に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

(2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更

①耐震設計の基本事項について

a. 既工事計画においては、設計基準対象施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、設置変更認可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のあるJ E A G 4 6 0 1等の規格及び基準等に基づき手法を適用し、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類した上で、それぞれの施設の耐震重要度に応じた地震力に対し構造強度を確保する設計とされている。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(1, 4, 5頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(13, 30, 31, 33頁参照)

「V-2-別添1-4 ハロンボンベ設備の耐震計算書」(5, 14頁参照)

「V-2-別添1-6 ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」(5, 9頁参照)

「V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書」(84, 105～115頁参照)

b. 既工事計画においては、耐震重要施設(Sクラスの施設)については、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれ
るおそれがない施設とするため、設置変更認可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のあるJ E A G 4 6 0 1等の規格及び基準等に基づき手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計としていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(1, 4, 5頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(13, 30, 31, 33頁参照)

「V-2-別添1-4 ハロンボンベ設備の耐震計算書」(5, 14頁参照)

「V-2-別添1-6 ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」(5, 9頁参照)

「V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書」(84, 105～115頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、耐震設計の基本事項に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

②耐震重要度分類について

既工事計画においては、設計基準対象施設の耐震重要度分類は、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類していること、施設に要求される安全機能の役割に応じて、施設を構成する設備（主要設備、補助設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(5頁参照)

「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」(1, 2, 11, 24頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(36頁参照)

「V-2-別添1-4 ハロンボンベ設備の耐震計算書」(5頁参照)

「V-2-別添1-6 ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」(5頁参照)

「V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書」(84頁参照)

「補足-5【火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更】参照」

今回の変更認可申請に伴い、耐震重要度分類に変更がないことを確認する。

③地震力の算定方法について

a. 既工事計画においては、静的地震力は、静的地震力は、設置変更許可申請書の設計基準対象施設の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、施設の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれに対して適切に算定していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(7, 8頁参照)

b. 既工事計画においては、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構築物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用し、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用することを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(8頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(37頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、地震力の算定方法に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

④荷重の組合せについて

既工事計画においては、建物・構築物、機器・構築物、機器・配管系、津波防護施設等は、耐震重要度分類に応じて、それぞれの施設に作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組合せていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(13, 14, 15頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(33頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、荷重の組合せに変更がないことを確認する。

⑤許容限界について

a. 既工事計画においては、建物・構築物、機器・構築物、機器・配管系のそれぞれの強度評価における許容限界における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保できる設計として記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(15, 16, 17頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(34, 35, 36頁参照)

b. 既工事計画においては、地震時及び地震後に動的機能が要求される機器等の機能維持評価における許容限界については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を設定していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(2, 18頁参照)

「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(66頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、許容限界に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑥波及的影響について

- a. 既工事計画においては、波及的影響については、波及的影響については、考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、耐震重要施設（Sクラスの施設）の安全機能を損なわない設計としていることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (6頁参照)
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」 (1頁参照)
- b. 既工事計画においては、考慮すべき事象については、原子力発電所の地震被害を調査し、その結果を考慮した上で、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (6,7頁参照)
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」 (1頁参照)
- c. 既工事計画においては、考慮すべき施設については、敷地全体を俯瞰した調査・検討に基づき、選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設又は波及的影響を受ける可能性のある上位クラスの施設を抽出していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (7頁参照)
 - 「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」 (11, 24頁参照)
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」 (3頁参照)
- d. 補足-5【火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更】参照
既工事計画においては、耐震計算については、抽出した下位クラスの施設が、上位クラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を有していること、又は抽出した上位クラスの施設が、下位クラスの施設の波及的影響の発生によって作用する荷重に対して機能に影響を受けない状態に留まることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」 (7頁参照)
 - 「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」 (10頁参照)
 - 「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」 (30, 31, 33頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、波及的影響を考慮した設計に変更がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑦水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価について

既工事計画においては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、耐震重要施設及びその間接支持構造物並びに波及的影響を考慮すべき施設を対象に、当該組合せの適用によって水平1方向及び鉛直方向の地震力を組合せた耐震計算への影響の可能性がある施設又は設備を抽出し、三次元応答性状を考慮した上で基準地震動を適用して当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していることを記載している。

「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」 (1頁参照)

「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」 (42, 47, 48, 51頁参照)

「V-2-別添1-11 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」 (1～5, 7頁参照)

「補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について」 (79, 86, 88, 89, 93, 別紙3-95, 別紙4-64頁参照)

「補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について」 (81, 158頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に変更がないことを確認する。また、耐震性評価に及ぼす影響の評価に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

2. 確認結果

(1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

確認図書名	確認結果
V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，耐震設計，耐震重要度分類，地震力の算定，荷重の組合せ，許容限界及び波及的影響を考慮した設計などの基本方針に変更がないことを確認した。【(1) ①～⑥】
V-2-10-1-6-1 非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，設置場所の変更はあるものの，構造計画に変更はなく，必要な構造強度及び電氣的機能維持が確保されていることを確認した。【(1) ①】
補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，当該設備の機能に変更がないこと及び設置場所の周囲に波及的影響を及ぼす下位クラスの施設がないことを確認した。【(1) ②, ⑥c】
V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，当該設備の機能に変更がないことから，耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分の基本方針に変更がないことを確認した。【(1) ②, ⑥c】
V-2-1-6 地震応答解析の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，地震応答解析の基本方針に変更がないことを確認した。【(1) ③b】
V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，設置場所の周囲に波及的影響を及ぼす下位クラスの施設がないことから，波及的影響を考慮した設計の基本方針に変更がないことを確認した。【(1) ⑥】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
<p>V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果</p> <p>補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について</p> <p>補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，「水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響の可能性がある施設を評価対象施設とし，施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する」方針を変更するものではないことを確認した。影響評価に対する確認結果は次のとおり。【(1) ⑦】 非常用無停電電源装置の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる耐震性評価に及ぼす影響の評価は，設計用床応答曲線の震度を一律に1.5倍した設備評価用床応答曲線を使用することにより，耐震裕度に包絡されていることを確認している。今回の非常用無停電電源装置の改造範囲は，設備評価用床応答曲線を変更するものではないため，水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に変更がないことを確認した。【(1) ⑦】 なお，床応答への影響検討として，3次元的な応答特性を踏まえても，原子炉建屋における質点系モデルの応答は，妥当な応答となることは確認している。【(1) ⑦】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

(2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更

確認図書名	確認結果
V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要 V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造により，耐震設計，耐震重要度分類，地震力の算定，荷重の組合せ，許容限界及び波及的影響を考慮した設計などの基本方針に変更がないことを確認した。【(2) ①～⑥】
V-2-別添1-4 ハロンボンベ設備の耐震計算書	<ul style="list-style-type: none"> 今回工認により火災防護設備（ボンベ設備，制御盤，ガス供給配管）を改造するが，耐震重要度分類Cクラスに必要な構造強度及びガス供給配管の代表モデルの選定結果に影響がないことを確認した。また，各耐震計算書における構造強度等への影響について，以下のとおり整理した。【(2) ①】
V-2-別添1-6 ハロン消火設備制御盤の耐震計算書	<ul style="list-style-type: none"> 既工認の火災防護設備用ハロン設備の耐震計算書は，今回工認対象外の [] 用ハロンボンベ EL.38.8m に設置する設備を評価代表としている。今回工認では緊急用電気室 3F 用ハロンボンベ設備及び制御盤の設置場所を， [] EL.22.0m に変更するが，評価代表の設置場所より下層階での変更であるため，既工認で示した評価代表の耐震計算書に包絡される。このため，構造強度及び動的機能維持は確保される。
V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書	<ul style="list-style-type: none"> ガス供給配管は，今回工認に伴い対象モデルの評価結果及び支持構造物の評価結果が変更になるが，今回工認対象モデルの評価結果の裕度が既工認で示した代表モデルの耐震計算書に包絡される。このため，代表モデルの選定結果に影響はない。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
補足-5 【火災防護設備用ハロンボンベの設置場所，個数，名称等の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造により，当該設備の機能に変更がないこと及び設置場所を変更しても周辺施設に影響を及ぼさないことを確認した。【(2) ②, ⑥c】
V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造により，当該設備の機能に変更がないこと及び設置場所を変更しても周辺施設に影響を及ぼさないことから，耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分の基本方針に変更がないことを確認した。【(2) ②, ⑥c】
V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造により，当該設備の機能に変更がないこと及び設置場所を変更しても周辺施設に影響を及ぼさないことから，波及的影響を考慮した設計の基本方針に変更がないことを確認した。【(2) ⑥】
V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 V-2-別添1-11 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について 補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について	<ul style="list-style-type: none"> 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造は，「水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響の可能性がある施設を評価対象施設とし，施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する」方針を変更するものではないことを確認した。影響評価に対する確認結果は次のとおり。【(2) ⑦】 火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる耐震性評価に及ぼす影響の評価は，設計用床応答曲線の震度を一律に1.5倍した設備評価用床応答曲線を使用することにより，耐震裕度に包絡されていることを確認している。今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造に係る変更範囲は，設備評価用床応答曲線を変更するものではないため，水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に変更がないことを確認した。【(2) ⑦】 なお，床応答への影響検討として，3次元的な応答特性を踏まえても，原子炉建屋における質点系モデルの応答は，妥当な応答となることは確認している。【(2) ⑦】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所並びに火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

3. まとめ

(1) 非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更

- ・ 今回の非常用無停電電源装置の改造において、設置場所の変更はあるものの、耐震設計の基本方針に変更がないことを確認した。
- ・ 基本方針に変更がなく、必要な強度は確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えない。
- ・ 既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更はない。

(2) 火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更

- ・ 今回の火災防護設備用ハロンボンベ及び主配管の改造において、設置場所及び個数の変更はあるものの、耐震設計の基本方針に変更がないことを確認した。
- ・ 基本方針に変更がなく、必要な強度は確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えない。
- ・ 既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更はない。

V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動 S_s に対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については添付書類「V-2-別添1」に、第12条に係る溢水防護に係る設備の耐震性については添付書類「V-2-別添2」に、第54条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については添付書類「V-2-別添3」にて説明する。

2. 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。施設の設計に当たり考慮する、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の概要を添付書類「V-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要」に示す。

(1) ① b
(2) ① b

(1) 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

(1) ① a
(2) ① a

(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。

重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設に

については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。

- (3) 設計基準対象施設における建物・構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。

これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。

- (4) Sクラスの施設（(6)に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。

- (5) Sクラスの施設（(6)に記載のものを除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。

(1) ⑤b
(2) ⑤b

動的機器等については、基準地震動 S_s による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

また、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施

施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

- (8) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む）の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
- (9) 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

(1) ①
(2) ①

2.2 適用規格

適用する規格としては、既に認可された工事計画の添付書類（以下「既工事計画」という。）で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件、適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。

既工事計画で実績のある適用規格を以下に示す。

- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987」 (社) 日本電気協会
 - ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984」 (社) 日本電気協会
 - ・「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版」 (社) 日本電気協会
- (以降、「J E A G 4 6 0 1」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- ・建築基準法・同施行令
 - ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法— ((社) 日本建築学会, 1999 改定)
 - ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社) 日本建築学会, 2005 制定)
 - ・鋼構造設計規準—許容応力度設計法— ((社) 日本建築学会, 2005 改定)
 - ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力— ((社) 日本建築学会, 2001 改定)
 - ・建築耐震設計における保有耐力と変形性能 ((社) 日本建築学会, 1990 改定)
 - ・建築基礎構造設計指針 ((社) 日本建築学会, 2001 改定)
 - ・発電用原子力設備規格コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会, 2003)
 - ・各種合成構造設計指針・同解説 ((社) 日本建築学会, 2010 改定)
 - ・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社) 土木学会, 2002 年制定)
 - ・道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編) ・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成 14 年 3 月)
 - ・道路橋示方書 (V 耐震設計編) ・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成 14 年 3 月)
 - ・水道施設耐震工法指針・解説 ((社) 日本水道協会, 1997 年版)

(1) ①
(2) ①

- ・地盤工学会基準（JGS1521-2003）地盤の平板載荷試験方法

- ・地盤工学会基準（JGS3521-2004）剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法

ただし、J E A G 4 6 0 1 に記載されている A s クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設とした上で、基準地震動 S_2 、 S_1 をそれぞれ基準地震動 S_s 、弾性設計用地震動 S_d と読み替える。

なお、A クラスの施設を S クラスと読み替える際には基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d を適用するものとする。

また、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号、最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号）に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版を含む））＜第 I 編 軽水炉規格＞JSME S NC1-2005/2007」（日本機械学会）（以下「設計・建設規格」という。）に従うものとする。

3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類

(1) ②
(2) ②

3.1 耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を以下の通り分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表 2-1 に、申請設備の耐震重要度分類について同資料表 2-2 に示す。

(1) S クラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい施設

(2) B クラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設

(3) C クラスの施設

S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

3.2 重大事故等対処施設の設備の分類

重大事故等対処施設の設備について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の通りに分類する。下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について、添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表 4-1 に示す。

- (1) 基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの
 - a. 常設耐震重要重大事故防止設備

常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの
 - b. 常設重大事故緩和設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの
- (2) 静的地震力に対して十分耐えるよう、また共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動 S_a に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対しても十分に耐えるよう設計するもの
 - a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

常設重大事故防止設備であって、耐震 B クラス又は C クラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの

(1) ⑥ a
 (2) ⑥ a
 補①
 NT2
 V-2-1-1 RO

3.3 波及的影響に対する考慮

「3.1 耐震重要度分類」及び「3.2 重大事故等対処施設の設備の分類」に示した耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。

この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。

(1) ⑥ b
 (2) ⑥ b

ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む）をいう。

耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の 4 つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の 4 つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

(1) ⑥ b
 (2) ⑥ b

(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響

b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響

(1) ⑥b
(2) ⑥b

- (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響
- (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響
- (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響

(1) ⑥c
(2) ⑥c

上記の観点から調査・検討等を行い、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表 2-1 及び表 2-2 並びに表 4-1 及び表 4-2 に示す。

(1) ⑥d
(2) ⑥d

上記の観点から調査・検討等を行い抽出された波及的影響を考慮すべきこれらの下位クラス施設は、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

また、工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。

以上の詳細な方針は、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。

4. 設計用地震力

4.1 地震力の算定法

耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

(1) 静的地震力

設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定するものとする。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。

(1) ③a
(2) ③a

a. 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

(1) ③ a
(2) ③ a

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

b. 機器・配管系

静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）

土木構造物の静的地震力については、J E A G 4 6 0 1の規定を参考に、Cクラスの建物・構築物に適用される静的地震力を適用する。

上記 a., b. 及び c. の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

(1) ③ b
(2) ③ b

(2) 動的地震力

設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用する。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動 S_s による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法等については、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。

動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力

・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。

※2 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせる。

※3 原子炉建屋基礎盤については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せも考慮する。

(1) ④
(2) ④

b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)

(a) Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

(b) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。※

(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。

(1) ④
(2) ④

(d) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。原子炉格納容器については、放射性物質の最終障壁であることを踏まえ、LOCA後の最大内圧と弾性設計用地震動 S_d との組合せを考慮する。

(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。

以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）との組合せについては、以下を基本設計とす

る。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長期間継続する事象のうち、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。また、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。

- (2) ④ (f) Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。

※ 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、異常時圧力最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせる。

c. 土木構造物

- (a) 屋外重要土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時に施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。なお、屋外重要土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重はない。
- (b) その他の土木構造物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。なお、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重はない。

d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物

- (a) 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。
- (b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。

上記 d. (a) 及び(b)については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 S_s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。

(1) ④
(2) ④

e. 荷重の組合せ上の留意事項

- (a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせて算定するものとする。
- (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。
- (c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。
- (d) 設計基準対象施設において上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。

重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備区分に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。

- (e) 地震と組み合わせる自然条件として、風及び積雪を考慮する。風及び積雪は、施設の設置場所、構造等を考慮して、風荷重及び積雪荷重として地震荷重と組み合わせる。

(4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次の通りとし、J E A G 4 6 0 1 等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

a. 建物・構築物

- (a) Sクラスの建物・構築物 (d. に記載のものは除く。)

イ. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する施設における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記ロ. に示す許容限界を適用する。

ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとする。また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

- (b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物

上記(a)に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設的设计基準事故時の状態における長期的荷重と弾性设计用地震動 S_d による地震力との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの建物・構築物の弾性设计用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物

上記(a)イ.による許容応力度を許容限界とする。

- (d) 耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物

上記(a)ロ.の項を適用するほか、耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

- (e) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する设计基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。

ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する设计基準対象施設が属する耐震重要度分類をSクラスとする。

(1) ⑤ a
(2) ⑤ a

b. 機器・配管系

- (a) Sクラスの機器・配管系 (d.に記載のものは除く。)

イ. 弾性设计用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。

ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a)ロ.に示す許容限界を適用する。

ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する。

- (b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系

上記(a)ロ.に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性设计用地震動 S_d と设计基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容

限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

(2) ⑤ a

(c) Bクラス及びCクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系
応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。

(d) チャンネル・ボックス

チャンネル・ボックスは、地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻害されることがないものとする。

c. 土木構造物

(a) 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物

イ. 静的地震力との組合せに対する許容限界

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

新設屋外重要土木構造物の構造部材の曲げについては許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。

なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。

(b) その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物

津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする。

浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。

e. 基礎地盤の支持性能

(a) Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、屋外重要土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の

建物・構築物，機器・配管系，土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤

イ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

ロ. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

(屋外重要土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系，土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤を除く。)

接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物，機器・配管系及びその他の土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤

上記(a)ロ.による許容支持力度を許容限界とする。

5.2 機能維持

(2) ⑤ b

(1) 動的機能維持

動的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，制御棒挿入機能に係る機器，回転機器及び弁の機種別に分類し，制御棒挿入機能に係る機器については，燃料集合体の相対変位，回転機器及び弁については，その加速度を用いることとし，設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して，各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，当該機能を維持する設計とするか，若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。

弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。

(1) ⑤ b

(2) 電氣的機能維持

電氣的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して，要求される電氣的機能が維持できることを試験又は解析により確認し，当該機能を維持する設計とする。

添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における津波監視設備及び添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」における通信連絡設備に関する電氣的機能維持の耐震設計方針についても本項に従う。

V-2-10-1-6-1 非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書

NT2 補② V-2-10-1-6-1 R7

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定している構造強度及び機能維持の設計方針に基づき、非常用無停電電源装置が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するものである。

(1) ① 非常用無停電電源装置は、設計基準対象施設においてはSクラス施設に、重大事故等対処設備においては常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類される。以下、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての構造強度評価及び電気的機能維持評価を示す。

2. 一般事項

本計算書は、添付書類「V-2-1-13-7 盤の耐震性についての計算書作成の基本方針」に基づき評価を行う。

2.1 構造計画

非常用無停電電源装置の構造計画を表 2-1 に示す。

【非常用無停電電源装置の耐震性についての計算結果】

1. 設計基準対象施設

1.1 設計条件

機器名称	耐震設計上の重要度分類	据付場所及び床面高さ (m)	固有周期 (s)		弾性設計用地震動 S_d 又は静的震度		基準地震動 S_s		周囲環境温度 (°C)
			水平方向	鉛直方向	水平方向	鉛直方向	水平方向	鉛直方向	
非常用無停電電源装置	S	EL. 8.20*	0.05以下	0.05以下	$C_H=0.63$	$C_V=0.50$	$C_H=1.10$	$C_V=0.96$	□

注記 * : 基準床レベルを示す。

1.2 機器要目

部材	m_i (kg)	h_i (mm)	$\phi_{2,i}^*$ (mm)	$\phi_{1,i}^*$ (mm)	$A_{b,i}$ (mm ²)	n_i	$n_{f,i}^*$
基礎ボルト (i=1)							10
取付ボルト (i=2)							4
							15
							2

部材	$S_{y,i}$ (MPa)	$S_{u,i}$ (MPa)	F_i (MPa)	F_i^* (MPa)	転倒方向	
					弾性設計用地震動 S_d 又は静的震度	基準地震動 S_s
基礎ボルト (i=1)	245	400	245	280	短辺方向	短辺方向
取付ボルト (i=2)	215	400	215	258	短辺方向	長辺方向

注記 * : 各ボルトの機器要目における上段は短辺方向転倒に対する評価時の要目を示し、

下段は長辺方向転倒に対する評価時の要目を示す。

1.3 計算数値

1.3.1 ボルトに作用する力

部 材	F _{bi}		Q _{bi}	
	弾性設計用 地震動 S _d 又は 静的震度	基準地震動 S _s	弾性設計用 地震動 S _d 又は 静的震度	基準地震動 S _s
基礎ボルト (i=1)	2.653×10 ³	7.532×10 ³	4.448×10 ⁴	7.767×10 ⁴
取付ボルト (i=2)	1.586×10 ³	1.216×10 ⁴	4.108×10 ⁴	7.174×10 ⁴

(単位: N)

1.4 結 論

1.4.1 ボルトの応力

部 材	材 料	応 力	弾性設計用地震動 S _d 又は静的震度		基準地震動 S _s	
			算出応力	許容応力	算出応力	許容応力
基礎ボルト	□	引張り	σ _{bi} =24	f _{tsi} =147*	σ _{bi} =67	f _{tsi} =168*
		せん断	τ _{bi} =10	f _{sbi} =113	τ _{bi} =18	f _{sbi} =129
取付ボルト	□	引張り	σ _{b2} =8	f _{ts2} =161*	σ _{b2} =61	f _{ts2} =193*
		せん断	τ _{b2} =5	f _{sb2} =124	τ _{b2} =8	f _{sb2} =148

(単位: MPa)

(1) ①

すべて許容応力以下である。 注記 * : f_{tsi} = Min[1.4・f_{toi} - 1.6・τ_{bi}, f_{toi}]より算出

1.4.2 電気的機能維持の評価結果

非常用 無停電源装置	機能確認済加速度 (×9.8 m/s ²)	
	評価用加速度	機能確認済加速度
水平方向	0.92	4.00
鉛直方向	0.80	3.00

(1) ①

評価用加速度 (1.0ZPA) はすべて機能確認済加速度以下である。

V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針

(2) ①a, b

2.2 適用基準

- (1) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) J S
M E S N C 1 -2005/2007 (日本機械学会)
- (2) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987 (日本電気協会)
- (3) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補
-1984 (日本電気協会)
- (4) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版 (日本電気協
会)

(3) ハロンボンベ設備

a. ボンベラック及び基礎ボルト

(2) ① a, b
⑥ d

ハロンボンベ設備は、火災起因の荷重は発生しないため、耐震性を有する原子炉建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とし、具体的には以下に示す構造強度を有する設計とする。

ハロンボンベ設備は、基準地震動 S_s による地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。

したがって、ハロンボンベ設備の構成品であるボンベラック及び基礎ボルトの許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すJ E A G 4 6 0 1 -1987に準じて許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。

(4) ハロンガス供給選択弁

a. 弁ラック及び基礎ボルト

(2) ① a, b
⑥ d

ハロンガス供給選択弁は、火災起因の荷重は発生しないため、耐震性を有する緊急時対策建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とし、具体的には以下に示す構造強度を有する設計とする。

ハロンガス供給選択弁は、基準地震動 S_s による地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。

したがって、ハロンガス供給選択弁の構成品である弁ラック及びハロンガス供給選択弁の基礎ボルトの許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すJ E A G 4 6 0 1 -1987に準じて許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。

(5) ハロン消火設備制御盤

a. 基礎ボルト

(2) ① a, b
⑥ d

ハロン消火設備制御盤は、火災起因の荷重は発生しないため、耐震性を有する原子炉建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とし、具体的には以下に示す構造強度を有する設計とする。

ハロン消火設備制御盤は、基準地震動 S_s による地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。

したがって、ハロン消火設備制御盤を固定するハロン消火設備制御盤の基礎ボルトの許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すJ E A G 4 6 0 1 -1987に準じて許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。

(6) 二酸化炭素ポンベ設備

a. ボンベラック及び基礎ボルト

二酸化炭素ポンベ設備は、火災起因の荷重は発生しないため、耐震性を有する原子炉建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とし、具体的には以下に示す構造強度を有する設計とする。

二酸化炭素ポンベ設備は、基準地震動 S_s による地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。

したがって、二酸化炭素ポンベ設備の構成品であるボンベラック及び二酸化炭素ポンベ設備の基礎ボルトの許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すJ E A G 4 6 0 1 -1987に準じて許容応力状態IV_ASの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。

(9) ガス供給配管

(2) ① a, b
⑥ d

ガス供給配管は、火災起因の荷重は発生しないため、耐震性を有する原子炉建屋等にボルト等で固定し、主要な構造部材が、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。

したがって、基準地震動 S_s による地震力に対し、供給配管が塑性ひずみを生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すJ E A G 4 6 0 1 - 1987に準じて許容応力状態 $IV_A S$ の許容応力以下とすることを許容限界として設定する。

3.1 荷重及び荷重の組合せ

3.1.1 荷重の種類

荷重は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示す以下の荷重を用いる。

(1) 死荷重 (D)

死荷重は、持続的に生じる荷重であり、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すとおり、自重とする。

(2) 内圧荷重 (P_D)

内圧荷重は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すとおり、当該設備に設計上定める最高使用圧力による荷重とする。

(3) 地震荷重 (S_s)

地震荷重は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示すとおり、基準地震動 S_s により定める地震力とする。

耐震計算における動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、機器の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを抽出し、耐震性に及ぼす影響を評価する。

(2) ④

3.1.2 荷重の組合せ

荷重の組合せは、火災起因の荷重は発生しないため、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」に示す、機器、配管系の荷重の組合せを用いる。

評価対象部位ごとの荷重及び荷重の組合せを表3-1に示す。

(2) ⑤ a

3.2 許容限界

許容限界は、添付書類「V-1-1-7 5.1 火災感知設備について」及び「5.2 消火設備について」に示す設備ごとの構造強度上の性能目標に従い、評価対象部位ごとに設定する。

評価対象部位ごとの許容限界を表3-1に示す。

各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、表3-2、表3-3、表3-4に評価項目ごとの許容限界を示す。

(2) ⑤a

表3-1 設備ごとの荷重の組合せ及び許容限界

設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界
			応力等の状態	限界状態	
火炎感知器	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	J E A G 4 6 0 1 - 1 9 8 7 に準じて, 許容応力状態 IV _A S の許容応力以下とする。
火災受信機盤	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
ハロンボンベ設備	D + S _s	ボンベラック	組合せ	部材の降伏	
		基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
ハロンガス供給選択弁	D + S _s	弁ラック	組合せ	部材の降伏	
		基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
ハロン消火設備制御盤	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
		ボンベラック	組合せ	部材の降伏	
二酸化炭素ボンベ設備	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
		弁ラック	組合せ	部材の降伏	
二酸化炭素供給選択弁	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
		基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
二酸化炭素消火設備制御盤	D + S _s	基礎ボルト	引張, せん断	部材の降伏	
		ガス供給配管	一次応力 (曲げ応力含む), 一次+二次応力, 一次+二次+ピーク応力	部材の降伏	

(2) ② 表3-2 基礎ボルトの許容限界 (2) ⑤a

評価対象 部位	耐震設計上の 重要度分類	荷重の組合せ	許容応 力状態	許容限界 ^{(注1) (注2)}	
				一次応力	
				引張 ^(注3)	せん断 ^(注3)
基礎ボルト	C	D + S _s	IV _A S	1.5 · f _t [*]	1.5 · f _s [*]

(注1) f_t^{*}, f_s^{*}: J S M E S N C 1-2005/2007 SSB-3121.1(1)a 及び(2)の本文中, S_y及び S_y (R T) を1.2 · S_y及び1.2 · S_y (R T) と読み替えて算出した値 (J S M E S N C 1-2005/2007 SSB-3133)。

(注2) J E A G 4 6 0 1・補-1984の「その他の支持構造物の許容応力」に準じて設定する。

(注3) ボルトにせん断力が作用する場合, 組合せ評価を実施する。その際の許容応力値は, J S M E S N C 1-2005/2007 SSB-3131及び3133に基づき, Min[1.4 · f_{to} - 1.6 · τ_b, f_{to}]とする。ここで, τ_bはボルトに作用するせん断応力である。

(2) ② 表3-3 ラックの許容限界 (2) ⑤a

評価対象 部位	耐震設計上の 重要度分類	荷重の組合せ	許容応 力状態	許容限界 ^{(注1) (注2)}	
				一次応力	
				組合せ	
ラック	C	D + S _s	IV _A S	1.5 · f _t [*]	

(注1) f_t^{*}: J S M E S N C 1-2005/2007 SSB-3121.1(1)a 及び(2)の本文中, S_y及び S_y (R T) を1.2 · S_y及び1.2 · S_y (R T) と読み替えて算出した値 (J S M E S N C 1-2005/2007 SSB-3133)。

(注2) J E A G 4 6 0 1・補-1984の「その他の支持構造物の許容応力」に準じて設定する。

(2) ② 表3-4 ガス供給配管の許容限界 (2) ⑤a

評価対象 部位	耐震設計上の 重要度分類	荷重の 組合せ	許容 応力状態	許容限界		
				一次応力 (曲げ 応力含む)	一次 + 二次応力	一次 + 二次 + ピーク応力
ガス供給 配管	C	D + P _D + S _s	IV _A S	0.9 · S _u	S _s 地震動のみによる疲労 解析 ^(注) を行い, 疲労累積 係数が1.0以下であるこ と。ただし, 地震動のみに よる一次 + 二次応力の変 動値が2 · S _y 以下であら ば, 疲労解析は行わない。	

(注) 2 · S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合, J S M E S N C 1-2005/2007 PPB-3536 (同(3), (6)及び(7)を除く。また, S_mは2/3 · S_yに読み替える。)の簡易弾塑性解析を用いる。

4. 固有周期

4.1 固有周期算出方法

火災感知設備及び消火設備の固有周期は、以下に示す手法により求める。

- ・ 正弦波掃引試験またはランダム波試験
- ・ 3次元FEMモデルによる解析

5. 耐震評価方法

火災感知設備及び消火設備の耐震評価は、以下の「5.1 地震応答解析」、「5.2 構造強度評価」及び「5.3 機能維持評価」に従って実施する。

5.1 地震応答解析

火災感知設備及び消火設備の地震応答解析は、以下の「5.1.1 入力地震動」に示す入力地震動及び「5.1.2 解析方法及び解析モデル」に示す解析方法に従い、「5.1.3 設計用減衰定数」に示す減衰定数を用いて実施する。

火災感知設備及び消火設備の地震応答解析フローを図5-1に示す。

5.1.1 入力地震動

火災感知設備及び消火設備の地震応答解析における入力地震動は、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。

(2) ③b

5.1.2 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定にあたっては、地震応答解析の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準や実験等の結果に基づき設定する。

火災感知設備及び消火設備の地震応答解析は、以下の方法に従い実施する。

(1) スペクトルモーダル法による解析

消火設備のうちガス供給配管は、熱的条件及び口径を踏まえ低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、入力地震動において発生する荷重をスペクトルモーダル解析法により求める。

解析の概要を以下に示す。

- a. スペクトルモーダル解析法における最大値は、二乗和平方根(SRSS)法により求める。
- b. 許容応力についてJ S M E S N C 1-2005/2007の付録材料図表を用いて計算する際に、温度が図表記載温度の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。ただし、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第1位以下を切り捨てた値を用いるものとする。
- c. 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

5.3 機能維持評価

火災感知設備及び消火設備は、基準地震動 S_s に対し、火災を早期に感知、消火する動的機能及び電氣的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備及び消火設備の構造強度による機能維持、動的機能維持及び電氣的機能維持に係る耐震計算の方針は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」の「3. 構造強度」及び「4. 機能維持」を用いる。

(2) ⑤b

5.3.1 動的機能維持

地震時及び地震後に動的機能が要求される機器は、添付書類「V-1-1-7 5.2 消火設備について」に示す設備ごとの構造強度上の性能目標を踏まえ、基準地震動 S_s による当該設備設置床の最大応答加速度が以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。

(1) 消火設備

a. ハロンボンベ設備のうち容器弁

ハロンボンベ設備の構成品である容器弁は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震応答解析により求めたハロンボンベ設備を設置する床の基準地震動 S_s によるハロンボンベ設備の最大応答加速度が、容器弁単体の動的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。

b. ハロンボンベ供給選択弁

選択弁は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震応答解析により求めた選択弁を設置する床の基準地震動 S_s による最大応答加速度が、加振試験にて選択弁単体の動的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることを確認する。

c. 二酸化炭素ボンベ設備のうち容器弁

二酸化炭素ボンベ設備の構成品である容器弁は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震応答解析により求めた二酸化炭素ボンベ設備を設置する床の基準地震動 S_s による最大応答加速度が、加振試験にて容器弁単体の動的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。

d. 二酸化炭素供給選択弁

選択弁は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震応答解析により求めた選択弁を設置する床の基準地震動 S_s による最大応答加速度が、加振試験にて選択弁単体の動的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることを確認する。

5.3.2 電氣的機能維持

地震時及び地震後に電氣的機能が要求される機器は、添付書類「V-1-1-7 5.1 火災感知設備について」及び「5.2 消火設備について」に示す設備ごとの構造強度上の性能目標を踏まえ、基準地震動 S_s による当該設備設置床の最大応答加速度が以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。

V-2-別添1-4 ハロンボンベ設備の耐震計算書

NT2 補② V-2-別添 1-4 R5

(2) ① a, b, ②

表 3-1 荷重の組合せ及び許容応力状態 (設計基準対象施設)

施設区分	機器名称	耐震設計上の 重要度分類	機器等の区分	荷重の組合せ	許容応力状態
その他発電 用原子炉の 附属施設	火災防護 設備	C	—*	D + S _s	IV _A S

注記 * : その他の支持構造物の荷重の組合せ及び許容応力状態を適用する。

表 3-2 許容応力 (その他の支持構造物)

許容応力状態	許容限界 (ボルト等) *1, *2
	一次応力
IV _A S	引張り
	せん断
	$1.5 \cdot f_r^*$
	$1.5 \cdot f_s^*$

5

注記 *1 : 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*2 : 当該の応力が生じない場合、規格基準で省略可能とされている場合及び他の応力で代表可能である場合は評価を省略する。

表 3-3 ハロンボンベ設備の許容応力評価条件

評価対象 部位	材 料	評価用温度 (°C)	S _y (MPa)	S _u (MPa)	F [*] (MPa)
ボンベラック	STKR400	40 (雰囲気温度)	245	400	280
	SS400 (厚さ ≤ 16 mm)	40 (雰囲気温度)	245	400	280
基礎ボルト	SS400 (径 ≤ 16 mm)	40 (雰囲気温度)	245	400	280

5.3 結論

5.3.1 固有周期

		(単位：s)	
水平方向			
鉛直方向			

5.3.2 構造強度評価結果

(単位：MPa)

設備名称	評価部位	材料	応力分類	発生応力	許容応力
ハロンポンベ設備	ボンベラック	STKR400	組合せ応力	$\sigma = 64$	$f_t = 280$
	基礎ポルト	SS400	引張応力	$\sigma_{bt} = 32$	$f_{ts} = 168^*$
			せん断応力	$\tau_b = 7$	$f_{sb} = 128$

注記 *： $f_{ts} = \text{Min}[1.4 \cdot f_{to} - 1.6 \cdot \tau_{bi}, f_{to}]$ より算出
発生応力はすべて許容応力以下である。

(2) ①a, b

5.3.3 動的機能維持の評価結果

($\times 9.8 \text{ m/s}^2$)

設備名称	据え付け場所及び床面高さ (m)	機能確認済加速度との比較			
		水平		鉛直	
		評価用 加速度	機能確認済 加速度	評価用 加速度	機能確認済 加速度
ハロンポンベ設備 容器弁	 EL. 38.8	1.40	4.00	1.20	2.00

評価用加速度 (1.0ZPA) はすべて機能確認済加速度以下である。

(2) ①a, b

V-2-別添1-6 ハロン消火設備制御盤の耐震計算書

NT2 補② V-2-別添 1-6 R4

(2) ① a, b, ②

表 4-1 荷重の組合せ及び許容応力状態 (設計基準対象施設)

施設区分	機器名称	耐震設計上の 重要度分類	機器等の区分	荷重の組合せ	許容応力状態
その他発電 用原子炉の 附属施設	火災防護 設備	C	—*	D + S _s	IV _A S

注記 * : その他の支持構造物の荷重の組合せ及び許容応力状態を適用する。

表 4-2 許容応力 (その他の支持構造物)

許容応力状態	許容限界 (ボルト等) *1, *2
	一次応力
IV _A S	引張り
	せん断
	$1.5 \cdot f_t^*$
	$1.5 \cdot f_s^*$

注記 *1 : 応力の組合せが考えられる場合には, 組合せ応力に対しても評価を行う。

*2 : 当該の応力が生じない場合, 規格基準で省略可能とされている場合及び他の応力で代表可能である場合は評価を省略する。

表 4-3 許容応力評価条件 (設計基準対象施設)

評価対象 部位	材料	温度条件 (°C)	S _y (MPa)	S _u (MPa)	F [*] (MPa)
基礎ボルト	SS400 (径 ≤ 16 mm)	40 (雰囲気温度)	245	400	280

6.3 計算数値

(1) ボルトに作用する力

機器名称	部材	F _b	Q _b
ハロン消火設備制御盤	基礎ボルト		

(単位：N)

6.4 結論

6.4.1 構造強度評価結果

(単位：MPa)

機器名称	評価部位	材料	応力分類	発生応力	許容応力
ハロン消火設備制御盤	基礎ボルト	SS400	引張応力	$\sigma_b = 5$	$f_{ts} = 168^*$
			せん断応力	$\tau_b = 4$	$f_{sb} = 128$

注記 * : $f_{ts} = \text{Min}[1.4 \cdot f_{to} - 1.6 \cdot \tau_{bi}, f_{to}]$ より算出
発生応力はすべて許容応力以下である。

(2) ① a, b

6.4.2 電氣的機能維持評価結果

($\times 9.8 \text{ m/s}^2$)

機器名称	据付場所及び 床面高さ (m)	機能確認済加速度との比較			
		水平		鉛直	
		評価用 加速度	機能確認済 加速度	評価用 加速度	機能確認済 加速度
ハロン消火設備制御盤	EL. 46.5*	1.46	4.00	1.26	3.00

注記 * : 建屋壁に固定しているため、設置フロア上階の設備評価用床応答曲線を用いる。
評価用加速度 (1.0ZPA) はすべて機能確認済加速度以下である。

(2) ① a, b

V-2-別添 1-10 ガス供給配管の耐震計算書

3. 計算条件

3.1 荷重の組合せ及び許容応力

本計算書において考慮する荷重の組合せ及び許容応力を下表に示す。

施設名称	設備名称	系統名称	施設分類*1	設備分類	機器等の区分	耐震設計上の重要度分類	荷重の組合せ*2	許容応力状態
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備	消火系	DB	—	クラス3管	C	D + P _D + S _s	IV _A S

注記 *1：DBは設計基準対象施設，SAは重大事故等対処設備を示す。

*2：許容応力状態ごとに最も厳しい条件又は包絡条件を用いて評価を実施する。

(2) ① a, b
②

4.2 評価結果

4.2.1 管の応力評価結果

下表に示すとおり最大応力及び疲労累積係数はそれぞれの許容値以下である。

クラス3管

鳥瞰図	許容応力状態 (供用状態)	最大応力 評価点	最大応力 区分	一次応力評価 (MPa)		一次+二次応力評価 (MPa)		疲労評価 $U S_s$
				計算応力 $S_{prn} (S_s)$	許容応力 $0.9 S_u$	計算応力 $S_n (S_s)$	許容応力 $2 S_y$	
FP-083R5F	IV _A S	29	$S_{prn} (S_s)$	220	468	—	—	—
FP-101R3F	IV _A S	50	$S_n (S_s)$	—	—	345	410	—

(2) ①a, b

4.2.2 支持構造物評価結果

下表に示すとおり計算応力及び計算荷重はそれぞれの許容値以下である。

支持構造物評価結果（荷重評価）

支持構造物 番号	種類	型式	材質	温度 (°C)	評価結果	
					計算 荷重 (kN)	許容 荷重 (kN)
—	—	—	—	—	—	—

支持構造物評価結果（応力評価）

支持構造物 番号	種類	型式	材質	温度 (°C)	支持点荷重						評価結果		
					反力 (kN)			モーメント (kN・m)			応力 分類	計算 応力 (MPa)	許容 応力 (MPa)
					F _x	F _y	F _z	M _x	M _y	M _z			
FP-7419RES	レストレイント	架構	STKR400	40	3	0	15	—	—	—	組合せ	45	279
FP-7301ANC	アンカ	架構	STKR400	40	13	2	2	1	1	1	組合せ	41	279

(2) ①a, b

4.2.3 弁の動的機能維持評価結果

弁番号	形式	要求機能	応答加速度 ($\times 9.8 \text{ m/s}^2$)		機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{ m/s}^2$)		構造強度評価結果 (MPa)	
			水平	鉛直	水平	鉛直	計算応力	許容応力
該当なし	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) ① a, b

4.2.4 代表モデルの選定結果及び全モデルの評価結果

代表モデルは各モデルの最大応力点の応力と裕度を算出し、応力分類毎に裕度最小のモデルを選定して鳥瞰図、計算条件及び評価結果を記載している。下表に、代表モデルの選定結果及び全モデルの評価結果を示す。

代表モデルの選定結果及び全モデルの評価結果（クラス3範囲）

No	配管モデル	許容応力状態 IV、S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積係数		
1	FP-020R5F	A36	92	468	5.08	-	A36	134	410	3.05	-	-	-		
2	FP-021R5F	A88	130	468	3.60	-	A88	224	410	1.83	-	-	-		
3	FP-022R5F	A04	166	468	2.81	-	A04	296	410	1.38	-	-	-		
4	FP-023R4F	A109F	155	468	3.01	-	A106N	274	410	1.49	-	-	-		
5	FP-024R4F	A52N	143	468	3.27	-	A52N	226	410	1.81	-	-	-		
6	FP-025R4F	A72	128	468	3.65	-	A72	220	410	1.86	-	-	-		
7	FP-026R4F	A03N	121	468	3.86	-	A03N	206	410	1.99	-	-	-		
8	FP-027R4F	A129N	105	468	4.45	-	A129N	176	410	2.32	-	-	-		
9	FP-028R4F	A04	164	468	2.85	-	A04	286	410	1.43	-	-	-		
10	FP-142R5F	A39N	67	468	6.98	-	A39N	92	410	4.45	-	-	-		
11	FP-128R4F	A27	46	468	10.17	-	A27	54	410	7.59	-	-	-		
12	FP-131R4F	B02	44	468	10.63	-	B02	34	410	12.05	-	-	-		
13	FP-029R3F	A53	98	468	4.77	-	A53	138	410	2.97	-	-	-		
14	FP-030R3F	A100F	165	468	2.83	-	A100F	286	410	1.43	-	-	-		
15	FP-031R3F	A10	151	468	3.09	-	A10	240	410	1.70	-	-	-		
16	FP-032R3F	A10	174	468	2.68	-	A10	312	410	1.31	-	-	-		

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積 係数	代表	
17	FP-148R4F	D16	43	468	10.88	-	D13	44	410	9.31	-	-	-		
18	FP-121R3F	A13	45	468	10.40	-	A13	56	410	7.32	-	-	-		
19	FP-143R3F	A16N	51	468	9.17	-	A16N	54	410	7.59	-	-	-		
20	FP-144R3F	A35	41	468	11.41	-	A35	50	410	8.20	-	-	-		
21	FP-145R4F	A13	48	468	9.75	-	A13	58	410	7.06	-	-	-		
22	FP-118Y2F	A10N	174	468	2.68	-	A10N	300	410	1.36	-	-	-		
23	FP-119R2F	A10N	58	468	8.06	-	A10N	58	410	7.06	-	-	-		
24	FP-035RB1	1	47	468	9.95	-	1	47	410	8.72	-	-	-		
25	FP-036RB1	17	70	468	6.68	-	17	78	410	5.25	-	-	-		
26	FP-037RB1	5	116	468	4.03	-	5	182	410	2.25	-	-	-		
27	FP-038RB1	25	52	468	9.00	-	25	67	410	6.11	-	-	-		
28	FP-039RB1	21	110	468	4.25	-	21	166	410	2.46	-	-	-		
29	FP-040RB1	20	30	468	15.60	-	17	20	410	20.50	-	-	-		
30	FP-122RB1	A14N	79	468	5.92	-	A14N	122	410	3.36	-	-	-		
31	FP-125RB1	A14N	77	468	6.07	-	A14N	120	410	3.41	-	-	-		
32	FP-041RB2	11	66	468	7.09	-	11	95	410	4.31	-	-	-		
33	FP-042RB2	5005	55	468	8.50	-	5005	65	410	6.30	-	-	-		
34	FP-043RB2	1	82	468	5.70	-	1	116	410	3.53	-	-	-		
35	FP-044RB2	20	37	468	12.64	-	20	34	410	12.05	-	-	-		
36	FP-045RB2	19	176	468	2.65	-	19	313	410	1.30	-	-	-		
37	FP-046RB2	38	25	468	18.72	-	38	10	410	41.00	-	-	-		

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積係数	代表	
38	FP-047RB2	5	105	468	4.45	-	5	161	410	2.54	-	-	-		
39	FP-048RB2	19	47	468	9.95	-	19	59	410	6.94	-	-	-		
40	FP-049RB2	8001	54	468	8.66	-	8001	67	410	6.11	-	-	-		
41	FP-051RB2	5006	26	468	18.00	-	25	11	410	37.27	-	-	-		
42	FP-050RB2	40	43	468	10.88	-	40	45	410	9.11	-	-	-		
43	FP-064RB2	5013	69	468	6.78	-	5013	101	410	4.05	-	-	-		
44	FP-065RB2	5013	27	468	17.33	-	5013	18	410	22.77	-	-	-		
45	FP-140RB1	A17N	48	468	9.75	-	A20	54	410	7.59	-	-	-		
46	FP-052RB1	2	55	468	8.50	-	2	62	410	6.61	-	-	-		
47	FP-054RB1	5025	128	468	3.65	-	5025	217	410	1.88	-	-	-		
48	FP-053RB1	67	38	468	12.31	-	67	23	410	17.82	-	-	-		
49	FP-055RB1	11	97	468	4.82	-	11	157	410	2.61	-	-	-		
50	FP-057RB1	5011	101	468	4.63	-	5011	128	410	3.20	-	-	-		
51	FP-056RB1	5017	36	468	13.00	-	5017	31	410	13.22	-	-	-		
52	FP-058RB1	13	83	468	5.63	-	13	123	410	3.33	-	-	-		
53	FP-060RB1	5021	128	468	3.65	-	5021	216	410	1.89	-	-	-		
54	FP-059RB1	135	35	468	13.37	-	135	31	410	13.22	-	-	-		
55	FP-061RB1	13	97	468	4.82	-	13	156	410	2.62	-	-	-		
56	FP-063RB1	5019	143	468	3.27	-	5019	250	410	1.64	-	-	-		
57	FP-062RB1	141	28	468	16.71	-	141	18	410	22.77	-	-	-		
58	FP-066RB2	44	113	468	4.14	-	44	176	410	2.32	-	-	-		

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S											
		一次応力						一次+二次応力					
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労評価 疲労累積 係数
59	FP-068RB2	5011	78	468	6.00	-	12	106	410	3.86	-	-	-
60	FP-146R1F	A18	60	468	7.80	-	A20	68	410	6.02	-	-	-
61	FP-067RB1	2	78	468	6.00	-	2	108	410	3.79	-	-	-
62	FP-069R2F	65	89	468	5.25	-	65	130	410	3.15	-	-	-
63	FP-070R1F	11	46	468	10.17	-	14	49	410	8.36	-	-	-
64	FP-072R1F	58	129	468	3.62	-	58	225	410	1.82	-	-	-
65	FP-071R1F	78	33	468	14.18	-	78	30	410	13.66	-	-	-
66	FP-073R1F	11	51	468	9.17	-	11	70	410	5.85	-	-	-
67	FP-075R2F	52	180	468	2.60	-	52	326	410	1.25	-	-	-
68	FP-074R1F	5035	66	468	7.09	-	5035	97	410	4.22	-	-	-
69	FP-076R1F	5001	38	468	12.31	-	11	45	410	9.11	-	-	-
70	FP-078R1F	52	151	468	3.09	-	52	270	410	1.51	-	-	-
71	FP-077R1F	5035	33	468	14.18	-	5035	33	410	12.42	-	-	-
72	FP-079R1F	5001	63	468	7.42	-	5001	90	410	4.55	-	-	-
73	FP-083R5F	29	220	468	2.12	○	29	333	410	1.23	-	-	-
74	FP-080R1F	5047	95	468	4.92	-	79	148	410	2.77	-	-	-
75	FP-081R3F	5072	48	468	9.75	-	5072	56	410	7.32	-	-	-
76	FP-082R5F	125	67	468	6.98	-	125	96	410	4.27	-	-	-
77	FP-084R1F	5001	59	468	7.93	-	5001	82	410	5.00	-	-	-
78	FP-088R5F	23	171	468	2.73	-	23	238	410	1.72	-	-	-
79	FP-085R1F	64	96	468	4.87	-	64	124	410	3.30	-	-	-
80	FP-086R3F	5067	46	468	10.17	-	5073	47	410	8.72	-	-	-

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積係数	代表	
81	FP-087R5F	118	51	468	9.17	-	118	65	410	6.30	-	-	-	-	
82	FP-089R1F	5000	72	468	6.50	-	5000	89	410	4.60	-	-	-	-	
83	FP-093R5F	5001	137	468	3.41	-	5001	210	410	1.95	-	-	-	-	
84	FP-090R1F	68	105	468	4.45	-	5046	143	410	2.86	-	-	-	-	
85	FP-091R3F	5062	54	468	8.66	-	5062	51	410	8.03	-	-	-	-	
86	FP-092R4F	111	37	468	12.64	-	111	43	410	9.53	-	-	-	-	
87	FP-094R1F	11	167	468	2.80	-	11	301	410	1.36	-	-	-	-	
88	FP-098R5F	5002	160	468	2.92	-	5002	249	410	1.64	-	-	-	-	
89	FP-095R1F	68	157	468	2.98	-	68	233	410	1.75	-	-	-	-	
90	FP-096R3F	5064	54	468	8.66	-	5064	52	410	7.88	-	-	-	-	
91	FP-097R4F	113	56	468	8.35	-	111	66	410	6.21	-	-	-	-	
92	FP-099R3F	5000	82	468	5.70	-	11	124	410	3.30	-	-	-	-	
93	FP-101R3F	50	190	468	2.46	-	50	345	410	1.18	○	-	-	-	
94	FP-100R3F	5067	62	468	7.54	-	5067	74	410	5.54	-	-	-	-	
95	FP-102R3F	31	194	468	2.41	-	31	340	410	1.20	-	-	-	-	
96	FP-134R3F	122	157	468	2.98	-	122	261	410	1.57	-	-	-	-	
97	FP-103R3F	148	99	468	4.72	-	148	146	410	2.80	-	-	-	-	
98	FP-104R3F	5000	134	468	3.49	-	5000	222	410	1.84	-	-	-	-	
99	FP-135R3F	126	128	468	3.65	-	126	205	410	2.00	-	-	-	-	
100	FP-105R4F	5052	102	468	4.58	-	5052	156	410	2.62	-	-	-	-	
101	FP-141R2F	A17N	41	468	11.41	-	A20	42	410	9.76	-	-	-	-	

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積係数	代表	
102	FP-137R2F	11	112	468	4.17	-	11	195	410	2.10	-	-	-		
103	FP-136R2F	19	196	468	2.38	-	19	328	410	1.25	-	-	-		
104	FP-147YB1	A30	72	468	6.50	-	A30	96	410	4.27	-	-	-		
105	C-01-1360-517F	A00	68	468	6.88	-	A00	83	410	4.93	-	-	-		
106	C-01-1360-518F	A00	34	468	13.76	-	A16	21	410	19.52	-	-	-		
107	C-01-1360-509F	A46	38	468	12.31	-	A46	31	410	13.22	-	-	-		
108	C-01-1360-502F	B07	41	468	11.41	-	B07	41	410	10.00	-	-	-		
109	C-01-1360-506F	B26	44	468	10.63	-	D03	36	410	11.38	-	-	-		
110	C-01-1360-507F	B09N	78	468	6.00	-	B09N	104	410	3.94	-	-	-		
111	C-01-1360-523F	A01F	58	468	8.06	-	A01F	93	410	4.40	-	-	-		
112	C-01-1360-501F	H01	42	468	11.14	-	H01	61	410	6.72	-	-	-		
113	C-01-1360-508F	A23F	84	468	5.57	-	A23F	117	410	3.50	-	-	-		
114	C-01-1360-504F	A29N	55	468	8.50	-	A29N	86	410	4.76	-	-	-		
115	C-01-1360-503F	A38N	33	468	14.18	-	A38N	44	410	9.31	-	-	-		
116	C-01-1360-505F	B10F	45	468	10.40	-	B10F	68	410	6.02	-	-	-		
117	C-01-1360-001F	A08	90	468	5.20	-	A08	128	410	3.20	-	-	-		
118	C-01-1360-002F	B18	25	468	18.72	-	E07	15	410	27.33	-	-	-		
119	C-01-1360-017F	A42	55	468	8.50	-	A42	86	410	4.76	-	-	-		
120	C-01-1360-008F	B56	37	468	12.64	-	B26F	53	410	7.73	-	-	-		
121	C-01-1360-006F	A00	27	468	17.33	-	A00	4	410	102.50	-	-	-		
122	C-01-1360-007F	B14	30	468	15.60	-	B14	11	410	37.27	-	-	-		

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S										疲労評価				
		一次応力					一次+二次応力					評価点	評価点	代表	疲労累積係数	代表
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表					
123	C-01-1360-003F	A00	27	468	17.33	-	A00	4	410	102.50	-	-	-	-	-	-
124	C-01-1360-004F	A03F	65	468	7.20	-	A03F	83	410	4.93	-	-	-	-	-	-
125	C-01-1360-005F	A17	30	468	15.60	-	A14	11	410	37.27	-	-	-	-	-	-
126	C-01-1360-013F	A06	75	468	6.24	-	A06	99	410	4.14	-	-	-	-	-	-
127	C-01-1360-014F	B02	31	468	15.09	-	B02	36	410	11.38	-	-	-	-	-	-
128	C-01-1360-019F	A32F	45	468	10.40	-	A32F	69	410	5.94	-	-	-	-	-	-
129	C-01-1360-018F	B41N	43	468	10.88	-	B41N	65	410	6.30	-	-	-	-	-	-
130	C-01-1360-016F	A22	36	468	13.00	-	A22	47	410	8.72	-	-	-	-	-	-
131	C-01-1360-047F	A09	87	468	5.37	-	A09	117	410	3.50	-	-	-	-	-	-
132	C-01-1360-048F	B24	25	468	18.72	-	B18	11	410	37.27	-	-	-	-	-	-
133	C-01-1360-040F	A04	21	468	22.28	-	A04	12	410	34.16	-	-	-	-	-	-
134	C-01-1360-039F	A03F	43	468	10.88	-	A03F	58	410	7.06	-	-	-	-	-	-
135	C-01-1360-038F	A08	27	468	17.33	-	A08	29	410	14.13	-	-	-	-	-	-
136	C-01-1360-043F	A06	28	468	16.71	-	A06	10	410	41.00	-	-	-	-	-	-
137	C-01-1360-042F	B52	63	468	7.42	-	B46F	244	410	1.68	-	-	-	-	-	-
138	C-01-1360-046F	A00	29	468	16.13	-	A00	9	410	45.55	-	-	-	-	-	-
139	C-01-1360-045F	C48	63	468	7.42	-	C42F	244	410	1.68	-	-	-	-	-	-
140	C-01-1360-065F	B05	93	468	5.03	-	A14F	136	410	3.01	-	-	-	-	-	-
141	C-01-1360-066F	A06	25	468	18.72	-	A06	7	410	58.57	-	-	-	-	-	-
142	C-01-1360-061F	A00	29	468	16.13	-	A00	14	410	29.28	-	-	-	-	-	-
143	C-01-1360-062F	A09	35	468	13.37	-	A00	37	410	11.08	-	-	-	-	-	-

(2) ①
a, b

No	配管モデル	許容応力状態 IV _A S													
		一次応力						一次+二次応力						疲労評価	
		評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	計算応力 [MPa]	許容応力 [MPa]	裕度	代表	評価点	疲労累積係数	代表	
144	C-01-1360-053F	A21	46	468	10.17	-	A21	46	410	8.91	-	-	-		
145	R218YDRxx-1-01	A09	62	468	7.54	-	A09	96	410	4.27	-	-	-		
146	R218YDRxx-2-01	A08	39	468	12.00	-	A08	41	410	10.00	-	-	-		
147	FP-106Y2F	C02	148	468	3.16	-	C02	220	410	1.86	-	-	-		
148	FP-109RB1	A26	66	468	7.09	-	A26	34	410	12.05	-	-	-		
149	FP-112RB1	A66	122	468	3.83	-	A66	152	410	2.69	-	-	-		
150	FP-110RB1	A00	56	468	8.35	-	A09	48	410	8.54	-	-	-		
151	FP-113RB1	A45	61	468	7.67	-	A45	56	410	7.32	-	-	-		
152	FP-114Y1F	E02	204	468	2.29	-	E02	328	410	1.25	-	-	-		
153	FP-116RB1	A51	68	468	6.88	-	A51	32	410	12.81	-	-	-		
154	FP-117RB1	B23F	156	468	3.00	-	B23F	250	410	1.64	-	-	-		
155	C-01-1360-520F	A22	93	468	5.03	-	A22	118	410	3.47	-	-	-		
156	C-01-1360-519F	A03	52	468	9.00	-	A10	33	410	12.42	-	-	-		
157	C-01-1360-522F	A24	94	468	4.97	-	A24	119	410	3.44	-	-	-		
158	C-01-1360-521F	A03	52	468	9.00	-	A10	33	410	12.42	-	-	-		

(2) ①
a, b

V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分についての基本方針について説明するものである。

(1) ②
(2) ②

2. 設計基準対象施設の重要度分類

2.1 耐震設計上の重要度分類

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。

(1) Sクラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- b. 使用済燃料を貯蔵するための施設
- c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設
- h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）
- i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）

(2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。）
- c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に

(1) ②
(2) ②

- 過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- d. 使用済燃料を冷却するための施設
 - e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設
- (3) Cクラスの施設
- Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(1) ②
(2) ②

2.2 発電用原子炉施設の区分

2.2.1 区分の概要

当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。

2.2.2 各区分の定義

各区分の設備は次のものをいう。

- (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。
- (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。

2.2.3 間接支持機能及び波及的影響

同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。

設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表 2-1 に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表 2-2 に示す。同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検用地震動」という。）を併記する。

表 2-1 設計基準対象施設のクラス別施設 (6/6)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検査用 地震動 (注6)
Cクラス (2) ②, ⑥ c	(iii) 原子炉施設ではあ るが、放射線安全に 関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 原子炉建屋の配管系 消火系 主給電機・変圧機 空調設備 タービン建屋クレーン 炉内用空気系及び計器用空気系 緊急時対策所 その他 	C C C C C C C C C	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備 等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 緊急時対策所建屋 その他 	S _c S _c S _c S _c S _c

- (注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらからの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。
 (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラスに属する施設の破損によって上位クラスに属する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。
 (注6) S_s : 基準地震動S_sにより定まる地震力
 S_d : 弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力
 S_B : 耐震Bクラス施設に適用される地震力
 S_C : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力
 (注7) 屋外二重管は残留熱除去系海水系配管、非常用ディーゼル発電機海水系配管、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機海水系配管を支持する構造物をいう。
 (注8) 常設代替高圧電源装置置場及び常設代替高圧電源装置用カルバートは、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物をいう。
 (注9) 原子炉本体の基礎の一部は、間接支持構造物の機能に加えてドライウエルとサブレーション・チェンバとの圧力境界となる機能を有する。
 (注10) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。
 (注11) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。
 (注12) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対して破損しないことの検討を行うものとする。
 (注13) 地震により逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサブレーション・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。放出された蒸気は凝縮することが出
 来ないため、基準地震動S_sに対してサブレーション・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。また、排気管がドライウエル内で破損した場合
 であれば、放出された蒸気はベント管を通してサブレーション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、原子炉格納容器の内圧が有意に上昇する
 ことはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウエル内の排気管が破損しないことを確認する。

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表 (12/14)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
8. その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用発電設備 (1) ②, ⑥c	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用ディーゼル発電機内燃機関 ○非常用ディーゼル発電機调速装置 ○非常用ディーゼル発電機非常调速装置 ○非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ ○非常用ディーゼル発電機空気だめ ○非常用ディーゼル発電機空気だめ安全弁 ○非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンク ○非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ** ○軽油貯蔵タンク** ○非常用ディーゼル発電機 ○非常用ディーゼル発電機励磁装置 ○非常用ディーゼル発電機保護継電装置 ○非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ○非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機内燃機関 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機调速装置 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機非常调速装置 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機冷却水ポンプ ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機空気だめ ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機空気だめ安全弁 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンク ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ** ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機励磁装置 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機保護継電装置 ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機用海水ポンプ ○高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機用海水ストレーナ ○非常用無停電電源装置** ○125V 系蓄電池 A 系/B 系 ○125V 系蓄電池 HPCS 系 ○中性子モニタ用蓄電池 ○関連配管** 			<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S_s】 ○常設代替高压電源装置置場**【S_s】 ○取水構造物【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○タービン建屋【S_s】*1 ○サービスマン建屋【S_s】*1 ○海水ポンプエリア防護対策施設**【S_s】 ○耐火障壁**【S_s】

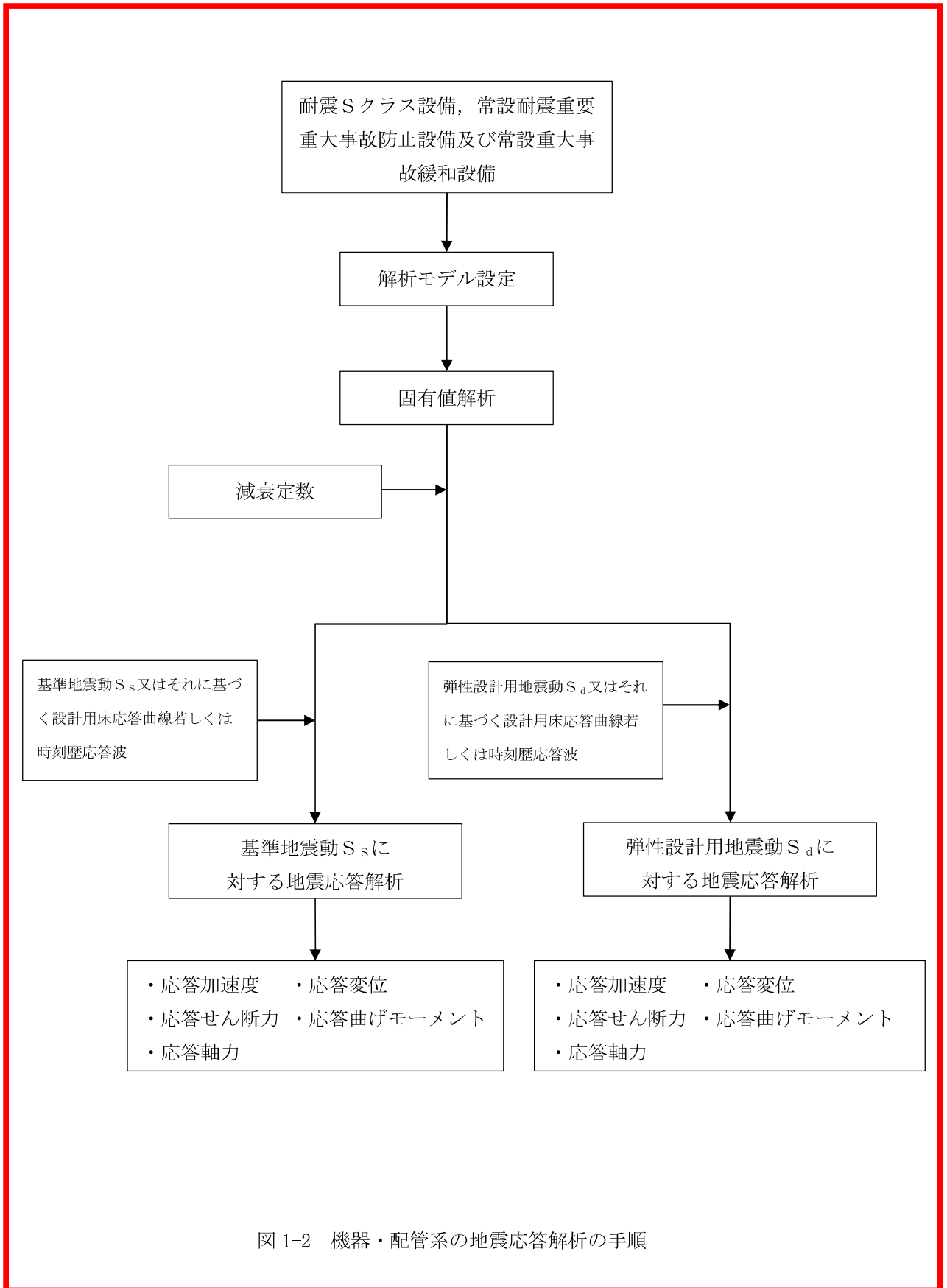
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表 (13/14)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 常用電源設備			<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・主励磁機 ・副励磁機 ・発電機 (保護継電装置) ・主要変圧器^{*3} ・主要変圧器 (保護継電装置) ^{*3} ・線路用 275kV 遮断器^{*3} ・線路用 275kV 遮断器 (保護継電器装置) ^{*3} 		
(3) 火災防護設備		(2) ②, ⑥ c	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機駆動消火ポンプ^{**} ・ディーゼル駆動消火ポンプ^{**} ・ディーゼル駆動構内消火ポンプ^{**} ・構内消火用ポンプ^{**} ・ハロゲンボンベ^{**} ・二酸化炭素ボンベ^{**} ・ろ過水貯蔵タンク^{**} ・多目的タンク^{**} ・原水タンク^{**} ・関連配管^{**} 		
(4) 浸水防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ○防潮堤 (鋼製防護壁) [*] ○防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁) [*] ○防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁) [*] ○防潮扉^{**} ○放水路ゲート^{**} ○構内排水路逆流防止設備^{**} ○取水路点検用開口部浸水防止蓋^{**} ○海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁^{**} ○取水ピット空気抜き配管逆止弁^{**} ○S A用海水ピット開口部浸水防止蓋^{**} ○緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋^{**} ○放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋^{**} ○緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋^{**} 	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋管理区域外伝播防止堰^{**} ・キャスク搬出入用出入口^{**} ・サイトバンカトラックエリア出入口^{**} ・廃棄物処理建屋機器搬出入用出入口^{**} ・雑固体ドラム搬出入用出入口^{**} ・ドラム搬入室出入口^{**} ・廃棄物処理建屋出入口^{**} ・焼却設備機器搬出入用出入口^{**} 	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋^{**} ○緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋^{**} ○緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋^{**} ○格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ^{**} ○常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ^{**} ○常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ^{**} ○常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉^{**} ○海水ポンプ室ケーブリング点検口浸水防止蓋^{**} 	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋【S_B】 ・廃棄物処理建屋【S_B】 	<ul style="list-style-type: none"> ○S A用海水ピット^{**}【S_s】 ○緊急用海水ポンプピット^{**}【S_s】 ○防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁) ^{**}【S_s】

V-2-1-6 地震応答解析の基本方針

(1) ③b

NT2 補① V-2-1-6 RI



2.2 機器・配管系

(1) 入力地震動又は入力地震力

機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d 、又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線若しくは時刻歴応答波とする。設計用床応答曲線の作成方法については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。

また、設計基準対象施設における耐震Bクラスの機器・配管系及び重大事故等対処施設における耐震Bクラスの施設の機能を代替する重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S_d を基に線形解析により作成した設計用床応答曲線の応答加速度を1/2倍したものをを用いる。

(1) ③b

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素法モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。また、スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。

クレーン類におけるスペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。

3次元的な広がりを持つ設備については、3次元的な配置を踏まえ、適切にモデル化し、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。

剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。

a. 解析方法

スペクトルモーダル解析法における最大値は、二乗和平方根（SRSS）法により求める。時刻歴応答解析法においては直接積分法、若しくはモーダル時刻歴解析による。

b. 解析モデル

(1) ③b

代表的な機器・配管系の解析モデルを以下に示す。

(a) 原子炉格納容器，原子炉压力容器及び压力容器内部構造物

原子炉格納容器，原子炉压力容器及び压力容器内部構造物は，建物質量に対しその質量が比較的大きく，また支持構造上からも原子炉建屋による影響が無視できないため，原子炉建屋と連成させた解析モデルを用いる。原子炉格納容器，原子炉压力容器及び压力容器内部構造物は，多質点系モデルに置換し，各構造物を結合するスタビライザ等は等価なばねに置換する。

(b) 一般機器

容器，熱交換器等の一般の機器は，機器本体及び支持構造物の剛性をそれぞれ考慮し，原則として重心位置に質量を集中させた1質点系モデルに置換する。

ただし，振動特性の観点から質量分布，剛性変化等を考慮する方が適切と考えられる構造の場合は，多質点系モデルに置換する。

(c) 配管

配管は，その振動性状を適切に考慮するため，3次元多質点はりモデルに置換する。

(d) クレーン類

クレーン類は，その構造特性を考慮して3次元はりモデルに置換する。なお，すべり等の非線形現象を考慮する場合は，すべり要素等の非線形要素を取り入れた上で3次元はりモデルに置換する。

2.3 屋外重要土木構造物

(1) 入力地震動

屋外重要土木構造物及び重大事故等対処施設における常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動 S_s を基に，対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定にあたっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形，非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が屋外重要土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。

また，動的解析にて地震時の地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，代表性及び網羅性を踏まえた上

V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」の「3.3 波及的影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。

本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。

(1) ⑥ a
(2) ⑥ a

2. 基本方針

設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「Sクラス施設」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。

3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針

(1) ⑥ b
(2) ⑥ b

3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点

Sクラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記 2」（以下「別記 2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。

SA施設の設計においては、別記 2における「耐震重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

- ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- ②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

また、上記①～④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ（NUCIA：ニューシア）から、原子力発電所の被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が「別記 2」①～④の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。

以上の①～④の具体的な設計方法を以下に示す。

3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記 2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

(1) 地盤の不等沈下による影響

下位クラスの施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、以下の通り設計する。

以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

(1) ⑥c
(2) ⑥c

3.4 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋内施設の設計

建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記 2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

3.5 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋外施設の設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記 2④「建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針

「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。

5.1 耐震評価部位

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒及び落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を対象とする。

また、地盤の不等沈下又は下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については、上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。

各施設の耐震評価部位は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.1 耐震評価部位」に示す。

5.2 地震応答解析

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」の「10. 耐震計算の基本方針」に従い、既工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。

各施設の設計に適用する地震応答解析は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.2 地震応答解析」に示す。

5.3 設計用地震動又は地震力

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

各施設の設計に適用する地震動又は地震力は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震設計方針」の「3.3 設計用地震動又は地震力」に示す。

5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ

波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。

また、地盤の不等沈下又は転倒を想定し、上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。

荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。

各施設の設計に適用する荷重の種類及び組み合わせは、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。

V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ
に関する影響評価方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち、「4.1 地震力の算定法(2)動的地震力」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。

2. 基本方針

施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸、強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。

(1) ⑦
(2) ⑦

今回、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある施設を評価対象施設として抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

評価対象は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」の第5条及び第50条に規定されている耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。

評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。

施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。

3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、基準地震動 S_s を用いる。基準地震動 S_s は、添付書類「V-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要」による。

ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動 S_s は、複数の基準地震動 S_s における地震動の特性及び包絡関係を、施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。

V-2-12 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する
影響評価結果

(1) ⑦
(2) ⑦

3.2 機器・配管系

3.2.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

評価対象設備を機種毎に分類した結果を、表3-2-1に示す。機種毎に分類した設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向の地震力による影響を以下の項目より検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。

(1) 水平2方向の地震力が重畳する観点

水平1方向の地震力に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重畳した場合、水平2方向の地震力による影響を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出する。以下の場合、水平2方向の地震力による影響が軽微な設備であると整理した。なお、ここでの影響が軽微な設備とは、構造上の観点から発生応力への影響に着目し、その増分が1割程度以下となる設備を分類しているが、水平1方向地震力による裕度（許容応力／発生応力）が1.1未満の設備については個別に検討を行うこととする。

a. 水平2方向の地震力を受けた場合でも、その構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの

横置き容器等は、水平2方向の地震力を想定した場合、水平1方向を拘束する構造であることや、水平各方向で振動特性及び荷重の負担断面が異なる構造であることにより、特定の方向の地震力の影響を受ける部位であるため、水平1方向の地震力しか負担しないものとして分類した。

b. 水平2方向の地震力を受けた場合、その構造により最大応力の発生箇所が異なるもの

一様断面を有する容器類の胴板等は、水平2方向の地震力を想定した場合、それぞれの水平方向地震力に応じて応力が最大となる箇所があることから、最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。その他の設備についても同様の理由から最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。

c. 水平2方向の地震力を組み合わせても水平1方向の地震による応力と同等と言えるもの

原子炉圧力容器スタビライザ及び原子炉格納容器スタビライザは、周方向8箇所を支持する構造で配置されており、水平1方向の地震力を6体で支持する設計としており、水平2方向の地震力を想定した場合、地震力を負担する部位が増え、また、最大反力を受けもつ部位が異なることで、水平1方向の地震力による荷重と水平2方向の地震力を想定した場合における荷重が同等になるものであり、水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同等のものと分類した。

スタビライザと同様の支持方式を有するその他の設備についても、同様の理由から水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同様のものと分類した。

d. 従来評価において、水平2方向の考慮をした評価を行っているもの

蒸気乾燥器支持ブラケット等は、従来評価において、水平2方向地震を考慮した評価を行っているため、水平2方向の影響を考慮しても影響がないものとして分類した。

(2) 水平方向とその直交方向が相関する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

水平方向とその直交方向が相関する振動モードが生じることで有意な影響が生じる可能性

(1) ⑦
(2) ⑦

生値を算定し、評価を実施している。3次元FEMモデルによる応答増幅を考慮した水平2方向及び鉛直方向地震力による評価では、質点系モデルに対する3次元FEMモデルの震度比率を求め、これより計算した算出応力が許容値内に収まることを確認した。

3.2.6 まとめ

機器・配管系において、水平2方向の地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来設計手法における保守性も考慮した上で抽出し、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を評価した。その結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が許容値を満足し、設備が有する耐震性に影響のないことを確認した。

本影響評価は、水平2方向及び鉛直方向地震力により設備が有する耐震性への影響を確認することを目的としている。そのため、従来設計の発生値をそのまま用いて水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを評価しており、以下に示す保守側となる要因を含んでいる。

- ・ 従来設計の発生値（水平1方向及び鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分の組合せ）に対して、係数を乗じて水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値として算出しているため、係数倍不要な鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分に対しても係数倍されている。
- ・ 従来設計において水平各方向を包絡した床応答曲線を各方向に入力している設備は、各方向の大きい方の地震力が水平2方向に働くことを想定した発生値として算出している。

また、建物・構築物の影響評価において、原子炉建屋3次元FEMモデルによる解析結果を基に機器・配管系への影響を検討した結果、耐震性への影響が懸念される部位として、原子炉建屋6階の壁及び床の応答が大きくなる傾向が確認されたが、当該応答の増幅を考慮しても、設備の健全性が確保できることを確認した。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力については、機器・配管系が有する耐震性に影響がないことを確認した。

(1) ⑦
(2) ⑦

表 3-2-1 水平 2 方向入力の影響検討対象設備

設 備		部 位
炉心支持構造物	炉心シュラウド	上部胴 中間胴 下部胴
	シュラウドサポート	レグ シリンダ プレート 下部胴
	上部格子板	グリッドプレート
	炉心支持板	補強ビーム 支持板
	燃料支持金具	中央燃料支持金具 周辺燃料支持金具
	制御棒案内管	長手中央部 下部溶接部
原子炉圧力容器	胴板 下部鏡板	胴板 下部鏡板 下部鏡板と胴板の結合部 下部鏡板とスカートとの結合部
	制御棒駆動機構ハウジング貫通部	スタブチューブ ハウジング
	ノズル	各部位
	ブラケット類	スタビライザブラケット スチームドライヤサポートブラケット 炉心スプレイブラケット 給水スパーチャブラケット
原子炉圧力容器 支持構造物	原子炉圧力容器スカート	スカート
	原子炉圧力容器基礎ボルト	基礎ボルト

設 備	部 位
ダイヤフラム・フロア	RCスラブ
	大梁
	小梁
	柱
ベント管	上部
	ブレーシング部
格納容器スプレイヘッド	上部ドライウエルススプレイヘッド案内管 下部ドライウエルススプレイヘッド案内管 スプレイヘッド (サプレッション・チェンバ側)
ブローアウトパネル	ブローアウトパネル
ブローアウトパネル閉止装置	各部位
原子炉建屋外側ブローアウトパネル竜巻防護対策施設	各部位
可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロウ	ブレース
	ベース取付溶接部
非常用ガス処理系排気筒	筒身
	サポート
ディーゼル発電機	基礎ボルト
	取付ボルト
プレート式熱交換器	側板
	脚
	取付ボルト
ラグ支持たて置円筒形容器	胴板
	振れ止め
	ラグ
	取付ボルト 基礎ボルト
(1) ⑦ その他電源設備	取付ボルト
(2) ⑦ 配管本体, サポート (多質点梁モデル解析)	配管, サポート
矩形構造の架構設備 (静的触媒式水素再結合器, 架台を含む)	各部位
通信連絡設備 (アンテナ)	基礎ボルト
水位計	取付ボルト
温度計	溶接部

V-2-別添1-11 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、火災防護設備について設計用地震力に対して十分な構造強度及び電氣的機能、動的機能を有することを確認するため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。

2. 影響評価

2.1 基本方針

火災防護設備に関する、水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4.2 機器・配管系」の評価方針及び評価方法を踏まえて、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

2.2 評価条件及び評価方法

(2) ⑦

添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針」を踏まえて、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力の組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを図2-1に示す。

(1) 評価対象となる設備の整理

火災防護設備のうち、基準地震動 S_s による地震力に対してその機能が維持できることを確認する設備を評価対象とする。（図2-1①）

(2) 構造上の特徴による抽出

構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点にて検討を行い、水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。（図2-1②）

(3) 発生値の増分による抽出

水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備に対して、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。

また、建物・構築物及び屋外重要土木構造物の検討により、機器・配管系への影響の可能性のある部位が抽出された場合は、機器・配管系への影響を評価し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。（図2-1③）

(4) 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価

「(3) 発生値の増分による抽出」の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐震性への影響を検討する。（図2-1④）

(2) ⑦

NT2 補② V-2-別添1-11 R4

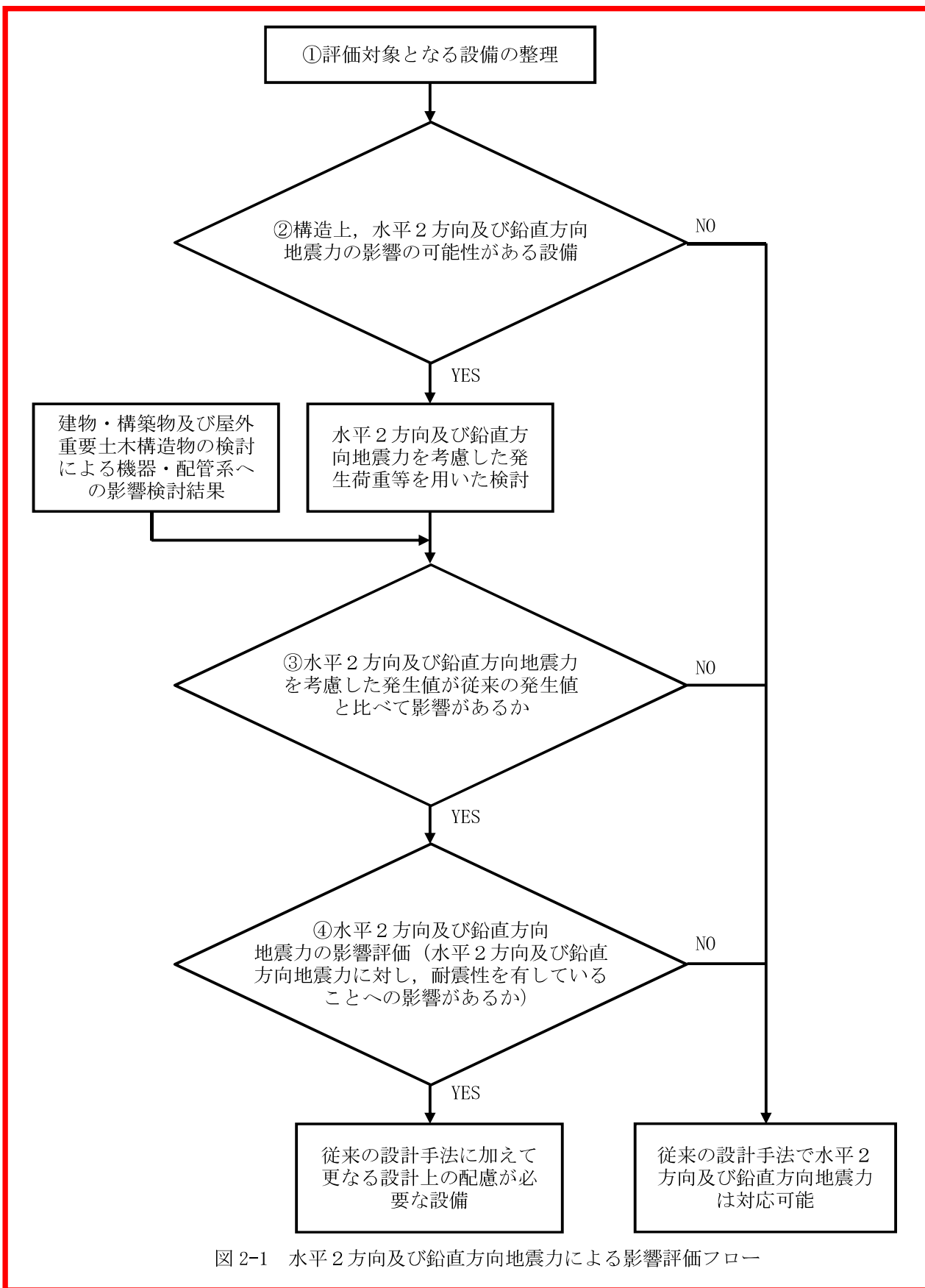


図 2-1 水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価フロー

(2) ⑦ 3. 評価結果

3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

火災防護設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を表3-1に示す。添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4.2 機器・配管系」の評価設備（部位）の抽出方法を踏まえ、評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から、水平2方向の地震力による影響を以下の項目により検討し影響の可能性のある設備を抽出した。

(1) 水平2方向の地震力が重複する観点

評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力による影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。

(2) 水平方向とその直交方向が相関する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

水平方向とその直交方向が相関する振動モードが生じることで有意な影響が生じる可能性がある設備を抽出した。

(3) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点

(1)及び(2)にて影響の可能性のある設備について、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の計算による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。

3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価

表3-2にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4.2 機器・配管系」の方法にて算出した。

(2) ⑦ 3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果

「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」の影響評価条件にて算出した発生値に対して、設備が有する耐震性への影響を評価した。影響評価結果を表3-3及び表3-4に示す。

3.4 まとめ

火災防護設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した場合でも火災防護設備が有する耐震性への影響がないことを確認したため、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計手法に加えて更なる設計上の配慮が必要な設備はない。

(2) ⑦

表3-1 水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備

設備名称	評価対象 部位
火災感知器	基礎ボルト
火災受信機盤	基礎ボルト
ハロンボンベ設備	ボンベラック 基礎ボルト
ハロンガス供給選択弁ユニット	弁ラック 基礎ボルト
ハロン消火設備制御盤	基礎ボルト
二酸化炭素ボンベ設備	ボンベラック 基礎ボルト
二酸化炭素供給選択弁ユニット	弁ラック 基礎ボルト
二酸化炭素消火設備制御盤	基礎ボルト
ガス供給配管	ガス供給配管

(2) ⑦

表3-2 水平2方向及び鉛直方向地震力の評価部位の抽出結果 (1/2)

(凡例) ○：影響の可能性あり
 △：影響軽微
 —：該当なし

(1) 構造強度評価

設備名称	水平2方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性			
	2.3.1項(1) の観点	2.3.1項(2) の観点	2.3.1項(3) の観点	検討結果
火災感知器	○	—	○	影響評価結果は表3-3参照
火災受信機盤	○	—	△	明確な応答軸を有している。
ハロンボンベ設備	○	—	△	明確な応答軸を有している。
ハロンガス供給選択弁ユニット	○	—	△	明確な応答軸を有している。
ハロン消火設備制御盤	○	—	△	明確な応答軸を有している。
二酸化炭素ボンベ設備	○	—	△	明確な応答軸を有している。
二酸化炭素供給選択弁ユニット	○	—	△	明確な応答軸を有している。
二酸化炭素消火設備制御盤	○	—	△	明確な応答軸を有している。
ガス供給配管	○	—	○	影響評価結果は表3-3参照

(2) ⑦

(1) 構造強度評価

表3-3 水平2方向及び鉛直方向地震力による構造強度評価 (単位：MPa)

設備名称	水平2方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性				
	評価部位	一次応力評価	一次＋二次応力評価	2方向想定発生応力	許容応力
熱感知器	基礎ボルト	20	—	20*	168
煙感知器①	基礎ボルト	20	—	20*	168
光電分離式煙感知器	基礎ボルト	2	—	2*	168
煙感知器 (防爆)	基礎ボルト	1	—	1*	168
熱感知器 (防爆)	基礎ボルト	1	—	1*	168
屋外仕様炎感知器	基礎ボルト	9	—	9*	168
熱感知カメラ	基礎ボルト	15	—	22	168
煙感知器②	基礎ボルト	11	—	11*	168
ガス供給配管	ガス供給配管	220	—	220*	468
		—	345	345*	410

注記 *：原子炉建屋に設置する機器は、設計用床応答曲線（設置床の最大応答加速度（ZPA）を含む）の震度を一律1.5倍した設備評価用床応答曲線を用いて評価しているため、水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせである最大 $\sqrt{2}$ 倍の影響を含む。

発生応力はすべて許容応力以下である。

補足-340-7 【水平 2 方向及び鉛直方向の適切な組合せに
関する検討について】

(1) ⑦
(2) ⑦

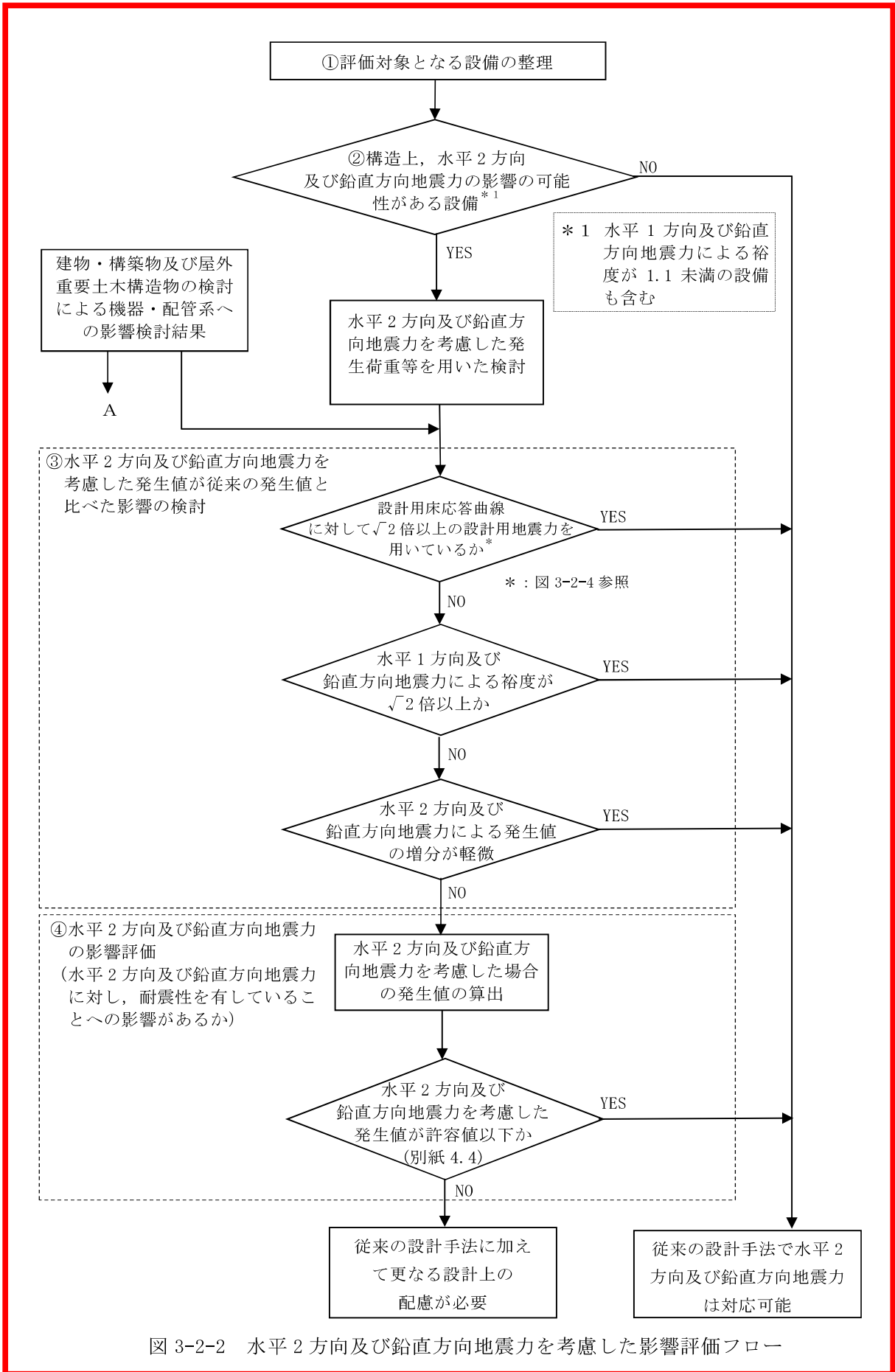


図 3-2-2 水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した影響評価フロー

る) 設備は詳細検討の対象とする。

(1) ⑦
(2) ⑦

3.2.6 水平2方向及び鉛直方向地震力の評価部位の抽出結果

3.2.4(1)及び(2)による影響を整理した結果を別紙4.2に、3.2.4(3)による影響を整理した結果を別紙4.3に示す。なお、別紙4.3では、別紙4.2にて影響ありとされた設備、又は裕度が1.1未満の設備を抽出して記載しているが、応答軸が明確な設備、設計上の配慮として $\sqrt{2}$ 倍以上の設計用地震力を適用している設備については耐震性への影響が懸念されないものとして整理している。また、水平2方向の地震力を組み合わせる場合、発生応力は最大応答の非同時性を考慮したSRSS法では最大 $\sqrt{2}$ 倍、組合せ係数法で最大1.4倍となるため、裕度(=許容値/発生値)が $\sqrt{2}$ 以上ある設備については、水平2方向の地震力による影響の評価は不要とし、別紙4.3には記載していない。

また、3.2.5項において整理した、建物・構築物の検討結果を踏まえた機器・配管系の設備の抽出結果を表3-2-2に示す。ここでは、原子炉建屋6階の壁及び床の応答が大きくなる影響を踏まえ、詳細検討を実施する評価対象設備を抽出した結果を整理している。

3.2.7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価

別紙4.2において抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値(発生荷重、発生応力、応答加速度)を以下の方法により算出する。発生値の算出における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せは、米国Regulatory Guide 1.92の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として非同時性を考慮したSRSS法を適用する。

(1) 従来評価データを用いた算出

従来の水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた評価結果を用いて、以下の条件により水平2方向及び鉛直方向の地震力に対する発生値を算出することを基本とする。

- ・水平各方向及び鉛直方向地震力をそれぞれ個別に用いて従来の発生値を算出している設備は、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせて水平2方向を考慮した発生値の算出を行う。

$$\text{水平2方向発生値} = \sqrt{(\text{NS方向発生値})^2 + (\text{EW方向発生値})^2 + (\text{UD方向発生値})^2}$$

- ・水平1方向と鉛直方向の地震力を組合せた上で従来の発生値を各方向で算

3.2.8 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果

別紙4.3において、水平2方向での発生値の増分の影響が無視できないと整理した設備について、3.2.7項の影響評価条件において算出した発生値に対して設備の耐震性への影響を確認する。評価した内容を設備（部位）毎に示し、その影響評価結果については重大事故等の状態も考慮した結果について別紙4.4に示す。

3.2.5項の観点から3.2.6項で抽出した設備について、原子炉建屋6階の壁及び床の応答が大きくなる影響を考慮した場合の設備の耐震性への影響を評価し、設備の健全性が確保できることを確認した。評価結果については、別紙4.6に示す。なお、別紙4.6で詳細評価を行った設備について、図3-2-2に示すフロー（機器・配管系の構造及び発生値の増分の観点から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を評価するフロー）に従い影響評価を実施した結果、応力評価が必要な設備として抽出されなかったことから、この観点での影響はなく、設備の健全性を確保できることを確認した。

(1) ⑦
(2) ⑦

3.2.9 まとめ

機器・配管系において、水平2方向の地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来設計手法における保守性も考慮した上で抽出し、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を評価した。その結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が許容値を満足し、設備が有する耐震性に影響のないことを確認した。

本影響評価は、水平2方向及び鉛直方向地震力により設備が有する耐震性への影響を確認することを目的としている。そのため、従来設計の発生値をそのまま用いて水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを評価しており、以下に示す保守側となる要因を含んでいる。

- ・従来設計の発生値（水平1方向及び鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分の組合せ）に対して、係数を乗じて水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値として算出しているため、係数倍不要な鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分についても係数倍されている。
- ・従来設計において水平各方向を包絡した床応答曲線を各方向に入力している設備は各方向の大きい方の地震力が水平2方向に働くことを想定した発生値として算出している。

また、建物・構築物の影響評価において、原子炉建屋3次元FEMモデルによる解析結果を基に機器・配管系への影響を検討した結果、耐震性への影響が懸念される部位として、原子炉建屋6階の壁及び床の応答が大きくなる傾向が確認さ

(1) ⑦
(2) ⑦

れたが、当該応答の増幅を考慮しても、設備の健全性が確保できることを確認した。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力については、機器・配管系が有する耐震性に影響がないことを確認した。

設 備	部 位
ダイヤフラム・フロア	R C スラブ
	大梁
	小梁
	柱
ベント管	シヤコネクタ
	上部 ブレーシング部
格納容器スプレイヘッド	上部ドライウエルススプレイヘッド案内管 下部ドライウエルススプレイヘッド案内管 スプレイヘッド (サブプレッション・チェンバ側)
ブローアウトパネル	ブローアウトパネル
ブローアウトパネル閉止装置	各部位
原子炉建屋外側ブローアウトパネル竜巻防護対策施設	各部位
可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロウ	ブレース
	ベース取付溶接部
非常用ガス処理系排気筒	筒身
	サポート
ディーゼル発電機	基礎ボルト
	取付ボルト
プレート式熱交換器	側板
	脚
	取付ボルト
ラグ支持たて置き円筒形容器	胴板
	振れ止め
	ラグ
	取付ボルト 基礎ボルト
(1) ⑦ その他電源設備	取付ボルト
(2) ⑦ 配管本体, サポート (多質点梁モデル解析)	配管, サポート
矩形構造の架構設備 (静的触媒式水素再結合器, 架台を含む)	各部位
通信連絡設備 (アンテナ)	基礎ボルト
水位計	取付ボルト
温度計	溶接部

別紙 3 3次元FEMモデルによる地震応答解析

3.4 床応答への影響検討

3次元FEMモデルによる地震応答解析結果から、3次元挙動が床応答に及ぼす影響について検討する。

評価部位は、図3-2における各レベルのI/W位置の北西部とする。

評価にあたっては、3次元FEMモデルにおける1方向入力及び3方向同時入力時の床応答の比較、並びに質点系モデル及び3次元FEMモデルの床応答を比較し、3次元的な応答特性の影響を確認する。

(2) ⑦

ここで、1方向入力及び3方向同時入力時の床応答の比較については、「3.2(4) 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響」にて検討しており、各レベルにおいて3方向同時入力による影響はほとんどないことを確認している。

質点系モデル及び3次元FEMモデルの床応答の比較について、地震動の入力は質点系モデルで1方向入力していることから、3次元FEMモデルにおいても1方向入力と比較する。

表3-14に比較結果を示す。

質点系モデルの応答と建屋模擬モデルの応答は概ね同等であることが確認できた。

以上のことから、3次元的な応答特性を踏まえても、原子炉建屋における質点系モデルの応答は、妥当な応答となることが確認できた。

この結果は、I/W位置の北西部での比較であり、また3次元FEMモデルにおいても1方向入力を行っていることから、「補5 S_a-D1に対する3次元FEMモデルによる地震応答解析」にて各階の評価点を増し、内部ボックス壁、外部ボックス壁及びシェル壁の壁隅部及び中間部も対象とし3方向同時入力時の応答性状の把握の観点から加速度応答スペクトルを示し、建屋応答性状の分析を行う。

なお、「3.2 建屋応答性状の把握」で確認したように、EL.46.5mのEW方向については、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響で局所的な応答が生じるため、「別紙4 機器・配管系に関する説明資料」において、その影響について検討を行う。

別紙 4 機器・配管系に関する説明資料

7. 水平2方向入力時の影響評価について（矩形配置されたボルト）

(1) ⑦

7.1 はじめに

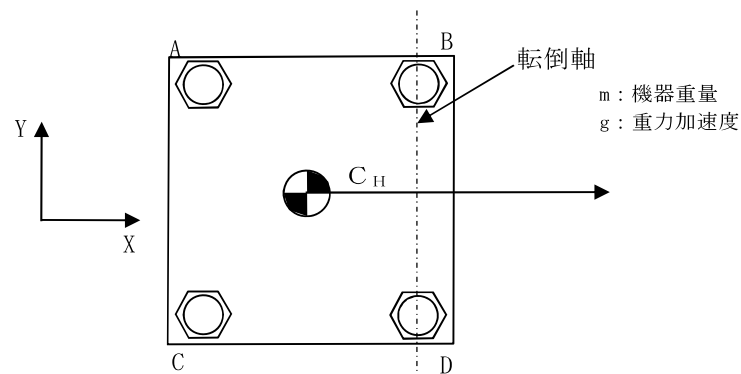
本項は、水平2方向に地震力が作用した場合の矩形配置されたボルトに対する影響検討結果をまとめたものである。強軸・弱軸が明確なものについては、弱軸方向に応答し水平2方向地震力による影響が軽微であるため、機器の形状を正方形として検討を行った。

7.2 引張応力への影響

水平1方向に地震力が作用する場合と水平2方向に地震力が作用する場合のボルトへの引張力の違いを考察する。なお、簡単のため機器の振動による影響は考えないこととする。

(1) 水平1方向に地震力が作用する場合

第7-1図のようにX方向に震度 C_H が与えられる場合を考慮する。



第7-1図 水平1方向の地震力による応答（概要）

この場合、対象としている系の重心に作用する水平方向の力 F_H は、

$$F_H = mg C_H$$

と表せ、 F_H によるボルトBとボルトDの中心を結んだ軸を中心に転倒モーメントを生じる。この転倒モーメントはボルトA、Cにより負担される。

このとき、系の重心に生じる力は、第7-2図に示すとおりである。

② 機器・配管系の耐震評価における水平2方向入力の影響有無整理結果

表1 構造強度評価

設備	部位	応力分類	②-1 水平2方向の地震力の重複による影響の有無 (3.2.4項(1)に対応) ○：影響あり △：影響軽微	影響軽微とした分類 A：水平2方向の地震力を受けた場合でも、構造により負担しないもの B：水平2方向の地震力を受けた場合、構造により最大応力の発生箇所が異なるもの C：水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同等といえるもの D：従来評価にて、水平2方向の地震力を考慮しているもの	②-1の影響有無の説明	②-2 水平2方向とその直交方向が相関する振動モード(ねじれ振動等)が生じる観点(3.2.4項(2)に対応)	②-2 水平2方向とその直交方向が相関する振動モード(ねじれ振動等)が生じる観点(3.2.4項(2)に対応)	
プレート式熱交換器	側板	一次一般応力強さ	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	振動モード及びび新たな応力成分の発生有無 ○：発生しない △：発生しない ×：発生しない ○：発生しない	左記の振動モードの影響がないことと理由 新たな応力成分が発生しないことと理由	
		一次応力強さ	△	A	同上			
		一次十二次応力強さ	△	A	同上			
	脚	組合せ応力	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	×	-	
		引張応力	△	C	ボルトは矩形配置であり、水平2方向の入力による対角方向への転倒を想定し検討した結果、水平2方向地震力の最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。【補足説明資料7】			
		せん断応力	△	C	水平2方向入力時のボルトに発生するせん断応力を検討した結果、水平2方向地震における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。【補足説明資料7】			
		組合せ応力	△	C	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。			
	ラグ支持たて置円筒形容器	胴板	一次一般応力強さ	△	B	評価部位は円形の一様断面であることから、水平地震の方向毎に最大応力点異なる。したがって、水平2方向の地震力を組み合わせた場合でも水平2方向の影響は軽微である。【補足説明資料4】	×	-
			一次応力強さ	△	B	同上		
			一次十二次応力強さ	△	B	同上		
振れ止めラグ		組合せ応力	△	B	水平2方向が同時に作用した場合においても、応力評価点が区別されるため、2方向入力の影響は軽微である。	×	-	
		引張応力	△	B	ラグ構造は径方向にスライド可能であり、水平2方向が同時に作用した場合においても、応力評価点が区別されるため、2方向入力の影響は軽微である。			
		せん断応力	△	B	ラグ構造は径方向にスライド可能であり、荷重を分担する部材が地震方向により異なるため、荷重の重ね合わせが発生せず、影響は軽微である。			
		組合せ応力	△	B	上記引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組み合わせ応力も水平2方向の影響は軽微である。			
その他電源設備	取付ボルト	引張応力	△	C	ボルトは矩形配置であり、水平2方向の入力による対角方向への転倒を想定し検討した結果、水平2方向地震力の最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。【補足説明資料7】	×	-	
		せん断応力	△	C	水平2方向入力時のボルトに発生するせん断応力を検討した結果、水平2方向地震における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。【補足説明資料7】			
		組合せ応力	△	C	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。			

② 機器・配管系の耐震評価における水平2方向入力の影響有無整理結果

表1 構造強度評価

設備	部位	応力分類	②-1 水平2方向の地震力の重複による影響の有無 (3.2.4項(1)に対応) ○：影響あり △：影響軽微	影響軽微とした分類 A：水平2方向の地震力を受けた場合でも、構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの B：水平2方向の地震力を受けた場合、構造により最大応力の発生箇所が異なるもの C：水平2方向の地震を組み合わせたも、1方向の地震による応力と同等といえるもの D：従来評価にて、水平2方向の地震力を考慮しているもの	②-1の影響有無の説明	②-2 水平2方向とその直方向が相関する振動モード (おのれ振動等) が生じる観点 (3.2.4項(2)に対応)	左記の振動モードの影響がないこととの理由 ○：発生しない ×：発生する	3次元のモデルを用いた解析により、従来よりねじれモードを考慮した耐震評価を実施している。
(2) ⑦ 配管本体、サポート (多質点梁モデル解析)	配管、サポート	一次応力	○	—	②-1の影響有無の説明	○	—	—
		一次+二次応力強さ	○	—	同上	×	—	—
		各応力分類	○	—	水平2方向入力の影響がある。	×	—	—
矩形構造の梁構設備 (静的弾性式水素再結合器、梁台を含む)	各部位	引張応力	△	A	壁面に据付部材を介して支持される構造上、壁に垂直な方向の地震入力では据付ボルトの応力成分は引張応力のみであるのに対し、壁面と平行な方向はせん断応力及びひねりモーメントによる引張応力が発生する。壁面と平行な応力が支配的であるため、水平2方向の影響は軽微である。	×	—	—
		せん断応力	△	A	同上	×	—	—
		組合せ応力	△	A	同上	×	—	—
水位計	取付ボルト	引張応力	△	B	ボルトは円周状に配置され、水平地震の方向毎に最大応力の発生点が異なる。したがって水平2方向の影響は軽微である。	×	—	—
		せん断応力	△	C	水平2方向入力時のボルトに発生するせん断応力を検討した結果、水平2方向地震における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。	×	—	—
		組合せ応力	△	C	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。	×	—	—
温度計	溶接部	一次応力	△	D	水平2方向の組合せを考慮した評価を実施している。	×	—	—
		引張応力	△	B	ボルトは円周状に配置され、水平地震の方向毎に最大応力の発生点が異なる。したがって水平2方向の影響は軽微である。	×	—	—
		せん断応力	△	C	水平2方向入力時のボルトに発生するせん断応力を検討した結果、水平2方向地震における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。	×	—	—
監視カメラ	取付ボルト	組合せ応力	△	C	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。	×	—	—
		各応力分類	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	×	—	—
		各応力分類	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	×	—	—
防潮扉	各部位	各応力分類	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	×	—	—
放水路ゲート	各部位	各応力分類	△	A	水平2方向が同時に作用した場合においても、強軸と弱軸の関係が明確であり、斜め方向に変形するのではなく、支持構造物の強軸側と弱軸側に変形するため、最大応力発生部位は変わらず影響は軽微である。	×	—	—

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密あるいは防護上の観点
から公開できません。

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-340-13 改 40
提出年月日	平成 30 年 10 月 16 日

工事計画に係る補足説明資料

耐震性に関する説明書のうち

補足-340-13 【機電分耐震計算書の補足について】

平成 30 年 10 月

日本原子力発電株式会社

2. 設計用床応答曲線の作成方法及び適用方法

2. 床応答スペクトルの作成方法について

機器・配管系評価における耐震評価条件とする、設計用床応答曲線及び設備評価用床応答曲線の作成方法について整理した。また、下記説明の全体を整理した床応答スペクトルの作成方法を別表 1 に示す。

2.1 建物・構築物

(1) 設計用床応答曲線

建物・構築物の地震応答解析モデルの諸元設定の考え方については、建物・構築物の地震応答解析についての補足説明資料 補足-400-3【地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討】（以下「建物・構築物の補足説明資料」という。）にて整理されている（表 2 参照）。設計用床応答曲線の作成は、「建物・構築物の補足説明資料」に示す工認基本モデルにおける解析ケースを適用し、コンクリート強度は設計基準強度、補助壁は非考慮、地盤の物性を標準地盤とした地震応答解析結果を適用する。

(2) 設備評価用床応答曲線

機器・配管系の評価については、設備設計に要する期間と建物・構築物の設計進捗状況を考慮して、以下のどちらか一方を設備評価用床応答曲線として適用する。なお、基本的に b. を適用することとするが、b. での耐震計算にて余裕の確保が難しい場合は、a. を適用する。

a. 設計用床応答曲線及びばらつきケースの床応答曲線を包絡した床応答曲線

(1) 項で設定した設計用床応答曲線及び「建物・構築物の補足説明資料」に基づく、地盤物性の変動による影響及び建屋剛性の変動による影響（以下「ばらつきケース」という。）を考慮した床応答曲線を包絡した床応答曲線を設定する。

本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図 2 に示す。

b. (1) 項で設定した設計用床応答曲線及びばらつきケースを考慮した床応答曲線を保守側に包絡できるように余裕を確保した床応答曲線として、建物・構築物の設計進捗に応じて以下のとおり適用する。

(1) ⑦
(2) ⑦

b-1 基本ケースの加速度に一律 1.5 倍した床応答曲線

既設建物・構築物は、地震応答解析モデルが従前より定まっていることから、機器・配管系の設備評価を行う際には、設計上の配慮として設計用床応答曲線の加速度を 1.5 倍した床応答曲線を設定する。本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図 3 に示す。

b-2 設計用床応答曲線及びばらつきケースを保守側に包絡できるように余裕を確保した床応答曲線

新設建物・構築物に設置する機器・配管系の設備評価を行う際には、建物・構築物の設計進捗状況を考慮して、個別に余裕を確保した床応答曲線を設定する。本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図 4 に示す。

目録番号	目録名称	設備を設置する施設名称	設備評価用床応答曲線の適用ケース
V-2-10-1-5-4	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクの耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-10-1-5-5	緊急時対策所用発電機の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保(構造強度評価) a. 基本ケース+ばらつきケース(機能維持評価)
V-2-10-1-5-6	緊急時対策所用発電機制御盤の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保(構造強度評価) a. 基本ケース+ばらつきケース(機能維持評価)
V-2-10-1-6	その他の電源装置の耐震性についての計算書	—	—
V-2-10-1-6-1	非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-2	緊急用無停電電源装置の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-3	125V系蓄電池A系/B系の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-4	125V系蓄電池 HPCS系の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-5	中性子モニター用蓄電池の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-6	緊急用125V系蓄電池の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-6-7	緊急時対策所用125V系蓄電池の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-10-1-7	その他の非常用電源設備の耐震性についての計算書	—	—
V-2-10-1-7-1	メタルクラッド開閉装置の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-2	パワーセンタの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-3	モータコントロールセンタの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-4	動力変圧器の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-5	緊急用断路器の耐震性についての計算書	常設代替高圧電源装置置場	d. 保守側に包絡できるよう余裕を確保
V-2-10-1-7-6	緊急用メタルクラッド開閉装置の耐震性についての計算書	常設代替高圧電源装置置場	d. 保守側に包絡できるよう余裕を確保
V-2-10-1-7-7	緊急用動力変圧器の耐震性についての計算書	常設代替高圧電源装置置場	d. 保守側に包絡できるよう余裕を確保
V-2-10-1-7-8	緊急用パワーセンタの耐震性についての計算書	常設代替高圧電源装置置場	d. 保守側に包絡できるよう余裕を確保
V-2-10-1-7-9	緊急用モータコントロールセンタの耐震性についての計算書	原子炉建屋 常設代替高圧電源装置置場	b-1. 一律1.5倍 d. 保守側に包絡できるよう余裕を確保
V-2-10-1-7-10	緊急用計装交流主母線盤の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-11	緊急用電源切替盤の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-12	緊急用無停電計装分電盤の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-13	緊急用直流125V充電器の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-10-1-7-14	緊急用直流125V主母線盤の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍

(1)
⑦

目録番号	目録名称	設備を設置する施設名称	設備評価用床応答曲線の適用ケース
V-2-11-2-8	制御棒貯蔵ハンガの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-11-2-9	ウォータレグシールライン(残留熱除去系、高圧炉心スプレイ系及び低圧炉心スプレイ系)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-11-2-10	格納容器機器ドレンサンプの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-11-2-11	海水ポンプエリア防護対策施設の耐震性についての計算書	取水構造物	c. 応答スペクトルの震度に余裕を確保
V-2-11-2-12	中央制御室天井照明の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-11-2-13	タービン建屋の耐震性についての計算書	—	—
V-2-11-2-14	サービス建屋の耐震性についての計算書	—	—
V-2-11-2-15	使用済燃料乾式貯蔵建屋上屋の耐震性についての計算書	—	—
V-2-11-2-16	土留鋼管矢板の耐震性についての計算書	—	—
V-2-11-2-17	耐火障壁の耐震性についての計算書	原子炉建屋	a. 基本ケース+ばらつきケース
V-2-11-2-18	原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-12	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	—	—
V-2-別添1	火災防護設備の耐震性についての計算書	—	—
V-2-別添1-1	火災防護設備の耐震計算の方針	—	—
V-2-別添1-2	火災感知器の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-3	火災受信機盤の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
(2) ⑦ V-2-別添1-4	ハロンポンペ設備の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-5	ハロンガス供給選択弁の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
(2) ⑦ V-2-別添1-6	ハロン消火設備制御盤の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-7	二酸化炭素ポンペ設備の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-8	二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-9	二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
(2) ⑦ V-2-別添1-10	ガス供給配管の耐震計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-別添1-11	火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価	—	—
V-2-別添2	溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書	—	—
V-2-別添2-1	溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針	—	—
V-2-別添2-2	溢水源としない耐震B、Cクラス機器の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
		取水構造物	c. 応答スペクトルの震度に余裕を確保

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について 【第6条 津波による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

①基本事項について

既工事計画においては、設計基準対象施設が、基準津波によりその安全性が損なわれるおそれのないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、「耐津波設計に係る工認審査ガイド」に基づく手法を適用して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を設置していること並びに基準津波に対してこれらの施設の機能を維持する設計として記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(1頁参照)

「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面」

(第9-4-1図～第9-4-4図参照)

「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面」

(第9-4-5図～第9-4-16図参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

②津波防護対象設備について

既工事計画においては、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備については「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されるクラス1, 2 設備及び耐震Sクラスに属する設備(津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)として記載していることを記載している。

「補足-4【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】参照」

「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」(1,3頁参照)

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(1,2頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

③入力津波の設定について

a. 既工事計画においては、入力津波の設定に当たって敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置を考慮した津波の遡上解析を基に、基準津波による敷地への遡上の可能性を検討していることを記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(2,3頁参照)

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第6条 津波による損傷の防止】

- b. 既工事計画においては、津波防護対策に必要な各施設の設置位置において潮位のばらつき、地殻変動及び数値計算上の不確かさを考慮して適切に設定していることを記載している。
「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(3, 4頁参照)
今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。
- ④津波防護対策施設について
- a. 既工事計画においては、入力津波による津波防護対象設備への影響として、津波の敷地への流入の可能性の有無、津波による漏水及び溢水並びに津波による水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響の有無を評価し、対策が必要となる箇所に津波防護施設及び浸水防止設備を設置することを記載している。
「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(5～12頁参照)
「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」(16, 20頁参照)
- b. 既工事計画においては、津波の襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実とする津波監視設備を設置することを記載している。
「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(13頁参照)
今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。
- ⑤津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計について
- a. 既工事計画においては、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、以下のb. 及びc. の事項から、入力津波に対して、それぞれに要求される機能が十分に保持できる設計として記載している。
- 「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(14, 15頁参照)
- b. 既工事計画においては、津波による荷重と津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮していること、津波以外の荷重として、余震による荷重、漂流物による荷重、積雪荷重及び風荷重を考慮していることを記載している。
- 「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(15, 16頁参照)
- c. 既工事計画においては、津波襲来後の再使用性や津波の繰り返し作用を考慮して、作用する荷重内に対し、それぞれの施設に要求される機能を十分に保持できる許容限界を設定していること、材料の応力がおおむね弾性範囲内に収まることを基本として記載している。
- 「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」(16頁参照)
今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について 【第6条 津波による損傷の防止】

⑥既認実績のない手法、条件等に係る確認について

- a. 既工事計画においては、防潮堤については、防護対象とする施設が設置された敷地を取り囲むよう、地中連続壁基礎に鋼製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連続壁基礎に鉄筋コンクリート製の上部工を設置する鉄筋コンクリート防潮壁及び基礎となる鋼管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆した銅管杭鉄筋コンクリート防潮壁の3種類を設置し、地震後に繰り返しの襲来が想定される津波による荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後及び津波後の再使用性も考慮し、主要な構造部材の構造健全性を維持する設計としており、基準津波による遡上波の到達又は流入を防止する設計として、これを記載している。
 - 「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」(8～11頁参照)
 - 「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図」(第9-4-17図～第9-4-19図参照)
- b. 既工事計画においては、鋼製防護壁の止水機構については、構造上、一体化できない鋼製防護壁と取水構造物の境界部に想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した構造の異なる1次止水機構及び2次止水機構を設置し、止水性を保持する設計として、これを記載している。
 - 「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」(8,9頁参照)
 - 「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図」(第9-4-17図～第9-4-19図参照)
- c. 既工事計画においては、鋼製防護壁の上部構造と下部構造の接合部については、複合材料で構成された構造をより正確に評価するため三次元解析を実施して、各部材が負担する荷重、その伝達メカニズム及び三次元挙動を評価し、設計荷重により生じる各部材の応力が許容値を満足すること、また、設計荷重を超える荷重に対して脆性的なひびきみ増加を呈することはなく十分な靱性を有していることを記載している。
 - 「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」(8,9頁参照)
 - 「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤(鋼製防護壁)の強度計算書 1. 防潮堤(鋼製防護壁)の基礎及び上部構造に関する強度計算書」(14頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

2. 確認結果

確認図書名	確認結果
補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波による損傷の防止が図られた原子炉建屋内に配置され、津波防護対策で防護する設計方針に変更がないことを確認した。【②】
V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、設計基準対象施設が、基準津波によりその安全性が損なわれるおそれのないようにするための設計に変更がないことを確認した。【①】 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護対象設備について、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備に変更がないことを確認した。【②】 今回の非常用無停電電源装置の改造により、入力津波の設定のうち、基準津波による敷地への遡上の可能性及び津波防護対策に必要な各施設の設置位置の設定について変更がないことを確認した。【③】 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護対策のうち、入力津波による津波防護対象設備に対策が必要となる箇所への津波防護施設及び浸水防止設備の設計への影響、及び津波の襲来を察知する津波監視設備の設置について変更がないことを確認した。【④】 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計については、津波以外に考慮すべき荷重の設定及び津波襲来後の再使用性や津波の繰り返し作用についての設計について変更がないことを確認した。【⑤】
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面 (第9-4-1図～第9-4-4図)	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に係る機器の配置に変更がないことから、津波による損傷を防止する設計に変更がないことを確認した。【①】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
<p>その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面 (第9-4-5図～第9-4-16図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に係る機器の配置に変更がないことから、津波による損傷を防止する設計に変更がないことを確認した。【①】
<p>V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護対象設備について、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備に変更がないことを確認した。【②】
<p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、津波防護対策のうち、入力津波による津波防護対象設備に対策が必要となる箇所への津波防護施設及び浸水防止設備の設計に変更がないことを確認した。【④ a】
<p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、既工実績のない手法、条件等に係る確認のうち、防潮堤の基準津波による遡上波の到達又は流入の防止、及び鋼製防護壁の止水性を保持する設計に変更がないことを確認した。【⑥】
<p>その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 (第9-4-17図～第9-4-19図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、防潮堤（鋼製防護壁、鉄筋コンクリート防潮壁及び鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）の構造に変更がないことから、津波による損傷を防止する設計に変更がないことを確認した。【⑥ a, b】
<p>V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の基礎及び上部構造に関する強度計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により、既工実績のない手法、条件等に係る確認のうち、鋼製防護壁が十分な靱性を有している設計について強度計算に変更がないことを確認した。【⑥ c】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第6条 津波による損傷の防止】

3. まとめ
 - ・ 今回の非常用無停電電源装置の改造において、入力津波に変更がなく、津波による損傷の防止が図られた原子炉建屋内に配置され、津波防護対策で防護する設計方針に変更がないことを確認した。
 - ・ 入力津波に対する津波防護の設計方針に変更がなく、津波防護対策に変更がないため、技術基準の適合性に影響を与えない。
 - ・ 既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、津波による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更はない。

V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針

1. 概要

本添付書類は、発電用原子炉施設の耐津波設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第6条及び第51条（津波による損傷の防止）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。

また、重大事故等対処施設が、基準津波を超え敷地に遡上する津波（確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるように、第54条（重大事故等対処設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。

2. 耐津波設計の基本方針

①

2.1 基本方針

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、設置（変更）許可を受けた基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

また、重大事故等対処施設が、敷地に遡上する津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波対策を講じる設計とする。

敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。

基準津波に対しては、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮（11）高潮」を踏まえ、津波と同様な潮位の変動事象である高潮の影響について確認する。確認結果については、添付書類「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。

敷地に遡上する津波に対しては、全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波として、防潮堤前面において津波高さをT.P.+24mと設定し、確率論的リスク評価を実施していることから、高潮の影響は考慮しない。

②

2.1.1 津波防護対象設備

(1) 基準津波に対する津波防護対象設備

添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防

②

護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。

津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。

②

さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備（以下、上記に示した津波防護対象施設をまとめて「基準津波に対する津波防護対象設備」という。）とする。

(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備

敷地に遡上する津波から防護すべき施設は、重大事故等対処施設とし、基準津波への対策と同様に、重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画を高台に配置するか又は建屋及び区画の境界に浸水防護対策を講じることで、内包する重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

また、常設重大事故防止設備及び設計基準事故対処設備が同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、可搬型重大事故等対処設備も含めて津波防護対象設備（以下「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。

非常用取水設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）は、緊急用海水系の流路であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。

しかし、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）は、防潮堤及び防潮扉を越流した津波により海水ポンプ室が冠水状態となることで機能喪失する前提であることから、非常用海水ポンプ並びに同ポンプから海水が供給される高圧炉心スプレイ系及び非常用ディーゼル発電機は防護すべき施設の対象外とする。

2.1.2 入力津波の設定

各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。

敷地に遡上する津波についても上記と同様とするが、遡上波による入力津波については、防潮堤外側及び防潮堤内側でそれぞれ設定する。

入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。

以下に、各入力津波の設定方針を示す。

③ a

(1) 基準津波の入力津波の設定

基準津波については、添付書類「V-1-1-2-2-2 基準津波の概要」に示す。入力津波

③ a

の設定方法及び結果に関しては、添付書類「V-1-1-2-2-3 入力津波の設定」に示す。

a. 遡上波による入力津波

遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。

遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算出される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

b. 経路からの津波による入力津波

経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。

③ b

c. 水位変動

上記 a. 及び b. においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.P. +0.61m、朔望平均干潮位 T.P. -0.81m を考慮する。

上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.18m を考慮して設定する。

下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.16m を考慮して設定する。

地殻変動については、基準津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。

茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.31m の沈降を考慮する。広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点による G P S 測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて 0.2m と設定する。なお、2011 年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点（日立）における国土地理院の観測記録では、地震前と比較すると 2017 年 6 月で約 0.2m 沈降しており、広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した 0.2m の沈降と整合している。

上昇側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である 0.31m の沈降及び広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である 0.2m の沈降を考慮する。

下降側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である 0.31m の沈降及び広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である 0.2m の沈降は考慮しな

③ b

い。

また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

なお、防潮堤ルート変更（北側エリア縮小）による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。

(2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定

a. 遡上波による入力津波

敷地に遡上する津波の遡上波による入力津波の遡上への影響要因等については、基準津波と同様である。

防潮堤外側の敷地においては、敷地に遡上する津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

防潮堤内側の敷地においては、防潮堤を越流した敷地に遡上する津波の数値シミュレーション結果を踏まえ、各施設・設備の設置位置における浸水深として設定する。防潮堤内側の遡上波の設定に当たっては、地震による変状が敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

評価に当たっては、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を有する防潮堤及び防潮扉をモデル化した数値シミュレーションを実施し入力津波を設定する。また、基準津波における外郭防護1として設置する浸水防護施設（津波防護施設及び浸水防護設備）については、敷地に遡上する津波に対して耐性を有する設計とする。

また、東海第二発電所の原子炉建屋周辺の浸水域、流速等に関する数値シミュレーション結果への影響を確認するために、東海発電所の建屋をモデル化した場合も考慮して評価する。

さらに、T.P. +11mの敷地とT.P. +8mの敷地の間に新たに設置するアクセスルートを経由したT.P. +11mの敷地への遡上の有無を考慮して評価する。

b. 経路からの津波による入力津波

経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、敷地に遡上する津波の高さを基に各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。

c. 水位変動

上記a. 及びb. においては、水位変動として、朔望平均満潮位T.P. +0.61m、朔望平均干潮位T.P. -0.81mを考慮するが、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起、潮位観測記録に基づく潮位のばらつき及び高潮による変動は考慮しない。

地殻変動については、敷地に遡上する津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び2011年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。

茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、敷地に遡上する津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.46mの沈降を考慮する。広域的

な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点によるGPS測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて0.2mと設定する。なお、2011年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点（日立）における国土地理院の観測記録では、地震前と比較すると2017年6月で約0.2m程度沈降しており、広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した0.2mの沈降と整合している。

上昇側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である0.46mの沈降及び広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である0.2mの沈降を考慮する。

敷地に遡上する津波は、上記を初期条件としてあらかじめ考慮した上で高さを設定し、防潮堤外側における入力津波としていることから数値計算上の不確かさは考慮しない。

なお、防潮堤ルート変更（北側エリア縮小）による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。

2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

「2.1.2 入力津波の設定 (1) 基準津波の入力津波の設定」で設定した入力津波による基準津波に対する津波防護対象設備への影響について、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

また、「2.1.2 入力津波の設定 (2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定」で設定した入力津波による敷地に遡上する津波に対する防護対象設備への影響について、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への流入の可能性の有無、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

具体的な影響評価の内容及び結果については、添付書類「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。

入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。

(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）

a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）

④ a

(a) 敷地への地上部からの到達，流入の防止

遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，遡上波の地上部からの到達，流入の可能性の有無を評価する。

流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と，入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として，設計上の裕度の判断の際に考慮する。

評価の結果，遡上波が地上部から到達し流入するため，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画（緊急時対策所建屋，可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）の設置された敷地に，遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤及び防潮扉を設置する設計とする。

また，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち，緊急時対策所建屋，可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は，津波による遡上波が地上部から到達，流入しない十分高い場所に設置する設計とする。

なお，防潮扉は，原則閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。

(b) 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止

津波の流入の可能性のある経路につながる海水系，循環水系，構内排水路等の標高に基づき，許容される津波高さと同経路からの津波高さ又は遡上波高さを比較することにより，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と，入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし，設計上の裕度の判断の際に考慮する。

評価の結果，流入する可能性のある経路が特定されたことから，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため，津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに，浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋，海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁，取水ピット空気抜き配管逆止弁，放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋，S A用海水ピット開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。

なお，防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路に対しては，廃止措置工事に伴う排水（解体撤去に伴う廃液，洗濯廃液）に必要な希釈取水機能

④ a

及び希釈放水機能に影響が生じないように取水路と放水路をコンクリート等により埋戻しを行うことにより、津波の流入を防止する設計とする。

放水路ゲートについては、敷地への遡上のおそれのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。なお、扉体にフラップ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。

また、大津波警報が発表された場合に、放水路を経由した津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。

上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。

b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への浸水防止（外郭防護1）

(a) 遡上波の地上部からの流入の防止

防潮堤外側及び防潮堤内側の遡上波に対し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画への地上部からの到達、流入の有無を評価する。

評価の結果、敷地に遡上する津波は、防潮堤を越流し地上部から防護対象の建屋及び区画に到達するため、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋又は区画（常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）に対する津波防護施設として、原子炉建屋外壁並びに原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟西側水密扉、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1及び原子炉建屋付属棟北側水密扉2（以下「原子炉建屋水密扉」という。）を設置する設計とする。

また、浸水防止設備として、原子炉建屋水密扉、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低压代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低压代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。

原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高压電源装置用カルバート（立坑部）の地下1階床面貫通部に対しては止水処置を実施する。

敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、T.P.+11m以上の標高の敷地に設置する常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南

側)は、敷地に遡上する津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。

敷地に遡上する津波に対して耐性を確保する防潮扉の管理は、基準津波に対する管理と同じである。また、原子炉建屋水密扉及び常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき許容される津波高さと同経路からの津波高さ又は遡上波高さを比較することにより、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への津波の流入の可能性の有無を評価する。

評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合の津波防護施設及び浸水防止設備として、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1） (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」に記載する設備の設置及び屋外二重管内に設置される非常用海水系配管の原子炉建屋側貫通部止水処置を実施する設計とする。

東海発電所の取水路及び放水路からの津波の流入防止に係る設計、放水路ゲートの設計、大津波警報発表時の循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートの閉止運用に係る管理については、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1） (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」と同じである。

上記(a)及び(b)の津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の敷地に遡上する津波による入力津波に対する設計上の裕度は考慮しない。

④ a

(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

a. 基準津波における漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

(a) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安

④ a

全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

- b. 敷地に遡上する津波における漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

(a) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水想定範囲を設定するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

また、防潮堤内側に流入する遡上波に対して浸水想定範囲を設定するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

④ a

- (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）

a. 基準津波による影響防止

(a) 浸水防護重点化範囲の設定

設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置場（軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を含む。）、常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。）及び非常用海水系配管を設定する。

重大事故等対処施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、海水ポンプ室、非常用海水系配管、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽（代替淡水貯槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバート）、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを含

④ a

む。)及び常設代替高圧電源装置用カルバート(トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。)を設定する。

(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に示す。

評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の津波防護対象設備に対する浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を実施する設計とする。

また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備に対する浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。

常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。

b. 敷地に遡上する津波による影響防止

(a) 浸水防護重点化範囲の設定

敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち、重大事故等に対処するために必要な機能を有する重大事故等対処施設の浸水防護重点化範囲は、海水ポンプ室及び非常用海水系配管並びに常設代替高圧電源装置置場のうちの非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を除き、「a. 基準津波による影響防止 (a) 浸水防護重点化範囲の設定」と同じである。

(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水対策の考え方は「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。

評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口がある場合には、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備を設置することとし、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点

化範囲の境界における浸水対策」に記載する設備のうち、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋を除く設備に加え、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋水密扉を設置する設計とする。

原子炉建屋水密扉の管理及び浸水防止対策の範囲の考え方については、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。

④ a

(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止

(a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性

非常用海水ポンプについては、評価水位としての取水ピットでの下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。

また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるSA用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がSA用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるか評価する。

評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。

なお、大津波警報が発表された場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。

緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時において緊急用海水ポンプを運転したとしても、地下岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能な設計とする。

非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。

(b) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認

基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットに対しても、閉塞することなくSA用

④ a

海水ピット取水塔，海水引込み管，S A用海水ピット，緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保できる設計とする。

非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプは，取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても，軸受部の異物逃し溝から浮遊砂を排出することで，機能を保持できる設計とする。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプは，浮遊砂の混入に対して，取水性能が保持できるものを用いる設計とする。

漂流物に対しては，発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し，抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に，非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞が生じることがなく，非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。また，S A用海水ピット取水塔の閉塞が生じることなく，緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性確保並びにS A用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性が確保できる設計とする。

発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については，設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また，隣接事業所の人工構造物については，当該事業所との合意文書に基づき，隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに，従前の評価結果に包絡されない場合は，漂流物となる可能性，非常用海水ポンプ，緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性並びに浸水防護施設の健全性への影響評価を行い，影響がある場合は漂流物対策を実施する。

b. 敷地に遡上する津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止

(a) 緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性

緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性については，敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ，緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」と同じである。

(b) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認

緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認については，敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ，緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」に記載する緊急用海水ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの評価内容と同じである。

漂流物に対しては、防潮堤内側を含む発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合の評価を実施する。

防潮堤外側で発生する漂流物に対しては、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットの閉塞が生じることなく、緊急用海水ポンプの取水性が確保できる設計とする。また、SA用海水ピット取水塔への衝突荷重による影響を評価する。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替中型ポンプは取水性が確保できるものを用いる設計とする。

防潮堤内側については、防潮堤外側で発生した漂流物の流入の影響及び防潮堤内側で発生した漂流物の影響を評価するものとし、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への到達の可能性及び到達する場合は衝突荷重による影響を評価する。

構内排水路逆流防止設備については、防潮堤内側に流入した津波の排水に使用することから、排水時の漂流物、砂等の堆積・混入による影響を考慮した設計とする。また、集水枡底部に砂が堆積した場合に、砂を取り除くことができる設計とするとともに保安規定に砂や漂流物を除去することを定め、排水機能を維持する。

発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、緊急用海水ポンプの取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。

④ b

(5) 津波監視

a. 基準津波に対する津波監視

(a) 津波監視

津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。

b. 敷地に遡上する津波に対する津波監視

(a) 津波監視

津波監視設備については、敷地に遡上する津波に対しては機能を期待しない取水ピット水位計を除き、「a. 基準津波に対する津波監視」と同じである。

なお、津波・構内監視カメラのうち、防潮堤に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波により機能喪失が想定されるため、敷地に遡上する津波時は原子炉建屋屋上の津波・構内監視カメラにより、敷地に遡上する津波に対する重大事故等への対処に必要なエリアの監視等を行う。潮位計は、計測範囲の

上限を一時的に超えた後も機能喪失しない設計とする。

2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護の設計方針

「2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて、津波防護上、津波防護対策が必要な場合は、以下に示す(1)及び(2)に基づき施設の設計を実施する。設計は、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」に従い、自然現象のうち、余震、積雪及び風の荷重を考慮する。津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、防潮堤、防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備、浸水防止蓋、逆止弁、水密扉、潮位計、津波・構内監視カメラ等の構造形式があるため、これらの施設・設備の詳細な設計方針については、添付書類「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」に示す。

⑤ a

(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「2.1.2 入力津波の設定 (1) 基準津波の入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、基準津波に対する津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に関する耐震設計の基本方針は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。

(a) 津波防護施設

津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。

津波防護施設のうち防潮堤及び防潮扉については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。

津波防護施設のうち放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備については、入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入を防止する設計とする。

津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。

主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。また、鋼製防護壁と取水構造物の境界部には、浸水防止設備として、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置し、止水性を保持する設計とする。

(b) 浸水防止設備

浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、基準津波に対する津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。

浸水防止設備として、取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレ

⑤ a

ン排出口逆止弁，取水ピット空気抜き配管逆止弁，SA用海水ピット開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグラウンド dren 排出口逆止弁，緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁，放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋，海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋，緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋，格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ，常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ，常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ及び常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置し，入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置，海水ポンプ室貫通部止水処置，原子炉建屋境界貫通部止水処置並びに常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置については，入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水処置を実施し，止水性を保持する設計とする。

(c) 津波監視設備

津波監視設備は，津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波・構内監視カメラは，波力，漂流物の影響を受けない位置，取水ピット水位計及び潮位計は波力，漂流物の影響を受けにくい位置に設置し，津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また，基準地震動 S_0 に対して，機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては，自然条件（積雪，風荷重等）との組合せを適切に考慮する。

津波監視設備のうち津波・構内監視カメラは，所内常設直流電源設備から給電し，暗視機能を有したカメラにより，昼夜にわたり中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。

津波監視設備のうち取水ピット水位計は，所内常設直流電源設備から給電し，T.P. -7.8m ～T.P. $+2.3\text{m}$ を計測範囲として，非常用海水ポンプが設置された取水ピットの下降側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また，取水ピット水位計は取水ピットの北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し，漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。

津波監視設備のうち潮位計は，所内常設直流電源設備から給電し，T.P. -5.0m ～T.P. $+20.0\text{m}$ を計測範囲として，津波の上昇側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また，潮位計は取水口入口近傍の北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し，漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。

⑤ b

b. 荷重の組合せ及び許容限界

津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の耐津波設計における構造強度による機能維持は，以下に示す入力津波による荷重と津波以外の荷重の組合せを適切に考慮して構造強度評価を行い，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。なお，組み合わせる自然現象とその

⑤ b

荷重の設定については、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に、地震荷重との組合せとその荷重の設定については、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。

(a) 荷重の組合せ

津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重等）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。

⑤ c

(b) 許容限界

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。

(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「2.1.2 入力津波の設定 (2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定」で設定している入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。

防潮堤及び防潮扉については、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さ及び止水性を保持するとともに、漂流物の衝突荷重の影響を考慮した設計とする。

(a) 津波防護施設

津波防護施設のうち、原子炉建屋外壁、原子炉建屋水密扉、放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備については、敷地に遡上する津波の入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、止水性を保持する設計とする。構内排水路逆流防止設備は、漂流物の堆積及び異物の噛み込みによる影響を考慮した設計とする。

主要な構造体の境界部に対する設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。

(b) 浸水防止設備

浸水防止設備の設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。

浸水防止設備として、「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する設備（海水ポンプ室ケーブル点検口を除く。）に加え、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋水密扉を設置し、止水性を保持する設計とする。

工事計画認可申請	第 9-4-1 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (1/4)
日本原子力発電株式会社	
8X03	

工事計画認可申請	第 9-4-2 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (2/4)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請	第 9-4-3 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (3/4)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請	第 9-4-4 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (4/4)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請	第 9-4-5 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (1/12)
日本原子力発電株式会社	
8831	

工事計画認可申請		第 9-4-6 図
東海第二発電所		
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (2/12)	
日本原子力発電株式会社		8817

工事計画認可申請		第 9-4-7 図
東海第二発電所		
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (3/12)	
日本原子力発電株式会社		8817

工事計画認可申請	第 9-4-8 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (4/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請	第 9-4-9 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (5/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請 第 9-4-10 図

東海第二発電所

名称
その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る
機器の配置を明示した図面 (6/12)

日本原子力発電株式会社

8817

工事計画認可申請	第 9-4-11 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (7/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請

第 9-4-12 図

東海第二発電所

名称
その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る
機器の配置を明示した図面 (8/12)

日本原子力発電株式会社

8817

工事計画認可申請	第 9-4-13 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (9/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請

第 9-4-14 図

東海第二発電所

名称
その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る
機器の配置を明示した図面 (10/12)

日本原子力発電株式会社

8817

工事計画認可申請	第 9-4-15 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (11/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

工事計画認可申請	第 9-4-16 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (12/12)
日本原子力発電株式会社	
8817	

V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲

NT2 補① V-1-1-2-1-2 R4

1. 概要

本資料は、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないという技術基準の要求を満足させるために必要な安全機能を確認し、それらの安全機能が自然現象等により損なわれないために、防護すべき施設について説明するものである。

②

2. 安全施設の範囲

2.1 技術基準規則の要求について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第6条及び第7条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）においては、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないことが要求されている。この要求を満足させるためには、通常運転時だけでなく、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時においても発電用原子炉施設の安全性を確保する必要がある。

設置（変更）許可申請書添付書類十において、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき行った運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の安全評価（以下「安全評価」という。）では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故として想定される事象に対して解析を行い、いずれの事象についても判断基準を満足しており、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

したがって、安全評価において考慮する安全機能が自然現象等により損なわなければ、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」時においても発電用原子炉施設の安全性を確保することができ、技術基準規則第6条及び第7条並びにそれらの解釈の要求を満足することができる。

2.2 安全評価において考慮する安全機能

安全評価では、表2-1及び表2-2に示す安全機能を考慮して解析を行った結果、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

安全評価において期待する安全機能は、原則として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のMS-1又はMS-2に属するものである。しかしながら、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録解説に示すとおり、MS-3に属する安全機能のうち表2-1及び表2-2に示す安全機能については、信号の多重化により作動系に高い信頼性を有するものとして考慮している。

2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設の範囲

設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

なお、安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とは、表2-1及び表2-2に示しているMS-3の構築物、系統及び機器である。

表 2-2 「設計基準事故」において考慮する安全機能

分類	安全機能	構築物, 系統及び機器
MS-1	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系 (スクラム機能)
	未臨界維持機能	制御棒及び制御棒駆動系 (未臨界維持機能)
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁 (安全弁としての開機能)
	原子炉停止後の除熱機能	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却系) 原子炉隔離時冷却系 逃がし安全弁 (手動逃がし機能) 自動減圧系 (手動逃がし機能)
	炉心冷却機能	低圧炉心スプレイ系 低圧注水系 (残留熱除去系低圧注水系) 高圧炉心スプレイ系 自動減圧系
	放射性物質の閉じ込め機能, 放射線の遮へい及び放出低減機能 ②	格納容器 格納容器隔離弁 (主蒸気隔離弁含む) 流量制限器 格納容器スプレイ冷却系 (残留熱除去系格納容器スプレイ冷却系) 原子炉建屋 原子炉建屋ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 排気筒 (非常用ガス処理系排気筒の支持機能)
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	安全保護系
② 安全上特に重要な関連機能	非常用電源設備	
MS-2	放射性物質放出の防止機能	気体廃棄物処理施設の隔離弁 排気筒 (非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外)
MS-3	異常状態の把握機能	放射線監視設備の一部 (排気筒モニタ)

V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

表 3-2 基準津波による遡上波の地上部からの到達, 流入評価結果 (2/2)

津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	入力津波高さ	設置する敷地の高さ	津波防護施設の津波荷重水位	裕度	参照する裕度	評価
海水ポンプ室		T.P. +3m				
原子炉建屋					④ a	入力津波高さに対して、津波防護施設の津波荷重水位の裕度が参照する裕度以上であるため、遡上波の到達, 流入はない。
タービン建屋						
使用済燃料乾式貯蔵建屋						
排気筒						
常設代替高压電源装置用カルバート	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤前面 (敷地側面北側) T.P. +15.4m* 	T.P. +8m	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤 (敷地側面北側) T.P. +18m 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地側面北側 2.6m 		
格納容器圧力逃がし装置格納槽	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤前面 (敷地側面東側) T.P. +17.9m 		<ul style="list-style-type: none"> 防波堤及び防波扉 (敷地側面東側) T.P. +20m 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地前面東側 2.1m 敷地側面南側 1.2m 		
常設低圧代替注水系格納槽	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤前面 (敷地側面南側) T.P. +16.8m 		<ul style="list-style-type: none"> 防波堤及び防波扉 (敷地側面南側) T.P. +18m 			
緊急用海水ポンプピット		T.P. +11m				
原子炉建屋西側接続口		T.P. +3m				
原子炉建屋東側接続口		~				
常設代替高压電源装置場		T.P. +8m				
非常用海水配管						

④ a

* 防波堤ルート変更後の遡上解析では T.P. +12.2m となったが, 設置 (変更) 許可 (平成 30 年 9 月 26 日許可) において設定した入力津波高さを下回らないように, 入力津波高さを T.P. +15.4m と設定する。

表 3-3 敷地に遡上する津波による遡上波の地上部からの到達，流入評価結果 (2/2)

津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	入力津波高さ	設置する敷地の高さ	遡上波に対する津波防護方針	裕度	参照する裕度	評価
原子炉建屋	T. P. + 8m の敷地における浸水深が 1.0m となる。 (T. P. + 9.0m)	T. P. + 8m	流入する可能性のある経路を特定し、津波荷重水位が 1.2m 以上となる津波防護施設及び浸水防止設備を設置する。*	0.2m	④ a	津波防護施設及び浸水防止設備の津波荷重水位が入力津波高さ以上であるため、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画への遡上波の流入はない。 遡上波の浸水の影響を受けない設備が設置されている区画となるため、津波防護対策が不要である。
常設代替高压電源装置用カルバート						
格納容器圧力逃がし装置格納槽						
常設低圧代替注水系格納槽						
緊急用海水ポンプピット						
排気筒						
原子炉建屋西側接続口						
原子炉建屋東側接続口						

* 流入する可能性のある経路の特定は、「b. 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止」に示す。

V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設的设计方針

⑥ a

3.1 津波防護施設

(1) 施設

a. 防潮堤及び防潮扉

(a) 防潮堤（鋼製防護壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(b) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(c) 防潮壁（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(d) 防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(e) 防潮扉

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

b. 放水路ゲート

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

c. 構内排水路逆流防止設備

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

d. 貯留堰

基準津波 : —

敷地に遡上する津波 : —

* 敷地に遡上する津波に対して耐性を保持する。

⑥

(2) 要求機能

津波防護施設は、繰返しの襲来を想定した入力津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備が、要求される機能を損なうおそれがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。

(3) 性能目標

a. 防潮堤及び防潮扉

(a) 防潮堤（鋼製防護壁）

イ. 基準津波

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とす

⑥

る。

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は取水構造物の上部を横断するように鋼製の鋼製防護壁で構成し、下部工は取水構造物の両側に岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の地中連続壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、鋼製防護壁アンカーにより上部工と下部工を接合し、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とする。地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とする。また、取水構造物と鋼製防護壁の境界部には1次止水機構及び2次止水機構を設置し、取水構造物と鋼製防護壁の相対変位を1次止水機構及び2次止水機構が追従できる変位にとどめる設計とする。これらの設計によって、主要な構造部材の健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ．敷地に遡上する津波

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鋼製防護壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ．基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

⑥ a

(b) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）

イ．基準津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鉄筋コンクリート製の防潮壁で構成し、下部工は岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の地中連続壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の

⑥ a

性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

⑥ a

(c) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））

イ. 基準津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鉄筋コンクリート製の防潮壁及び放水路で構成し、下部工は岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の地中連続壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の

構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

⑥ a

(d) 防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

イ．基準津波

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製の鋼管と鉄筋コンクリートから成る鋼管鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート製の鉄筋コンクリート梁壁で構成し、上部工の背面には津波荷重が作用した時に受働抵抗体となる地盤嵩上げ部を設置し、下部工は岩盤に支持される鋼製の鋼管杭で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工の鋼管と下部工の鋼管杭は一体の構造であるため、上部工が下部工からがずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、上部工の境界部及び地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ．敷地に遡上する津波

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ．基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

(e) 防潮扉

イ．基準津波

防潮扉は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮扉は、基礎が地中連続壁基礎で構成する防潮扉1と鋼管杭で構成する防潮扉2の2種類の構造となる。

防潮扉1は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の扉体及び鉄筋コンクリ

工事計画認可申請	第 9-4-17 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 防潮堤（鋼製防護壁）
日本原子力発電株式会社	
8831	

工事計画認可申請	第 9-4-18 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）
日本原子力発電株式会社	
8831	

工事計画認可申請	第 9-4-19 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）
日本原子力発電株式会社	
8831	

V-3-別添 3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書

1. 防潮堤（鋼製防護壁）の基礎及び上部構造に関する強度計算書

2.3 評価方針

防潮堤（鋼製防護壁）は、Sクラス施設である浸水防護施設に分類される。

鋼製防護壁の強度評価は、添付書類「V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」及び「4.2 許容限界」にて設定している荷重及び荷重の組合せ、並びに許容限界を踏まえて実施する。強度評価では、「3. 強度評価方法」に示す方法により評価し、「4. 評価結果」より、鋼製防護壁の評価対象部位に作用する発生応力が許容限界以下であることを確認する。

鋼製防護壁に関する評価項目を表 2-2 に、鋼製防護壁耐津波評価フローを図 2-10 に示す。

鋼製防護壁の強度評価においては、その構造を踏まえ、津波及び余震荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を設定する。強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、津波に伴う荷重作用時（以下「津波時」という。）及び津波に伴う荷重と余震に伴う荷重作用時（以下「重畳時」という。）について行う。

鋼製防護壁は、上部構造（鋼製防護壁）と下部構造（地中連続壁基礎）が鋼製防護壁アンカーによって剛結され、上部構造からの軸力と水平軸回りの曲げモーメントを引抜き力、押し込み力として基礎上部の頂版鉄筋コンクリートに伝達することで一体構造として挙動するため、上部構造と下部構造を一体とした 3次元モデルで強度評価を行う。地中連続壁基礎をはり要素、鋼製防護壁を格子状の梁要素でモデル化する。

鋼製防護壁の強度評価は、設計基準対象施設として表 2-2 の鋼製防護壁の評価項目に示すとおり、構造部材の健全性評価、基礎地盤の支持性能評価及び構造物の変形性評価を行う。

構造部材の健全性評価及び基礎地盤の支持性能評価を実施することで、構造強度を有することを確認する。

構造部材の健全性評価については、構造部材の発生応力が許容限界以下であることを確認する。

構造物の変形性評価については、止水ジョイント部材の変形量を算定し、有意な漏えいが生じないことを確認した許容限界以下であることを確認する。

重畳時の支持性能評価における入力地震動は、解放基盤表面で定義される弾性設計用地震動 S_d-D1 を 1次元波動論により有効応力解析モデル底面位置で評価したものをを用いる。また、地下水位は地表面位置に設定する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

①基本事項について

- a. 既工事計画においては、設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち、自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される竜巻、火山、森林火災等の10事象の自然現象（地震及び津波を除く。）並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の7事象の人為事象（故意によるものを除く。）を選定し、それら事象に対して原子炉施設の安全性を損なわないため、防護措置等を講じる設計として記載している。
「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等に関する基本方針」（1～10頁参照）
- b. 既工事計画においては、地震及び津波を含む自然現象の組合せや設計基準事故と自然現象との荷重の組合せを考慮した設計として記載している。
「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（1, 10, 11, 13頁参照）
- c. 既工事計画においては、安全重要度分類指針に規定されるクラス1, クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構造物、系統及び機器を、外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）と設定し、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設（以下「外部事象防護対象施設に影響を及ぼし得る施設」という。）も考慮した設計として記載している。
「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（2, 3頁参照）
「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」（1, 3頁参照）
「補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】参照」

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

②電巻に対する設計方針について

- a. 既工事計画においては、荷重による影響については以下の通りの設計方針を記載している。
 - ア. 風圧力及び気圧差による荷重並びに設計飛来物による衝撃荷重を組合せた設計電巻荷重に加え、運転時の荷重等を適切に組合せ、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(以下「設計・建設規格」という。)及びJ E A G 4 6 0 1等に基つき、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設並びに外部事象防護対象施設を内包する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)の強度設計を適切に実施することを記載している。
 - イ. 隣接事業所のうち必要な措置を講じた場所以外から、設計飛来物より運動エネルギー又は貫通力が大きくなる飛来物が想定される場合には、当該飛来物による衝撃荷重に対し、外部事象防護対象施設等の構造健全性を確保する設計等とされている。
 - b. 既工事計画においては、電巻随伴事象として、過去の電巻被害の状況及び発電所における施設の配置から火災、溢水、外部電源喪失を想定し、外部事象防護対象施設の安全機能が損なわれないことを記載している。
 - 「V-1-1-2-3-1 電巻への配慮に関する基本方針」(1, 2, 4頁参照)
 - 「V-1-1-2-3-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」(2~4頁参照)
 - 「V-1-1-2-3-3 電巻防護に関する施設の設計方針」(7, 9, 10, 13, 14, 23, 24, 26~28頁参照)
- 今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

③火山の影響に対する設計方針について

- a. 既工事計画においては、火山による影響のうち、荷重による影響に関しては、降下火砕物及びその他自然現象による荷重、運転時の荷重等を適切に組合せ、設計・建設規格及びJ E A G 4 6 0 1等に基づき、外部事象防護対象施設等の強度設計を適切に実施することを記載している。
 - 「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」(1,2頁参照)
 - 「V-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」(1,3頁参照)
 - 「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設的设计方針」(3,4,8~10,12,22,24頁参照)
- b. 既工事計画においては、火山による影響のうち、腐食による影響に関しては、耐食性を有する材料を使用すること又は直接降下火砕物と接しないようにするために塗装を実施することにより、外部事象防護対象施設及び防護対策施設が短期間で腐食しない設計として記載している。
 - 「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」(1,2頁参照)
 - 「V-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」(1,3頁参照)
 - 「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設的设计方針」(5,8,17,18,20,29,34頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

④外部火災に対する設計方針について

- a. 既工事計画においては、外部火災から防護すべき施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）として、外部事象防護対象施設の中から、その安全機能と外部火災の起因となる事象との関係を踏まえ、適切に抽出することを記載している。
 - 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1,2頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定」（1頁参照）
- b. 既工事計画においては、発電所敷地内の火災源に対して、それぞれ以下の通りの設計とされていることを記載している。
 - ア. 森林火災からの影響については、外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、火災源と外部火災防護対象施設の離隔距離が危険距離（火災の延焼防止に必要な距離であり、外部火災防護対象施設を内包する建屋又は外部火災防護対象施設が許容温度となる距離をいう。）を上回る設計とされていることを記載している。
 - 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果」（1,2,47,50頁参照）
 - イ. 森林火災以外の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等の火災、航空機墜落による火災等）については、外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、当該火災の発生時においても、外部火災防護対象施設を内包する建屋又は外部火災防護対象施設の温度が許容温度を満足する設計とされていることを記載している。
 - 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果」（5,14,15,21,47,48,51,52頁参照）
- ウ. 爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とされていることを記載している。
 - 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠」（1頁参照）
 - 「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果」（13頁参照）

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- c. 既工事計画においては、発電所敷地外の火災源（近隣の産業施設の火災・爆発等）からの影響については、発電所敷地外10km以内の範囲において石油コンビナート施設はないことを確認していること、また、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設、燃料輸送車両等の火災源に対しては、外部火災防護対象施設との離隔距離及び危険限界距離を上回る設計としていることを記載している。
 - 「V-1-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
 - 「V-1-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（2,3頁参照）
 - 「V-1-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果」（22,24,25,28～30,33～37,39,42,45,46,49,50,53～57頁参照）今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

⑤その他自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計方針について

- a. 既工事計画においては、自然現象に関しては、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、積雪、生物学的事象及び高潮の7事象について、建築基準法及び過去の観測記録等を踏まえ、その影響から外部事象防護対象施設を適切に防護する設計としていることを記載している。
 - 「V-1-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（5～7頁参照）
- b. 既工事計画においては、人為事象（故意によるものを除く。）に関しては、船舶の衝突について海水呑口広さの考慮等により、電磁的障害について鋼製管体や金属シールド付ケーブルの適用による電磁波侵入防止対策等により、また、飛来物（航空機落下）について発電所周辺の状況等を踏まえ、その影響から外部事象防護対象施設を適切に防護する設計としていることを記載している。
 - 「V-1-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（8～10頁参照）今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

2. 確認結果

確認図書名	確認結果
補足-4 【非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなく，外部事象防護対象施設である原子炉建屋及び防護対策施設で防護する設計方針に変更がないことを確認した。【①c】
V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなく，想定される自然現象や人為事象に変更がないため，外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に変更がないことを確認した。【①,⑤】
V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，系統構成に変更がなく，外部からの衝撃より防護すべき施設に変更がないことを確認した。【①c】
V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針 V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がないため，原子炉建屋及び防護対策施設にて防護する方針に変更がなく，竜巻防護に関する設計方針に変更がないことを確認した。【②】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
<p>V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針</p> <p>V-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設的设计方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がないため，原子炉建屋にて防護する方針に変更がなく，降下火砕物の影響を考慮する施設的设计方針に変更がないことを確認した。【③】
<p>V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針</p> <p>V-1-1-2-5-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定</p> <p>V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針</p> <p>V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠</p> <p>V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の非常用無停電電源装置の改造により，対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がないため，原子炉建屋にて防護する方針に変更がなく，外部火災防護における設計方針に変更がないことを確認した。【④】

非常用／緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

3. まとめ

- ・ 今回の非常用無停電電源装置の改造において、外部事象防護対象施設である原子炉建屋及び防護対策施設で防護する設計方針に変更がないことを確認した。
- ・ 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針に変更のないことから、竜巻、火山、森林火災等の10事象の自然事象（地震及び津波を除く。）並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の人為事象に対する設計方針に変更がないため、技術基準の適合性に影響を与えない。
- ・ 既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更はない。

V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止
に関する基本方針

1. 概要

本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第5条及び第50条（地震による損傷の防止）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、技術基準規則第6条、第51条（津波による損傷の防止）及び第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）並びにそれらの解釈に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明する。

また、基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において、技術基準規則第54条第1項及びその解釈への適合することを説明するとともに、具体的な敷地に遡上する津波への対策については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。

なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。

2. 基本方針

2.1 自然現象

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震を除く。）又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。

また、想定される自然現象（地震を除く。）に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象（地震を除く。）に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。

設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。

2.2 人為事象

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因と